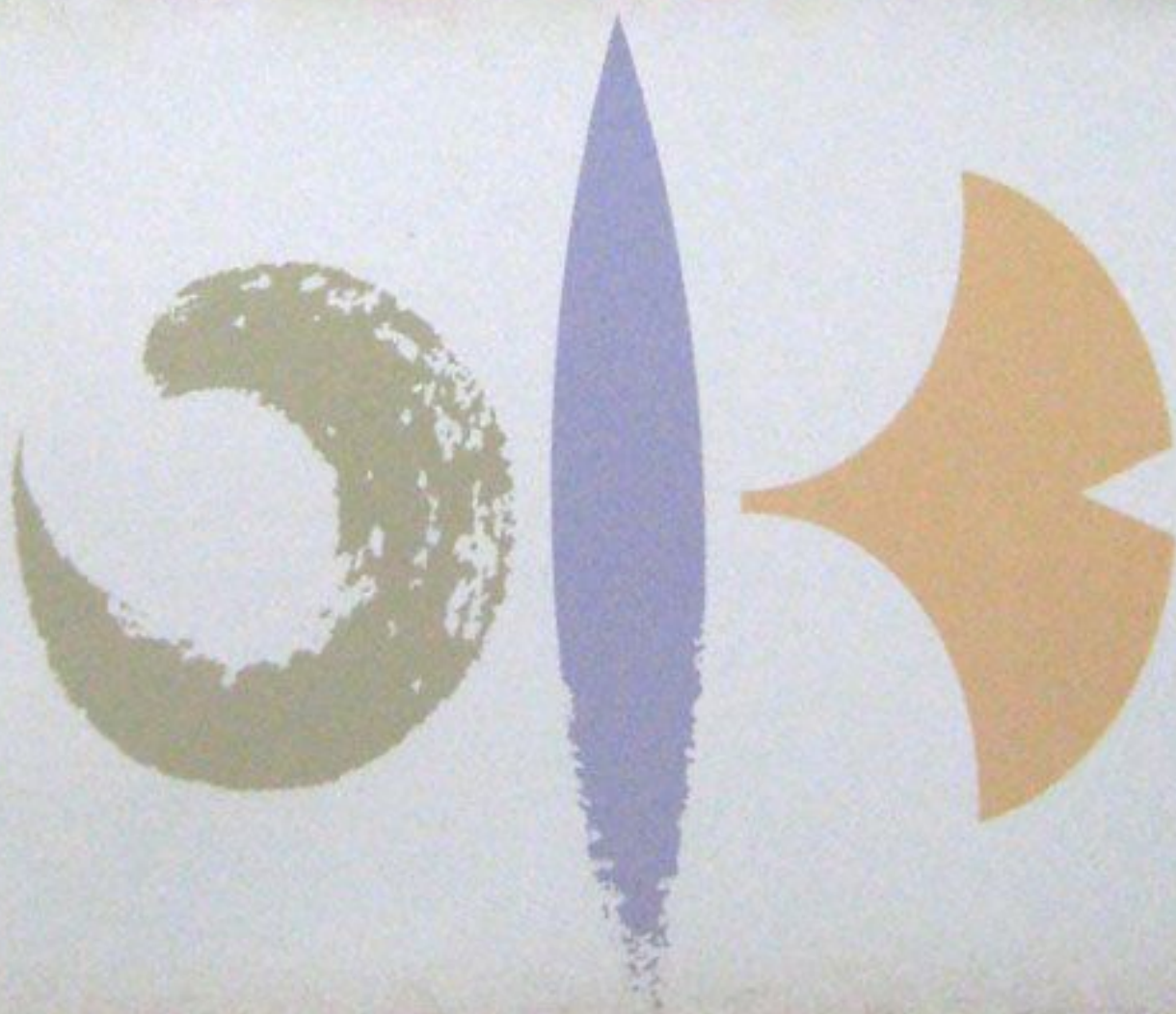


第4次水巻町総合計画

人が輝き、安心して暮らせる町 みずまき



福岡県 水巻町

ごあいさつ

本町はこのたび、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間のまちづくりの指針となる「第 4 次水巻町総合計画」を策定いたしました。

この計画では、私たちが目指すまちの将来像を「人が輝き、安心して暮らせる町 みずまき」と掲げました。この町に住む一人ひとりが輝き、この町を誇りに感じ、たくさんの人々に愛される町でありたい。そして住む人たちは安心していきいきと暮らし、訪れる人たちはホッとできる町でありたい。そんな思いを大切にしながら、地域の特性を活かした魅力あふれるまちづくりを展開してまいりたいと決意しております。



近年、地方公共団体を取りまく環境は、地方分権の進展、少子高齢化と人口減少社会の到来、高度情報化社会の進展、環境問題の拡大など大きな転換期を迎えています。特に、行財政基盤の確立は、多様化する住民ニーズに柔軟に対応するため喫緊の課題となっております。

こうした時代の変化に適切に対応し、本計画が目指す将来像を着実に実現するためには、住民の皆様と行政が目標を共有し、共に考え、共に行動していく協働のまちづくりを推進することが大切であると考えています。今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

この計画の策定にあたりまして、ご協力を賜りました総合計画審議会委員の皆様やご協力いただきました住民の皆様に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

平成 20 年 3 月

水巻町長 矢野 繁 敏

目 次

第1部 序論	1
第1章 はじめに.....	2
第2章 計画の概要.....	3
1 計画の目的と役割.....	3
2 計画の構成と期間.....	3
総合計画の構成図	4
第3章 水巻町の特性.....	5
1 位置・地勢.....	5
2 人口構造.....	5
3 産業構造.....	8
第4章 時代の潮流.....	10
1 地方分権の進展.....	10
2 人口減少社会の到来と少子・高齢化の進行.....	10
3 住民と行政が一体となった協働のまちづくりへの対応.....	10
4 環境問題への対応.....	11
5 安全・安心のまちづくりへの要請.....	11
6 高度情報・通信社会の進展.....	12
第5章 住民アンケートにみるまちづくりの評価と今後のあり方について.....	13
第6章 これまでのまちづくりで見えてきた課題.....	14
1 都市基盤.....	14
2 生活環境.....	14
3 産業.....	15
4 保健・福祉.....	15
5 教育・文化.....	16
6 住民参画・行財政.....	18
第2部 基本構想	19
第1章 まちづくりの将来方向.....	20
1 将来像.....	20
2 基本理念.....	22
3 目標人口.....	24

第2章 施策の大綱.....	26
1 総合計画の体系	26
2 まちづくりの8つの基本方針	27
(1) 住民主役の協働のまちづくり.....	27
(2) 楽しく学び個性と感性を磨くまちづくり	27
(3) うるおいのある魅力的なまちづくり	28
(4) 環境に配慮した快適なまちづくり	29
(5) 活力あふれるたくましいまちづくり	29
(6) 安全・安心のまちづくり.....	30
(7) いきいきと健やかに暮せるまちづくり	30
(8) 効率的・効果的な行財政基盤の構築.....	31
第3部 基本計画	33
第1章 住民主役の協働のまちづくり	34
1 住民参画の促進	35
2 地域連帯感の創出.....	37
3 開かれた町政の推進	39
4 人権擁護・男女共同参画の推進.....	41
第2章 楽しく学び個性と感性を磨くまちづくり	44
1 生きる力と思いやりのある心を育む学校教育の充実.....	45
2 地域教育力の充実と開かれた学校づくり	49
3 互いに学び磨きあう生涯学習の推進	51
4 心身を育むスポーツの振興.....	53
5 文化・芸術の振興と文化財の保護・活用	55
6 国際交流・平和学習の推進.....	57
第3章 うるおいのある魅力的なまちづくり.....	58
1 計画的な土地利用の推進	59
2 魅力ある市街地と都市景観の整備.....	63
3 利便性の高い地域交通体系の整備.....	65
4 良好な住宅環境の整備.....	68
5 潤いのある公園・緑地の整備	70
第4章 環境に配慮した快適なまちづくり	72
1 身近な自然環境の保全と創出	73
2 快適な生活環境の充実.....	75
3 循環型社会の形成と地球環境の保全	78

第5章 活力あふれるたくましいまちづくり.....	80
1 地域特性を活かした農業の振興.....	81
2 個性を發揮する工業の振興.....	84
3 活気があり、ふれあいのある商業の振興	85
4 次代の活力を生む産業連携の推進.....	87
第6章 安全・安心のまちづくり.....	88
1 消防・救急・防犯対策の推進	89
2 防災対策の推進	91
3 公害対策の推進	93
4 消費者保護行政の充実.....	95
第7章 いきいきと健やかに暮せるまちづくり	96
1 健全な心身を育む健康づくりの推進	97
2 産み育てやすい子育て支援の充実.....	102
3 高齢者が元気で暮せる環境づくりの推進	106
4 障害者がいきいき暮せる環境づくりの推進.....	110
5 安心とゆとりのある地域福祉の実現	115
6 一人親・低所得者福祉の充実	117
7 社会保障制度の充実	119
第8章 効率的・効果的な行財政基盤の構築.....	121
1 簡素で効率的な行財政運営の推進.....	122
2 広域連携の推進	127
資料	129
水巻町総合計画審議会条例.....	130
水巻町総合計画審議会委員名簿.....	132
水巻町総合計画審議会諮問・答申.....	133

第1部 序論

第1章 はじめに

水巻町では、「プロッサム！ みずまき - 花が咲く、笑顔が咲く、文化が咲く、まちが咲く - 」を将来像として第3次水巻町総合計画に基づくまちづくりに取り組んできました。

この間、図書館・歴史資料館をはじめ児童少年相談センター、高齢者福祉センターなどの教育・福祉の拠点施設を整備したほか、下水道整備事業や町営住宅改善事業、町立第三保育所(現町立第二保育所)建替えなどの都市基盤施設、生活基盤施設の整備を進めてきました。

また、毎年、遠賀川河川敷や「みどりんぱあーく」を中心に開催される「コスモスまつり」は、住民と一体になった町の大きなイベントとして定着してきています。

一方、時代の流れとして、21世紀に入り、我が国の経済社会は少子高齢化の進行、地方における景気回復の遅れ、IT革命、環境問題の深刻化など、これまでの考え方や価値観が変化しており、これからの自治体は高度化、多様化する住民ニーズに的確に対応していくことが必要になってきました。

さらに、毎日の生活の場である地域においても、コミュニティ機能の低下に伴う連帯意識の希薄化も見られ、少子高齢化がこれに一層の拍車をかけている状況がうかがえます。

また、「三位一体の改革」を基調とする地方分権が実施の段階に入った今日、個性豊かな地域社会の形成に向けての本格的な住民自治の時代を拓いていく大きな節目を迎えています。

このような時代に求められるのは、住民(住民をはじめ、企業、各種団体、NPOなど)と行政がお互いに自ら考え、自ら行動するまちづくり、すなわち多様な住民が主役となり、力を合わせて水巻町を育てていく仕組みづくりといえます。

そこで、21世紀に入ってはじめての10年間のまちづくりの将来像を、「人が輝き、安心して暮らせる町 みずまき -自然と文化に つつまれて-」と定め、新しいまちづくり、ひとづくりを進めるため、第4次水巻町総合計画を策定しました。

第4次水巻町総合計画は、新しいまちづくりの指針です。本町は、本計画を指針として、住民・行政がお互い責任ある立場で、連携して新しいまちづくりを進めることにより、上記の将来像の実現を目指します。

総合計画とは...

地方自治法第2条第4項において、「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」と規定されています。

第2章 計画の概要

1 計画の目的と役割

(1) 計画の目的

第4次水巻町総合計画は、第3次総合計画の実績と評価を踏まえて、平成20年度(2008年度)からはじまる新しい水巻町のまちづくり、ひとづくりの指針となることを目的として策定します。

(2) 計画の役割

本計画は、以下のような役割をもっています。

- 住民と行政が水巻町の現状、課題、将来の予測に関する情報を共有するための役割
- 時代の流れを認識し、将来目標達成に向けての政策を明らかにする役割
- 住民と行政の協働による政策形成の仕組みを明らかにする役割
- 国、県、広域圏およびその他関係機関と連携・協力するための指針としての役割

2 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、平成29年度(2017年度)を目標年次とします。

(1) 基本構想

基本構想は、本町の現状とまちづくりの課題を踏まえ、目指すべき町の将来像とこれを実現するための施策の基本的な方向を示すものです。基本構想の期間は、平成20年度(2008年度)を初年度とし、平成29年度(2017年度)までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想をもとにその目標を達成するため、施策の具体的な内容を部門別に体系化したもので、実施計画の基礎となります。

基本計画の期間は、前期5年、後期5年の10年間としますが、急激な社会情勢・経済情勢の変化により計画を見直すこともあります。

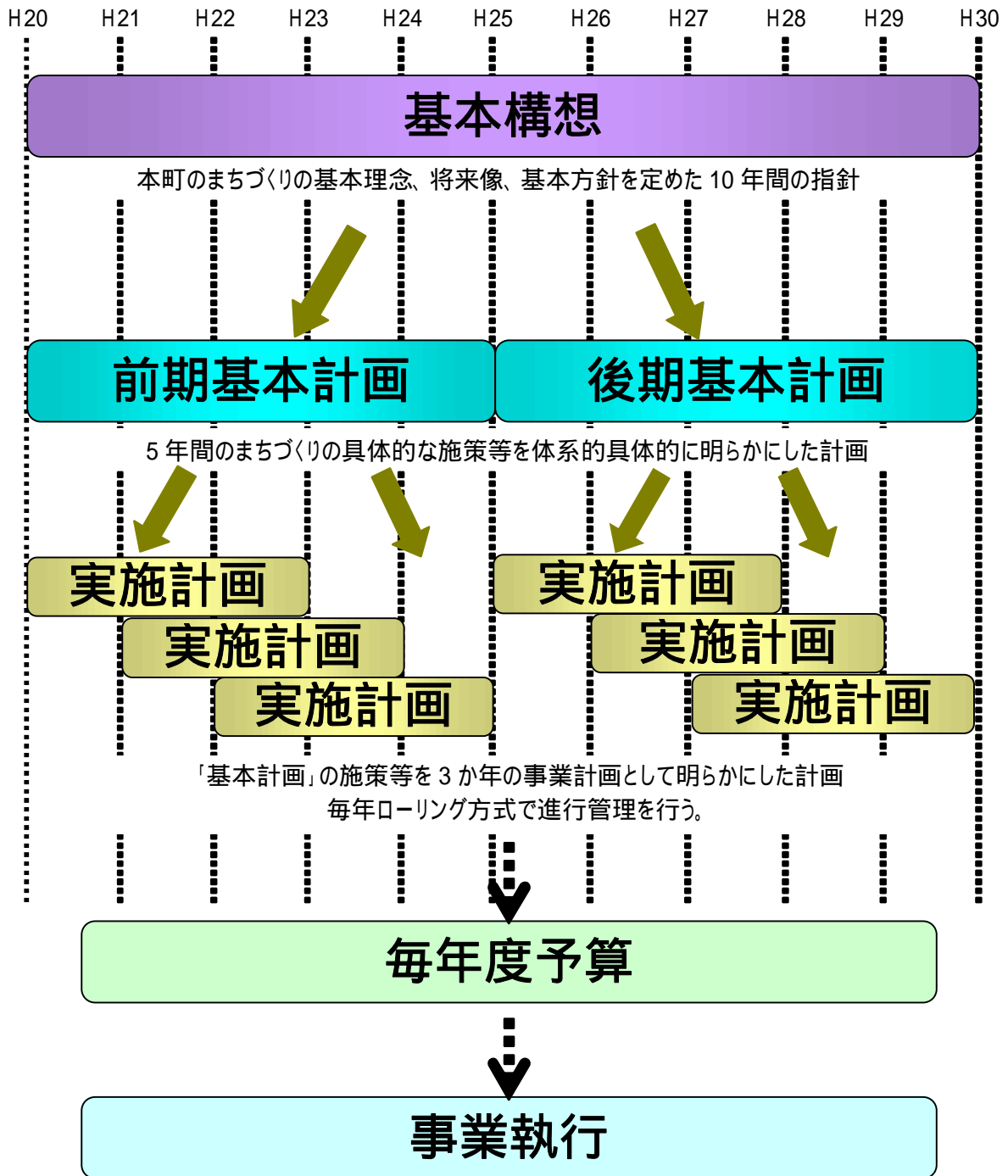
(3) 実施計画(中期財政計画)

実施計画は、基本計画で体系化した各施策の実施年度や事業量、実施方法を具体化したもので、各年度の予算編成の指針となります。

実施計画の期間は3年とし、毎年ローリング方式により計画を策定していきます。

また、効果的かつ効率的な行財政運営を継続的に改善するため、計画に掲げられる施策や事業を対象とし、その必要性や有効性を客観的に評価していきます。

総合計画の構成図



第3章 水巻町の特性

1 位置・地勢

本町は、福岡県の北部に位置しています。本町の東には九州の玄関口北九州市があり、北九州市までの交通の便が良いことから、現在、北九州都市圏のベッドタウンとなっています。

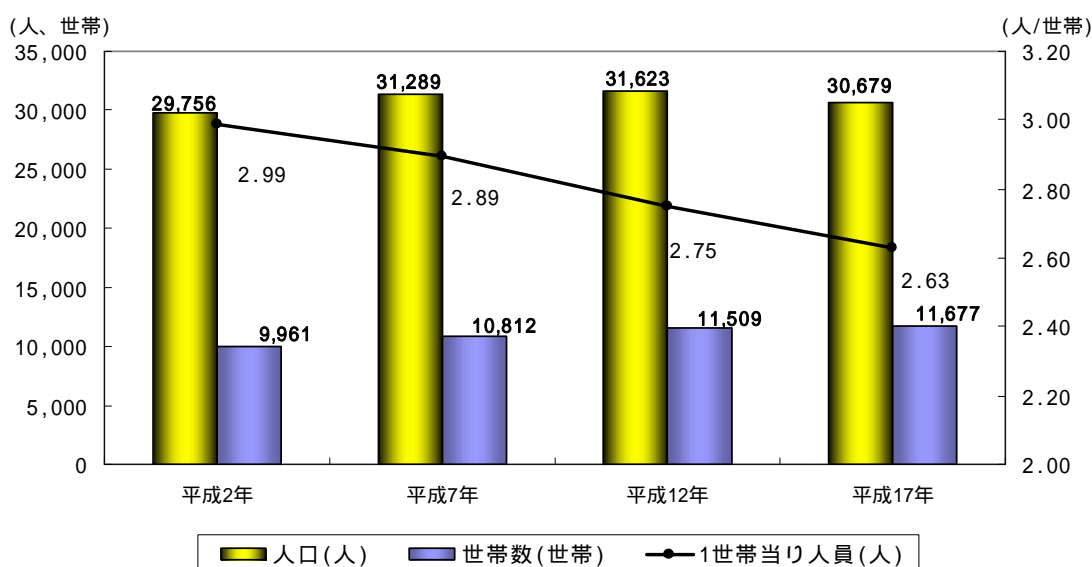
北九州市のほか、中間市、芦屋町、遠賀町と隣接し、総面積は11.03 km²で、遠賀川東岸の南北に細長い町域を形成しており、町の中を曲川が南北に流れています。

また、町の中央部には豊前坊山、多賀山、明神ヶ辻山の3山による丘陵部があり、河川空間と合わせ本町のシンボルとして独特の自然景観を形成しています。

2 人口構造

本町の人口は、平成17年の国勢調査時点で30,679人、世帯数は11,677世帯となっています。平成12年の国勢調査と比較すると、人口は31,623人から944人減少していますが、都市化の進展や核家族化の進行などにより、世帯数は11,509世帯から168世帯増加しています。1世帯当りの世帯人員は平成12年の2.75人から平成17年には、2.63人まで減少しています。

人口・世帯数および1世帯当り人員の推移



資料：国勢調査

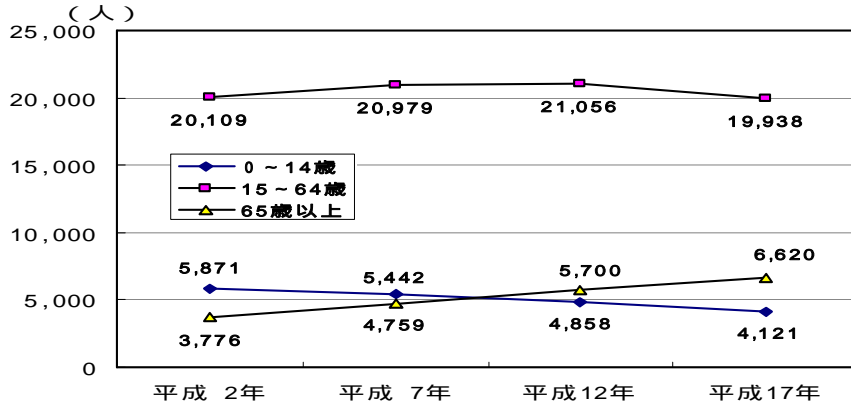
年齢3区分別人口を町全体で見ると、平成17年国勢調査時点で、0～14歳の年少人口は4,121人で全人口に占める割合は13.4%、15～64歳の生産年齢人口は19,938人で65.0%、65歳以上の老年人口は6,620人で21.6%となっています。

平成2年からの推移をみると、出生率の低下や平均寿命の伸びなどの影響により年少人口の減少と老年人口の増加傾向が顕著にみられ、平成12年の調査から、老年人口が年少人口を上回るようになっています。

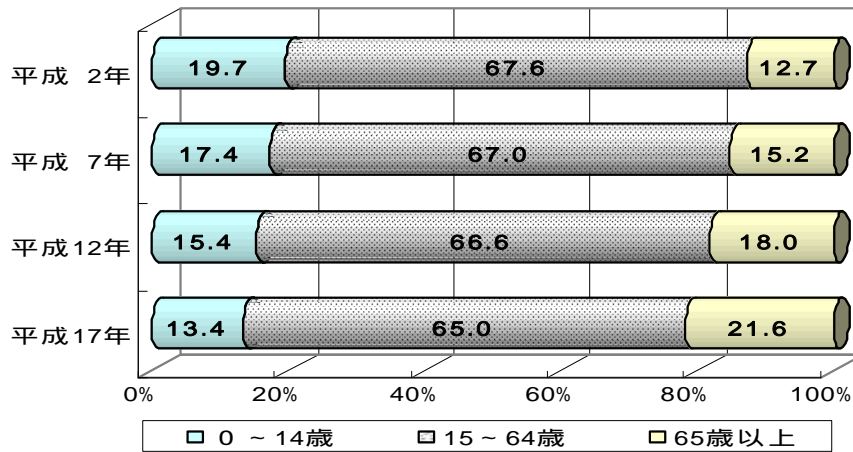
第3章 水巻町の特徴

平成17年国勢調査時点で国、県と比較すると、本町の高齢化率はそれぞれ1.5ポイントと1.8ポイント高くなっています。

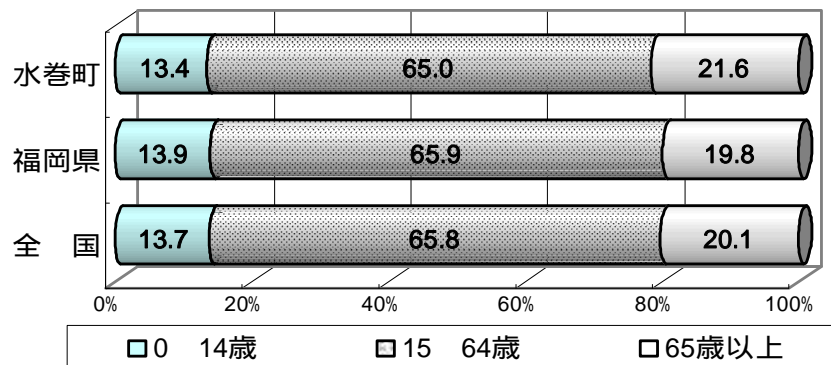
年齢3区分別人口の推移



年齢3区分別割合の推移



年齢3区分別割合の比較

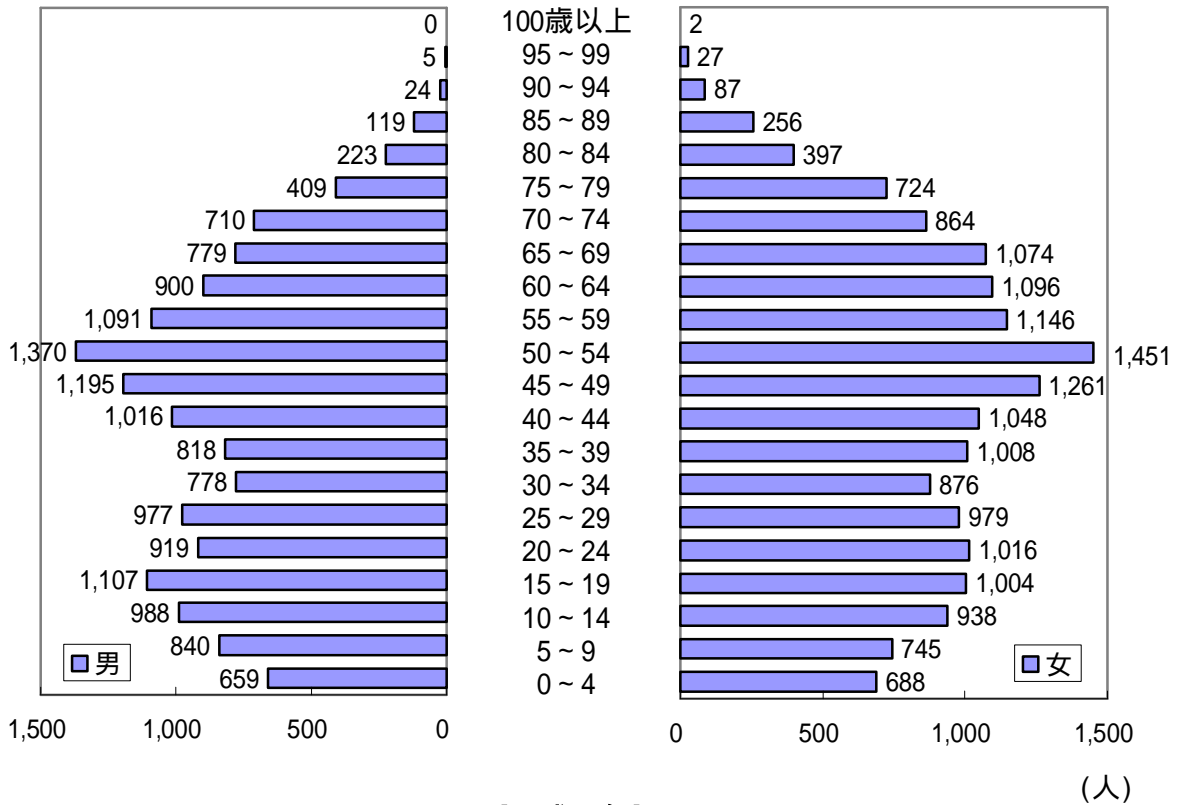


(資料)平成17年国勢調査

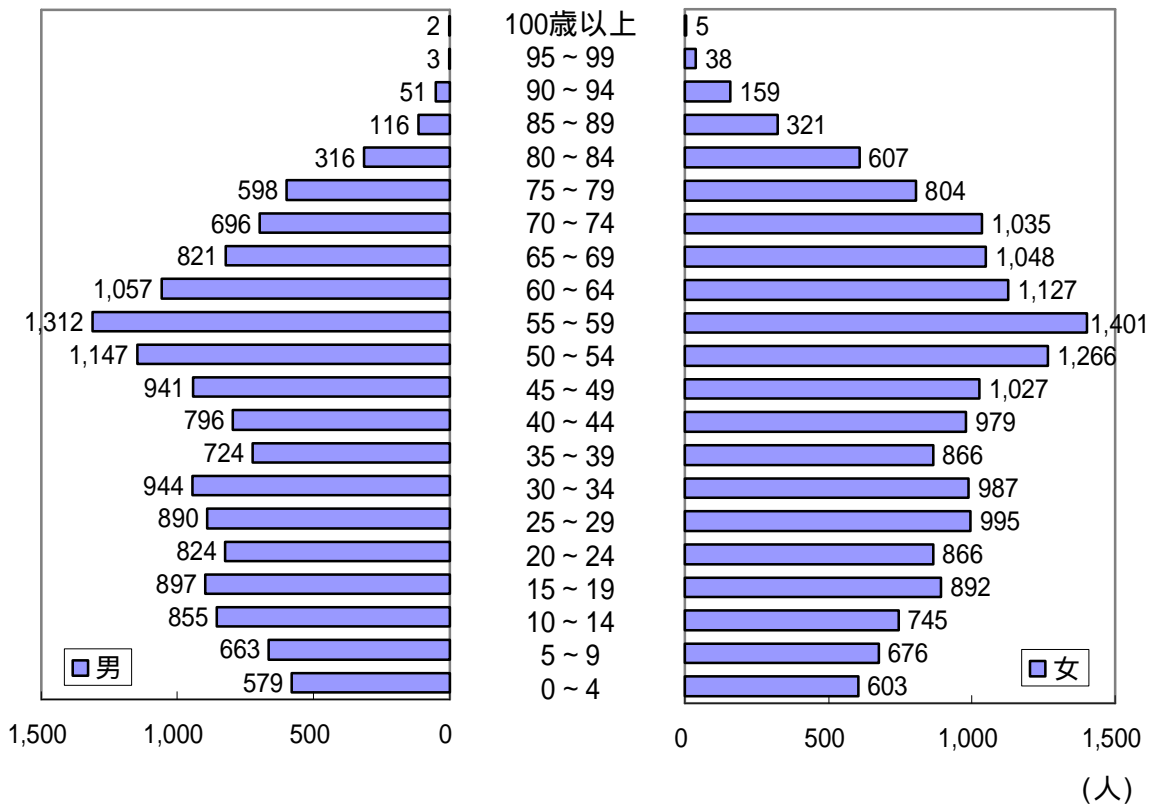
(注)年齢不詳があるため、合計が必ずしも100%にならないものもある。

人口ピラミッド

【平成12年】



【平成17年】



資料：国勢調査

3 産業構造

就業人口の構成は、平成17年国勢調査時点で第1次産業が0.8%、第2次産業が30.5%、第3次産業が68.3%となっており、農業など第1次産業比率が低く、都市型の産業構造の特徴をえています。ただ、国、県と比較すると平成17年国勢調査時点で第2次産業の比率が目立って高くなっています。

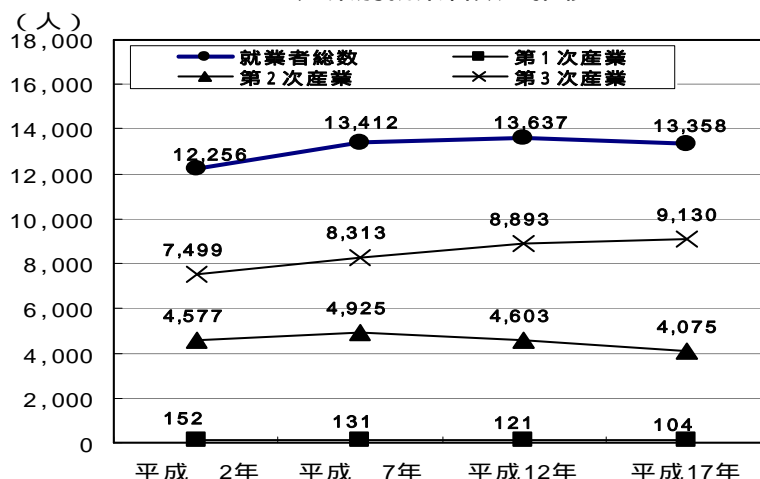
また、産業別の総生産額の推移をみると、平成16年度の本町総生産額は482億7千6百万円で、ここ5年間は増減を繰り返しています。

このうち、「その他産業」以外では、「サービス業」がもっとも多く、約150億円で全体の3割強を占めています。ついで「卸売り・小売業」の商業が70億円で全体の約15%、「鉱工業」が約66億円で全体の約14%を占めています。

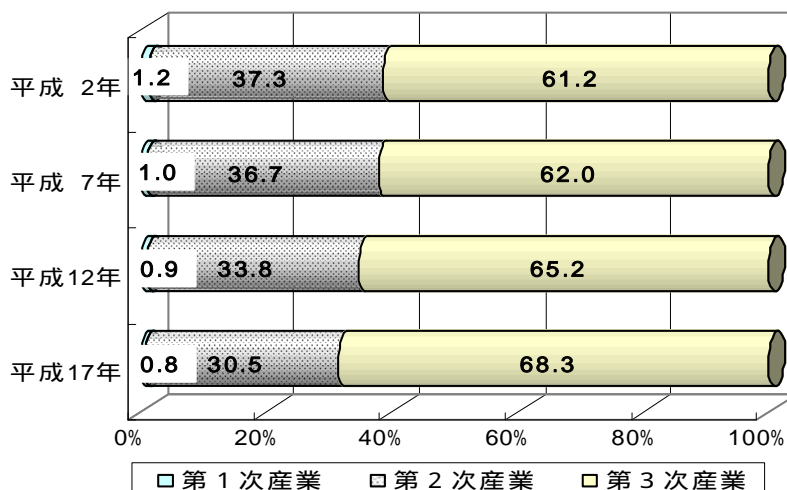
ここ5年間の推移をみると、「サービス業」は年々着実に増加傾向にあります。「鉱工業」は前年の平成15年度に一旦落ち込んだものの、16年度には回復基調にあります。

一方「卸売・小売業」「農林水産業」は確実に減少傾向にあります。

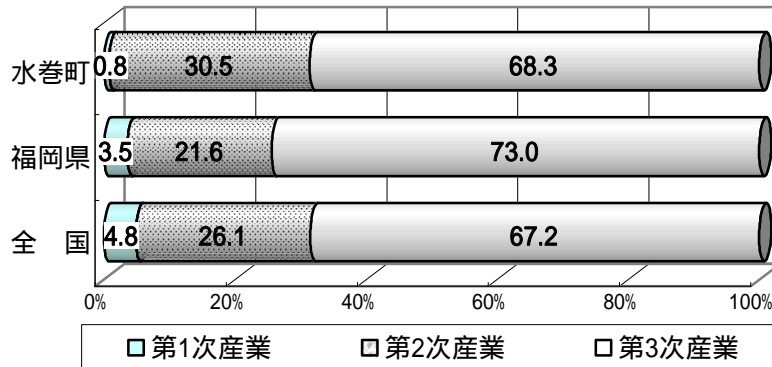
産業別就業者数の推移



産業別就業者比率の推移



産業別就業者比率の比較



(資料)平成17年国勢調査

(注)産業不詳があるため、合計が必ずしも100%にならないものもある。

産業別総生産額の推移

(単位:百万円)

年度	産業計	農林水産業	鉱工業	建設業	卸売・小売業	サービス業	その他の産業
平成12年	51,114	81	8,908	4,116	8,525	13,948	15,535
平成13年	52,398	86	8,507	5,250	8,315	14,498	15,742
平成14年	49,327	78	6,762	4,306	7,776	14,533	15,872
平成15年	47,049	78	6,043	2,708	7,452	14,792	15,976
平成16年	48,276	56	6,555	3,619	7,005	15,052	15,988

資料:市町村民経済計算

市町村民経済計算は、一定期間(会計年度)における県内市町村の経済を、「財やサービスの生産」「所得の分配」の両面から把握し、総合的な経済指標として行財政・経済施策に役立てられるとともに、県内各地域、市町村の経済規模や産業構造、所得水準等を比較、分析する際の指標ともなります。

第4章 時代の潮流

我が国を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、自治体を取り巻く環境も大きな転換期にあるといえます。

本町のまちづくりの方向性を考える上では、こうした情勢の変化を的確に把握し、積極的に対応していくことが求められており、ここでは、特に重要と思われる時代の潮流について整理します。

1 地方分権の進展

様々な権限が、国から地方へと移譲される地方分権の進展の中、地方自治は新しい段階に入ろうとしています。一方、国から地方への税源の移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税制度の見直しからなるいわゆる「三位一体の改革」に伴い、地方の行財政改革は正念場を迎えています。

地方公共団体においては、自己決定権が拡大して個性あふれるまちづくりを進めることが可能となる一方、自治体間の知恵と能力を競い合う時代となっています。

このため、「自己決定と自己責任」の考えのもと、地域の実情や住民ニーズなどを的確に反映させた効率性、自立性の高い行財政運営の確立とともに、職員の意識改革や各分野の連携による行政能力の向上、情報の共有化による透明度の向上など、地方分権時代に対応できる自治能力づくりが必要となっています。

2 人口減少社会の到来と少子・高齢化の進行

日本の総人口は平成17年をピークに減少傾向になるとともに、2010年代には国民の4人に1人、21世紀半ばには国民の3人に1人が65歳以上の高齢者と予測されており、これまで経験したことのないスピードで高齢社会を迎えつつあります。

高齢化は、健康で社会参加の意欲も高い人々の増加という側面を示しており、豊かさゆとりを実感でき、安心して暮すことのできる地域づくりが求められています。

一方、日本の年間出生者数は、昭和50年以降200万人台を割り込んで次第に減少し、平成18年3月31日現在では107万人弱と過去最低の数値となりました。今後は出生率の向上を図るためにも安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが必要です。

さらに、人口減少社会においては、15歳から64歳までの「生産労働人口」も減少することが予想され、結果として全ての産業において絶対的な労働力の減少、特に農業や商業などにおける後継者不足への懸念などの問題が生じています。

3 住民と行政が一体となった協働のまちづくりへの対応

人々の価値観は、物の豊かさから心の豊かさへと変化してきているとともに、生活様式も自由時間の増加、女性の社会進出、まちづくりやボランティア活動など様々な社会活動に関わる団体の増加などにより大きく変化し、多様化してきています。

このようなニーズの高度化、多様化や地方分権などの変化に的確に対応し、地域課題に対処した満足度の高いまちづくりを目指すためには、住民と行政が知恵と力を出し合い、新たな関係や

仕組みづくりを行う協働のまちづくりは不可欠となります。その上で、住民の積極的な参加を促し、住民一人ひとりが主役になり、自ら考え、自ら行動できる自立したまちづくりを目指す必要があります。

自立したまちづくりの中心になるものがコミュニティであり、本町では自治会をはじめとして公民館、老人クラブ、子ども会などを通して、様々なコミュニティが形成され、地域のまちづくり活動を活性化するとともに、地域に根ざした事業を推進する上で重要な役割を担ってきました。

今後は、地域を支えるコミュニティによる住民自治を推進し、その活動の場づくりや組織強化の支援に努める必要があります。

4 環境問題への対応

世界各国における社会経済活動の拡大やエネルギーの大量消費により、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染など地球規模での環境問題を引き起こしています。

一方、水質汚濁やごみの増加、不法投棄といった身近な環境問題も発生しており、住民の関心が高まっています。

このような中、リサイクルに対する関心や自然環境を大切に考える考え方が高まり、省資源・省エネルギー、リサイクルといった資源循環型の環境に配慮したまちづくりや学校教育、生涯学習の場での環境教育の充実が強く求められています。さらに、身近な自然環境と共生しようとする考え方の上で、良好な自然環境の保全への意識も高まってきています。

5 安全・安心のまちづくりへの要請

近年発生した大地震を契機として、人々の日常生活上の安全性への関心は非常に高まっており、地震災害や毎年のように起こる風水害を含めあらゆる災害に対応できる防災対策が必要となっています。

災害に強い安全で安心なまちづくりを行うには、災害発生時の応急体制や災害対策などのほか、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成などハード、ソフトの両面からの検討が必要と考えられます。

一方、子どもや高齢者、障害者などだれもが安全に安心して暮らすことのできる環境づくりが求められています。

また、交通事故や身近な地域での犯罪、特に子どもや高齢者を狙った犯罪や詐欺事件も多発しています。さらに、健康被害、食品の安全性に対する不安など、住民の暮らしを脅かす新しい問題が顕在化しています。

このような中、安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、住民一人ひとりの安全への意識の高揚をはじめ、地域の安全は地域全体で守るという原点に改めて立ち、今までに比べより高い水準での安全性の確保が求められる時代となっています。

6 高度情報・通信社会の進展

インターネットや携帯電話の普及に代表される高度情報通信技術が飛躍的な発展を遂げ、情報の重要性がますます大きなものとなっています。

行政においても、人と人とのつながりのあり方など、住民生活の面でも変化をもたらしており、これからは情報通信基盤の整備とともに、これらを活用した地域情報化を推進し、住民の利便性を高めていく必要があります。

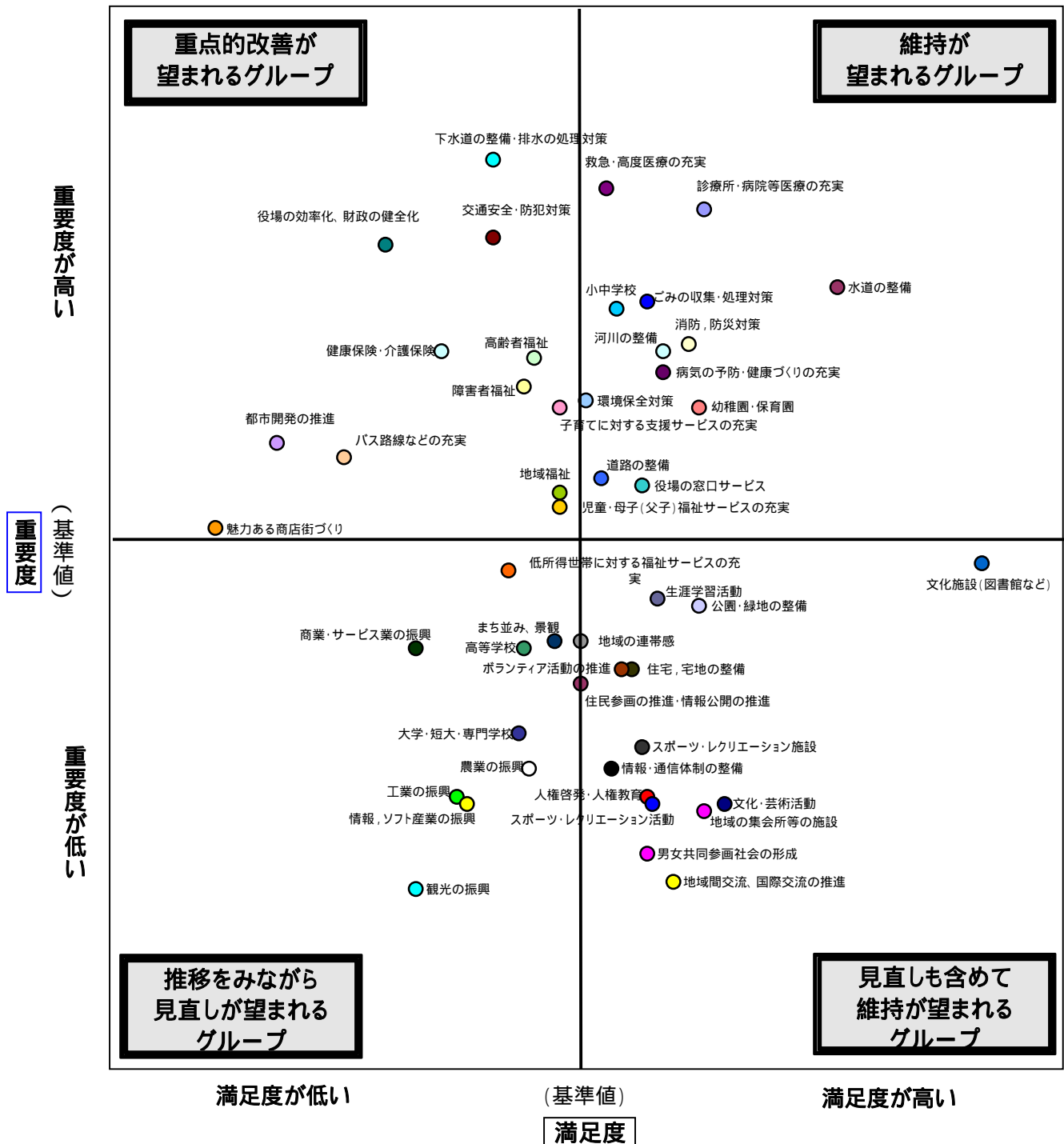
しかし、一方では情報活用能力や個人間の情報格差、ネットワーク上のプライバシー侵害やコンピュータ犯罪、テレビや雑誌などのメディア情報の氾濫など、情報化の進展に伴う新たな問題が生じています。このため、情報化に伴う諸問題への対応や氾濫する悪質なメディア情報から住民を守る体制づくりを進めていくことが必要です。



第5章 住民アンケートにみるまちづくりの評価と今後のあり方について

住民アンケートによる満足度と重要度の評価を通して、住民のまちづくりへの評価と今後のあり方を整理しました。

満足度と重要度の回答結果をもとに基準値を算出し、それぞれの基準値により、以下のように全項目を4つのグループに分類しました。



1 都市基盤

都市空間や自然環境、都市景観などは住民の快適生活に欠かせない重要な要素です。

(1) 自然環境・景観形成

遠賀川、曲川、堀川などの河川整備をはじめ、多賀山自然公園などの公園の整備、維持・管理等については、ほぼ計画どおりに推移しているものの、これら自然環境に対する住民の重要度は高く、未来に引き継ぐ貴重な地域資源の確保とともに、歴史の再認識や魅力ある河川景観の創出のため、今後ともその維持・保全が必要です。

(2) 土地利用

計画的な用途地域の指定により、町全体としてはおおむね良好な土地利用が保持されていますが、地区によっては、未だ土地利用の混在が見られることから、用途地域の見直しに合わせた計画的な土地利用のあり方が求められています。

吉田ぼた山の跡地については、広域的な影響などを含めた議論が必要になっています。

(3) 交通体系・都市空間

都市計画道路の検証を含めた見直しが求められているとともに、財政的な制約の中で、バリアフリー化など人にやさしい町道の整備、改修に努める必要があります。

公共交通のうち公共バスについては、関係機関による路線の見直し運行体制の充実に向けた議論が必要になっています。また、福祉バスについては、利用者拡大やコミュニティバス導入に向けた検討が必要です。

2 生活環境

地球温暖化防止対策など環境保全対策への取り組みが急速に求められているとともに、相次ぐ自然災害をはじめ、交通事故や犯罪の多発化などへの対応として「安心・安全で住みよいまちづくり」のあり方が問われています。

(1) 住宅

町の活力を維持するため、戦略的な町のPRなどを含め若年層の定住を促進するため、きれいで美しい町並みをもつ住環境の整備など、計画的な住宅政策が求められています。

町営住宅については「町営住宅ストック総合活用計画」に基づき、町全体の活性化に資するよう計画的な建替えや住み替えを行う必要があります。

(2) 環境対策

ごみ処理、環境美化といった問題に対する住民の関心は高まっており、今後とも一層の取組み強化が求められています。

ごみ処理については、ごみの分別の徹底、ごみの減量化や不法投棄防止などモラル・マナーの周知、浸透が求められています。

環境美化活動については町内一斉清掃活動の継続の中で、ボランティアの育成強化をいかに図っていくかが課題となっています。

(3) 上下水道

県下トップクラスの有収率を誇る上水道については、北九州市、中間市からの安定供給とともに、水道管など設備の充実を図り、より一層効率的な水道行政を進める必要があります。

財政状況を考慮した下水道の計画的な整備が必要です。

(4) 安全・安心のまちづくり

多様化する犯罪のほか火災や交通事故、食に対する安全性など、生活面でのあらゆる分野について安全性に対する住民の要求が高まっており、安全で安心して暮せる地域社会を形成するため、従来以上の安全性の確保が求められています。

3 産業

本町では地域を支えるだけの産業が育っておらず、住民も商業以外については今後の重要度はあまり高くありません。しかし、産業は地域活力の源であるため、すべての産業において本町の特性にあった新たな試みが求められています。

(1) 地域ブランド

農産物直売所の設置にあわせた特産化の推進や商工会が進める「水巻でかにんにく」などとあわせ新しい地域ブランドの構築が問われています。

(2) 地域連携・産業ネットワーク

学校教育での体験学習や学校給食での活用など、地域と一体になった地産地消の取組みが求められています。

住民の満足度を高める観点から、行政、商工会、商業者さらには農業関係団体が一体となって、農産物を中心とした特産品を核に異業種間の交流や連携のネットワーク化といった新たな産業連携の枠組みを検討する必要があります。

(3) 企業誘致

福岡県における昨今の企業進出を踏まえて、工業団地内を含め町内の未利用地への企業誘致が図れる仕組みづくりが必要です。

既存企業については、設備投資など新たな事業展開に対する情報提供や各種優遇措置などの支援を図る必要があります。

4 保健・福祉

平成 17 年をピークに日本の総人口は減少傾向になるとともに、急速に少子高齢社会を迎えつつあり、本町は国以上のスピードで少子高齢化が進行しています。

保健・福祉行政は全般にわたって住民の重要度は高いものの、不満傾向もみられることから、積極的かつ重点的な改善が必要な分野となっています。

(1) 保健

健康診査受診率が低いなど健康管理面での住民の関心度は低く、今後医療制度の改革に伴う啓発活動が必要となっています。

「いきいきほーる」については、健康づくりの拠点としての機能を強化するとともに、多世代交流のための役割も重要になってくることが予想されます。

乳幼児から高齢者まで医療機関との連携・協力のもと、「いきいき健康みずまき 21」に基づいて

第6章 これまでのまちづくりで見えてきた課題

継続的・効果的な保健事業を推進することが求められています。

(2) 地域福祉

地域の連帯感が希薄化する中、地域住民がお互いに助け合い、安心した生活が出来る町にするという地域福祉の理念の実現が求められています。

(3) 子どもの保健・福祉

子育て支援全般については「次世代育成支援行動計画」に基づいて計画的な事業の取組みを進めています。

少子化を抑制するため、住民が安心して子どもを産み育てることができる住民参加による独自性のある総合的な施策の展開をはじめ、次代を担う子どもたちを健やかに育てるための地域一体となった環境づくりが急務となっています。

(4) 母子・父子家庭の保健・福祉

ひとり親家庭への支援は、母子家庭においては継続的な支援を行うとともに、父子家庭への母子家庭向け支援体制の共有化などの検討が求められています。

(5) 高齢者の保健・福祉

第3期介護保険事業計画と第4期高齢者保健福祉計画に基づき本町の高齢者福祉政策は進められていますが、高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できるように、町独自の施策の検討が必要になっています。

高齢者福祉サービスの拠点づくりとして高齢者福祉センターの機能を充実し、周知を図るとともに、従来の在宅介護支援センターの機能を取り込んだ質的なサービス内容の充実が求められています。

高齢者の生きがいづくりのための組織や運営形態の見直しが必要です。

(6) 障害者の保健・福祉

障害者が従来の措置制度からサービスの選択ができるようになったことから、一人ひとりにあったサービスの提供が可能となり、自立の促進を可能にした反面、障害者の費用負担の増加など新たな課題も出てきています。

(7) 地域医療

本町の地域医療体制については、遠賀郡を中心とした関係団体との連携強化が求められています。外来治療を中心とした一次医療については、かかりつけ医の推進の観点からも重要であり、本町では積極的な取組みを進めています。

5 教育・文化

「人づくり」はまちづくりでもっとも大切な要素であり、一人ひとりが「自立」し、将来に明るい希望を持ち、わが郷土を誇りに思うところ、愛するところをもつ人々が、豊かに暮らせるまちづくりが求められています。

このような中、住民の評価は教育・文化の分野では小中学校などの学校教育への重要度が高くなっています。

(1) 学校教育

「基礎学力」の習得の観点から小学校低学年からの少人数学級の確保、充実が求められています。

体験学習など学校・家庭・地域が連携して地域に開かれた教育環境をつくることが求められています。

地域防犯体制の充実や個人情報の保護の観点からの「セキュリティポリシー」の議論など、学校環境に対する様々な「安全・安心」のあり方が問われています。

不登校、いじめ、非行対策についての専門的な知識に基づく対応が必要になっています。

(2) 青少年の健全育成

青少年を健やかに育むことができる地域社会の実現をめざし、家庭や地域の教育力の向上に努める必要があります。

青少年や保護者の相談等についての取組み体制の強化や地域子ども会組織や小学校区を単位とした生涯学習推進ゾーンのあり方についての議論が必要になっています。

(3) 地域学習

地域における自主的な生涯学習活動の場としての各地区公民館の活用のほか、「みまきライフカレッジ」の独自の活動の充実を通して、小学校単位で形成される「生涯学習推進ゾーン」を中心とした多様な個性を発揮することのできる社会や、住民の心豊かな生活が実感できる社会づくりが必要となります。

(4) スポーツ・レクリエーション

国や県の「スポーツ振興計画」を通して、各種スポーツ団体間の交流による連携強化や指導者の育成が必要です。

スポーツ施設の計画的な改善や利用しやすい施設運営を継続して進めていくとともに、運動場や体育館などの学校施設の更なる活用が必要です。

(5) 文化

「高齢者ライフカレッジ」「いきいき事業」での人材育成の継続、強化が求められています。

図書館は広域利用のあり方を検討するとともに、地区公民館などと連携した貸出システムの検討が求められています。

炭鉱関連資料を含め本町の地域資源を基盤にして新たな水巻文化を創造し、まちの魅力づくりに努めることが求められます。

(6) 人権

お互いが他者の人権を尊重する社会づくりをはじめ、あらゆる人権問題を住民一人ひとりが自身自身の問題として捉えるための自発的な啓発活動が必要です。

(7) 平和と交流

オランダや韓国との国際交流については住民参画の視点による人的交流の充実が求められています。

平成8年の平和都市宣言以降開催している平和講演会、パネル展示などへの取組みを継続する必要があります。

6 住民参画・行財政

住民ニーズの高度化、多様化や地方分権などに対応し、地域課題に対処したまちづくりを目指す上で、住民と行政が知恵と力を出し合う新たな関係や仕組みづくりが求められています。

また、国の「三位一体の改革」が進められている中、地方公共団体においては、自己決定権が拡大して個性あふれるまちづくりを進めることが可能となる一方、自治体間の知恵と能力を競い合う本格的な地方分権時代が到来しています。

このような中、住民参画や人権、男女共同参画については満足度も将来の重要度もともに低く、今後の推移を見ながら全面的な見直しが必要とされる施策・事業分野となっています。

(1) 男女共同参画

男女共同参画に関する啓発活動の継続、強化のための広報活動等の充実が重要となっています。

(2) 地域コミュニティおよび住民参加

行政区を中心とした地域コミュニティは、自主防災組織や地域防犯組織といった地域の自主・自立のベースとなるところから、魅力ある組織づくりや取組み活動のあり方が求められています。

(3) 広報・広聴

多様な手段で広報活動を充実させ、強化を図る必要があるとともに、町政に関するアンケート調査などを活用して、数多くの住民の声を集めるなど広聴活動の活発化が必要となっています。

(4) 行財政運営

職員定員適正化計画に基づく職員数の管理や組織機構改革の一層の推進、情報化の推進により、行政運営の効率化を図る必要があります。

厳しい財政状況のもと進展する地方分権に対応するため、今後は、高い専門知識をもった質の高い職員の育成を図るとともに、中長期的な視点に立ったまちづくりを実現する必要があります。

(5) 広域連携

防災、ごみ処理などの生活基盤や公共施設利用については行政レベルでの連携の強化が求められているほか、民間レベルでの交流の促進が重要になっています。

市町合併については福岡県市町村合併推進構想などを念頭に慎重な動向把握が必要になっています。

第 2 部 基本構想

第1章 まちづくりの将来方向

1 将来像

(1) まちづくりの基本方向

長い間、炭鉱の町としてイメージされてきた本町は、昭和46年の日本炭礦の閉山後は、住宅の整備を中心に生活基盤の整備を進め、北九州市のベッドタウンとして発展してきました。

この間、“まちづくり”という言葉が、盛んにうたわれ、様々な場面で使われるようになってきました。

本町においては、昭和47年に策定した水巻町総合開発計画により住宅整備を中心に、道路整備、河川整備など都市生活上の基礎となる都市基盤の整備を行ってきました。

その後、第2次、第3次総合計画では、施設などのハード整備が一巡してくると、豊かさやゆとりを求めて、行政主導によるハード（施設建設）事業主体の空間計画から、価値観や生活様式の多様化を背景に、保健福祉、生涯学習、産業、行財政などのソフト事業を中心にした「まちづくり」に移っていきました。

具体的な取組みとしては、自然環境、景観形成、住宅整備、ごみ処理、上下水道、消防・救急・防犯などの生活環境、都市基盤の分野や高齢者福祉・子育てなどの福祉関連、学校教育などの分野についてはほぼ計画通りに進められてきたものの、これらに対する住民の満足度は低い分野があるとともに、今後の重要度は高いといった傾向にあるため、今後も重点的に取り組まなければならない分野となっています。

一方で、生涯学習、文化・芸術、人権・男女共同参画、コミュニティ、行財政などの分野は、住民の価値観が直接ニーズとして施策へ反映されるなど、住民の行政施策への参加・参画がまちづくりのあり方に直接的に影響を与えることとなります。したがって、これまでの行政主導に偏りがちな運営に対し、これからは住民主体のまちづくりへの転換が求められています。しかし、これらの分野における本町での具体的な取組みには濃淡がみられるとともに、住民の重要度も相対的に低いなど、今後の推移を見ながら抜本的な見直しが必要な分野となっています。

これからのまちづくりの基本方向は、地域において「人と人」「心と心」のつながりを大切にし、住民同士が自ら考え、支え合いながら、すべての住民が“まちづくり”に主体的に関わっていけるような「住民主役のまちづくり」とします。

(2) 将来像

本町は、遠賀川、曲川、堀川や豊前坊山、多賀山、明神ヶ辻山などの残された自然、さらには町内に点在する田園風景、歴史と新しい時代が融合した個性的な街並みなど、四季折々に豊かな表情に彩られる、自然と都市の機能がうまく調和したまちです。

第4次水巻町総合計画の策定にあたっては、先に示した「まちづくりの基本方向」を踏まえ、「住む人が主役となって、この町がもつ豊かな地域資源を見直し、磨き上げ、協働して豊かなまちづくりを行っていくこと」が必要であると考えました。

また、この町に住む一人ひとりが輝き、この町を誇りに感じ、たくさんの人たちに愛されるまちでありたい。そして住む人たちは安心していきいきと暮らし、訪れる人たちはホッとできる水巻町でありたい。

これからはじめる新しいまちづくりでは、そんな思いを大切にしていこうと考え、以下のような将来像を設定しました。

将 来 像

人が輝き、安心して暮らせる町 みずまき
～ 自然と文化につつまれて～

2 基本理念

将来像の実現のためには、厳しい財政状況のもと、本町の基本政策である「定住」環境の充実のために、子育て環境や生涯学習環境の充実とともに、定住を支える下水道などの生活環境の整備、コミュニティの活性化を図ることが必要です。さらに、安全で安心して暮らせるまちづくりが重要となります。

以下に、将来像実現のための3つの基本理念を設定します。

基本理念1 「ひと」が主役のまちづくり

まちづくりの主役は住民です。多くの住民がその個性と能力を発揮して、地域の特性を活かした魅力あふれる地域づくりの実現を図ります。

住民をはじめ、各種団体、企業、行政など地域に住む関係者のみならず地域外の人材・機関も含めた多様な主体が参加し、協働して、「自助、共助、公助」のもと自主的に取り組むまちづくりの仕組みづくりを進めます。

地域資源を活かしながら時代に対応した特色ある教育の取組みを進め、次代を担う創造性と行動力に満ちた心豊かで魅力ある人を育成します。

【対象分野】

住民参画
コミュニティ

人権
教育

男女共同参画
生涯学習

基本理念2 住み続けたいくなるまちづくり

良質な住宅や宅地の供給により、魅力ある住環境の整備を進めます。

生活基盤施設や憩い空間の整備、交通環境の向上などを通して、清潔で心やすらぐ、利便性の高い空間づくりに努めます。

住民一人ひとりの環境を守る取組みを推進し、豊かな自然や水を今よりも美しい状態で保ちます。

環境と調和した持続可能な発展を目指す経済活動を支援していきます。

【対象分野】

都市基盤

生活環境

産業振興

基本理念3 安全で安心して暮せるまちづくり

災害に強く、防災体制、交通安全対策、防犯体制の充実した安全安心のまちづくりを進めます。

住民がお互いに認め合い、支え合う地域福祉のまちづくりや健康づくりや生きがいづくりに関する取組みを進め、「こころ」と「からだ」の安心づくりに努めます。

【対象分野】

防災 消防・救急 交通安全 防犯 福祉 保健



3 目標人口

(1) 総人口

平成29年(2017年)までの人口を、平成12年と17年の国勢調査による男女各歳人口をもとにコーホート要因法()によって求めました。

本町の将来人口は、中間年度の平成25年(2013年)で29,571人、目標年度の平成29年(2017年)で28,806人と予想され、平成17年の30,679人に比べ約1,900人の減少が予想されます。

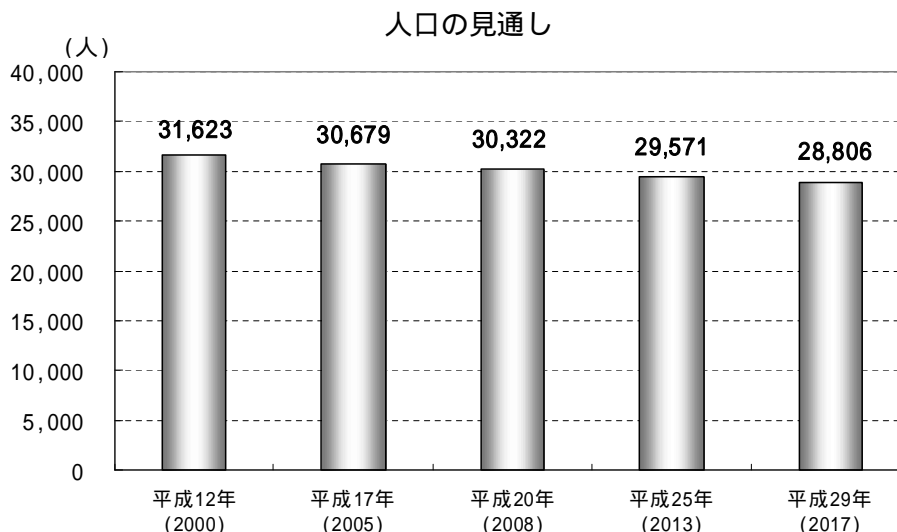
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、わが国の総人口は平成17年をピークに減少に転じ、人口減少時代を迎えたため、全国的に見ても人口規模の維持は困難な状況になりつつあります。本町においても同様な傾向が予想されるとともに、今後の公的住宅政策の推移を踏まえると、これ以上の人口増は厳しい状況です。

しかし、今後、まちづくりを行っていくうえで、一定の人口を維持しないことには、町の活力は失われることとなります。

このような状況を踏まえ、本町の平成29年の目標人口は以下のように設定します。

平成29年の目標人口 29,000人

この目標人口を維持するため、安心して生み育てられるための子育て支援の拡充のほか教育環境の整備、交通の利便性向上、雇用の場の確保、定住環境の整備などあらゆる世代に対して施策を講じることを通して、人口流出を抑制し、住みやすい環境づくりを進めていきます。



(注)平成12、17年は国勢調査による現状値

コーホート要因法

基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社人口移動率、女子の年齢別出生率および出生性比を適用して将来人口を求める方法です。

(2) 年齢別人口

本町の年齢別人口をみると、老年人口については、平成25年(2013年)で8,122人(27.5%)、平成29年(2017年)で8,967人となり、全体の31.1%に達すると予測されます。

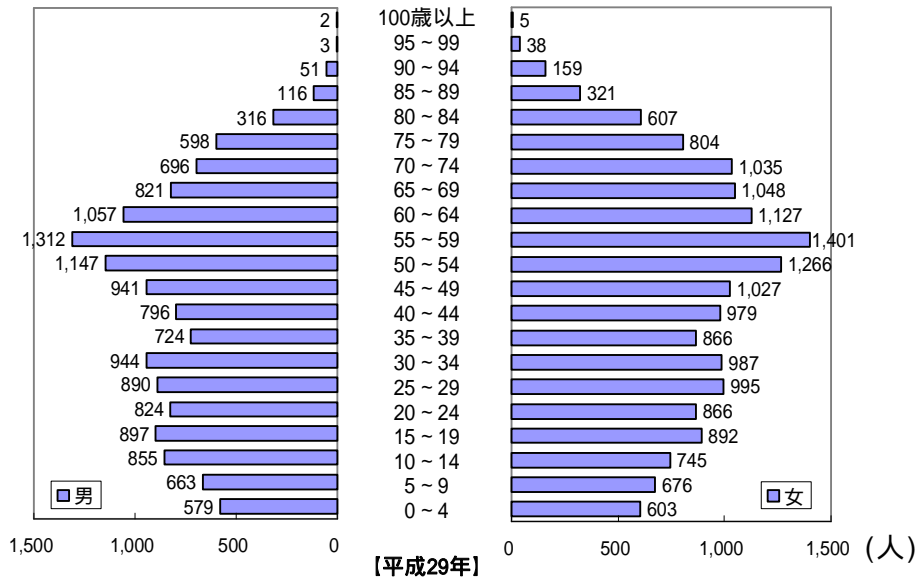
年齢別人口の見通し

(単位:人)

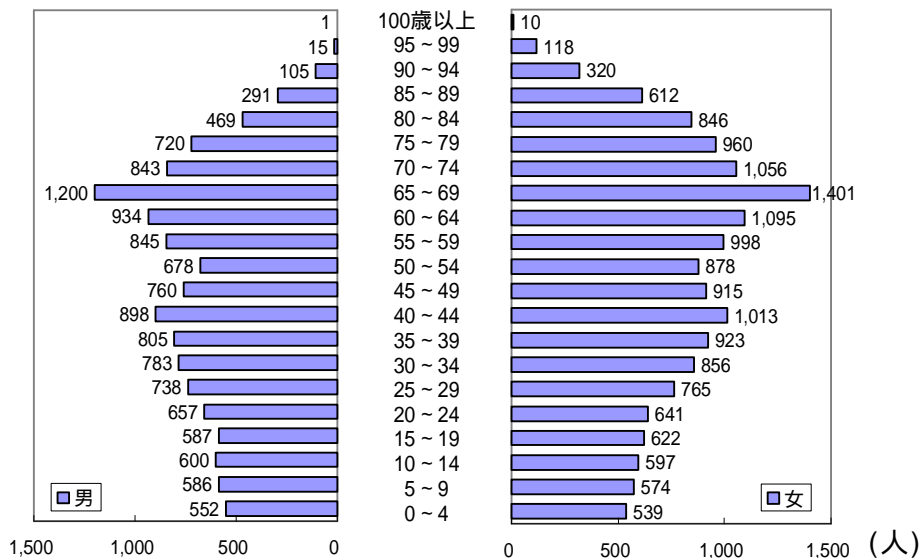
区分	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成20年 (2008)	平成25年 (2013)	平成29年 (2017)
総数	31,623	30,679	30,322	29,571	28,806
0~14歳	4,858	4,121	3,843	3,560	3,448
15~64歳	21,056	19,938	19,222	17,889	16,391
65歳以上	5,700	6,620	7,257	8,122	8,967
年少人口比 (%)	15.4	13.4	12.7	12.0	12.0
生産年齢人口比 (%)	66.6	65.0	63.4	60.5	56.9
老年人口比 (%)	18.0	21.6	23.9	27.5	31.1

(注) 平成12、17年は国勢調査による現状値

人口ピラミッドの推移
【平成17年】



【平成29年】

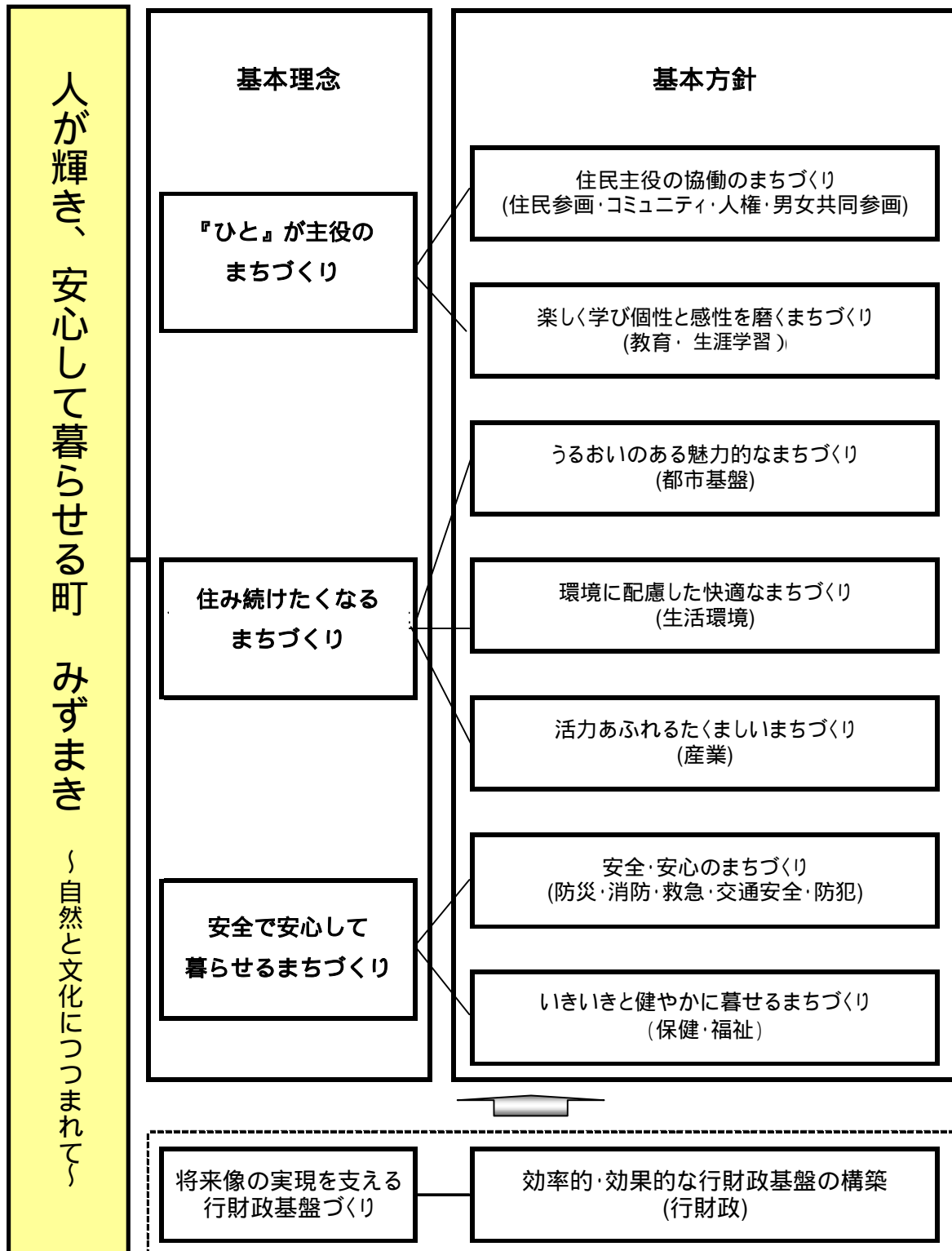


資料: 国勢調査

1 総合計画の体系

本計画では、下図のように計画の体系を定め、将来像の実現化を目指します。
 そのため、「基本理念」を踏まえて、8つの基本方針を定め、施策の方向を定めます。

施策体系図



2 まちづくりの8つの基本方針

本町のまちづくりの3つの基本理念を踏まえ、それらを実現するための政策分野別の基本方針を次のように設定します。

(1) 住民主役の協働のまちづくり(住民参画・コミュニティ・人権・男女共同参画)

各種審議会などの委員公募の積極的活用や職員の地域行事への積極的な参画を通じた住民と行政の協力関係の確立を図ります。

行政区を核にしたコミュニティについては、これまで培ってきた地域活動に加え、自主的な防災・防犯活動を組織的に担う主体として育成・醸成を図るとともに、小学校区を単位とした新たなコミュニティの形成に努めます。

広報紙、ホームページなど広報活動の充実強化による積極的な情報公開を通して、住民参画の促進を図ります。

広報紙や講演会の充実による人権意識の高揚を図るとともに、地域、行政機関、各種団体、学校などが一体となって人権擁護の推進に努めます。

「水巻町男女共同参画プラン」を基本に行政、住民、事業者等の役割分担を明確にした上で、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画の環境づくりを図ります。

(2) 楽しく学び個性と感性を磨くまちづくり(教育・生涯学習)

将来の水巻町を担う心身ともに調和のとれた子どもたちの育成を目的に、「生きる力」と「思いやりの心」を持ち、多様な個性を伸ばす教育環境の充実、整備を図ります。

低学年での少人数学級の定着とともに、学力低下に対応した基礎・基本学力の向上をはじめ、国際化・情報化への対応など多様な学校教育の推進を図ります。

いじめ、不登校などに対処するための関係機関とのネットワークづくりをはじめ、児童・生徒の不安・悩みなどの解消のための専門カウンセラーの配置など教育相談体制の充実を図ります。

計画的・自主的な研修などによる教職員の資質向上に努めます。

家庭・地域・学校の連携による子どもの安全確保を図る組織づくりに努めます。

老朽化した校舎の点検や危険箇所の改善など「水巻町耐震改修促進計画」に基づき学校施設の整備に努めます。

地域子ども会や生涯学習推進ゾーンの充実などを通して、体験学習の推進や家庭教育に関する施策の推進など次代を築く人材を育成します。

青少年非行防止のため警察、行政、地域が一体となった防止活動の推進に努めます。

住民の多様化する学習ニーズに対応した施設の有効活用や指導者・ボランティアの養成を積極的に行います。

各種スポーツ団体間の交流による連携強化をはじめ、子どもから高齢者まで気軽に参加できるような生涯スポーツ・レクリエーションの振興を目指します。

人づくり、まちづくりにつなげる文化事業の企画、実施や住民が自発的に行う文化活動への支援を通して、質の高い芸術文化にふれあえるまちづくりに努めます。

オランダ、韓国をはじめとした多様な交流機会の拡大を通して、人的交流を図り、本町の活性化に貢献する人材の育成を図るため、国際交流協会への支援に努めます。

平和学習の継続を図ります。

(3) うるおいのある魅力的なまちづくり(都市基盤)

人と自然が互いに調和し、美しいまちを保つため、国や県の土地利用の基本方針との整合性を図り、住環境、生産機能および保全機能のバランスを保った秩序ある計画的な土地利用を推進します。

老朽化した町営住宅の効率的、計画的な改善・建替などに努めるとともに、民間活力を視野に入れた住宅地整備を推進し、快適な住環境の整備に努めます。

自然環境と共生し、秩序ある計画的な土地利用を推進するとともに、公園・緑地など潤い空間の整備、各種公共施設の整備さらには特徴ある都市景観の形成を通して、水と緑にあふれた魅力ある市街地の整備に努めます。

公園・緑地は、都市計画公園を中心に住民だれでも安心して遊べ、憩える空間として整備を図るとともに、住民と行政が協働した維持管理体制づくりを推進します。

県道の継続した整備を県に要請するとともに、道路機能の重要度や改良効果の高い道路を優先するなど計画的な町道整備を推進します。町道整備については、人に優しい歩道や植樹など良質な街路空間の整備を推進します。

JR各駅の整備については、周辺地域の開発動向との関連を踏まえながら検討します。住民の移動手段に欠かせない路線バスについては、バス運行会社との調整や福祉バスとの関連を踏まえた慎重な検討を行い、住民の移動利便性の向上に努めます。



(4) 環境に配慮した快適なまちづくり(生活環境)

河川や丘陵部の緑地など自然環境や自然景観の保全については、隣接する市町との広域的な取り組みをはじめ、住民、団体、事業者、行政の協働による町内一斉清掃活動など環境美化運動の継続、強化や環境教育を通じた意識啓発や環境に対するモラルの向上を図り、自然と共生するまちづくりを推進します。

安全で良質な水の安定供給を図るため、既存の施設や設備の計画的な整備、運用を図ります。

下水道は環境保全や環境衛生上必要な都市施設であることから、下水道の整備による普及率の向上に努めます。

地球温暖化問題など地球規模での環境保全への対応や快適でうるおいのある生活環境の創造のため、ごみ分別の細分化の徹底、不法投棄防止などごみ発生抑制や減量化を図り、自然環境に負荷を与えない「循環型社会」の形成に努めます。

(5) 活力あふれるたくましいまちづくり(産業)

農業については、地域と一体となった地産地消を念頭においた安心できる生産地づくりに努めます。そのため、借地も含めた柔軟な土地活用による効率的な生産体制づくりなど経営体質の強化を図ります。

商工会、農業者など関係者が一体となって、本町の特産物となりつつある「水巻でかにんにく」などのブランド化を進めます。

産業連携による多様な販売ルートの確立を推進するなど生産から販売までの総合的なブランド戦略を展開していきます。

工業については、未利用地などを活用した企業誘致活動を推進するとともに、既存の企業については、技術力の向上や経営基盤の充実を図るための支援に努めます。

商業については、特産物の販売を含め個々の店舗の自助努力を促すため、小売だけでなく「地産地消」「食育」の観点からの飲食、サービスなど特化された業種の集積や推進組織の形成に努めます。

(6) 安全・安心のまちづくり(防災・消防・救急・交通安全・防犯)

住民の生命・財産を災害や事故から守るため、道路、河川等ハード面の整備と併せ、地域防災計画に基づく防災意識の高揚、自主防災組織の形成を図り、地域での防災体制の強化に努めます。

消防設備の充実をはじめ、緊急救急設備や情報伝達システムの整備など救急体制の整備、見直しを図ります。

水巻町耐震改修促進計画に基づき公共施設の耐震補強工事を実施します。

関係団体と連携を図りながら、交通安全教室の実施、生活道路への歩道設置、さらには防犯パトロールの充実を図り安全・安心のまちづくりを目指します。

消費生活センターなどの関係機関と連携しながら、消費者に正しい知識や情報の提供など住民の相談窓口の充実や消費意識の向上を図ります。

(7) いきいきと健やかに暮せるまちづくり(保健・福祉)

少子高齢化の進行と疾病構造の変化を受けて、医療や健診による早期発見に留まることなく、健康を増進し、疾病を予防することに重点を置いた乳幼児から高齢者までの健康づくりへの支援のため、「いきいきほーる」を核として、住民組織と一体となった保健活動を総合的、効果的に進めます。

地域医療については、医療機関等との連携を図り、広域的な医療・救急医療体制の確立に努めます。

地域福祉については、地域に暮す人々が連携して、地域に根ざした助け合いを進めるため、福祉教育の充実のほか、地域福祉に携わる専門知識をもった人材の育成やNPOなどボランティアの拠点、人材のネットワークづくりを図ります。

高齢者がいつまでも現役で健康で暮していけるように、「高齢者福祉センター」を拠点として福祉サービスや生きがい対策の充実など総合的な高齢者福祉対策を推進します。

高齢者の生きがい対策については、これまで培ってきた経験や知識、技能などを、家庭や地域社会で十分発揮できるような場や機会の充実をはじめ、高齢者を中心とした人材ネットワークの形成を図ります。

子育て支援は、「次世代育成支援行動計画」に基づき、地域での見守りを中心に、子どもがいる家庭や子どもを持ちたい人が安心して産み育てられる環境づくりを進めます。

「水巻町障害者計画」に基づき、障害の有無にかかわらず住民が相互に人格と個性を尊重し、安心して働き暮すことのできる社会の実現を目指します。

母子・父子家庭世帯、低所得者世帯の日常生活での負担を軽減するため、相談・指導体制の充実を努めます。特に、父子家庭については法的な支援が不十分なため、母子家庭と同様な支援が可能なくみづくりを検討します。

国民健康保険については、財源の確保とともに、住民の健康づくりの推進による医療費適正化の総合的な推進を図ります。

介護保険については、正しい知識の普及を図るため制度の周知徹底を図り、介護保険給付の円滑な実施に努めます。

平成20年度から開始する後期高齢者医療制度については、制度の周知を図り、高齢者の生活の質を重視した医療サービスの提供を目指します。

(8) 効率的・効果的な行財政基盤の構築（行財政）

本町の財政を取り巻く環境はさらに厳しくなる中において、限られた人的資源や財源を有効かつ最大限活用し、効率的で効果的な行政経営の視点に立った改革を継続します。

地方分権や新しい行政課題に対応できるよう、効率的かつ機動的な組織・機構の改革を継続するとともに、人事評価制度や職員研修制度を通して実務能力と政策立案能力等を備えた変化の時代に対応できる人材の育成を図り、行政サービスの質の向上に努めます。

歳入面では、住民の理解のもと公正で確実な自主財源の確保による安定的な歳入確保に努めます。

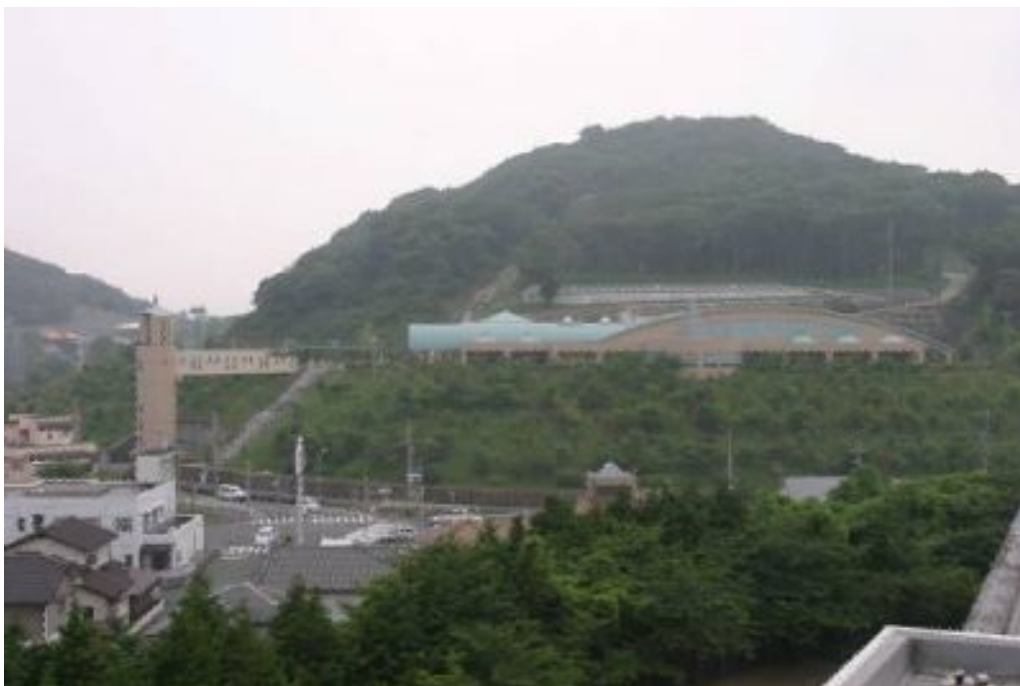
歳出面では全事務事業の見直し等による経費節減を推進し、持続可能な財政構造の確立に努めます。

高速情報通信基盤の整備により、電子決裁など庁内事務での高度情報化を進めるとともに、個人情報の適切な管理に努めます。

情報化社会を支える人材の育成や住民の情報通信技術（ICT）活用能力の向上など情報格差の是正に対する支援を図ります。

広域連携については、第4次北九州都市圏広域行政計画に基づき、防災やごみ処理、下水道や交通基盤の整備など、生活基盤施策や広域的な施設利用を中心に広域事務連携の強化を図ります。

消防の広域化を進め、町内に分署の設置を検討します。



第3部 基本計画

第1章 住民主役の協働のまちづくり

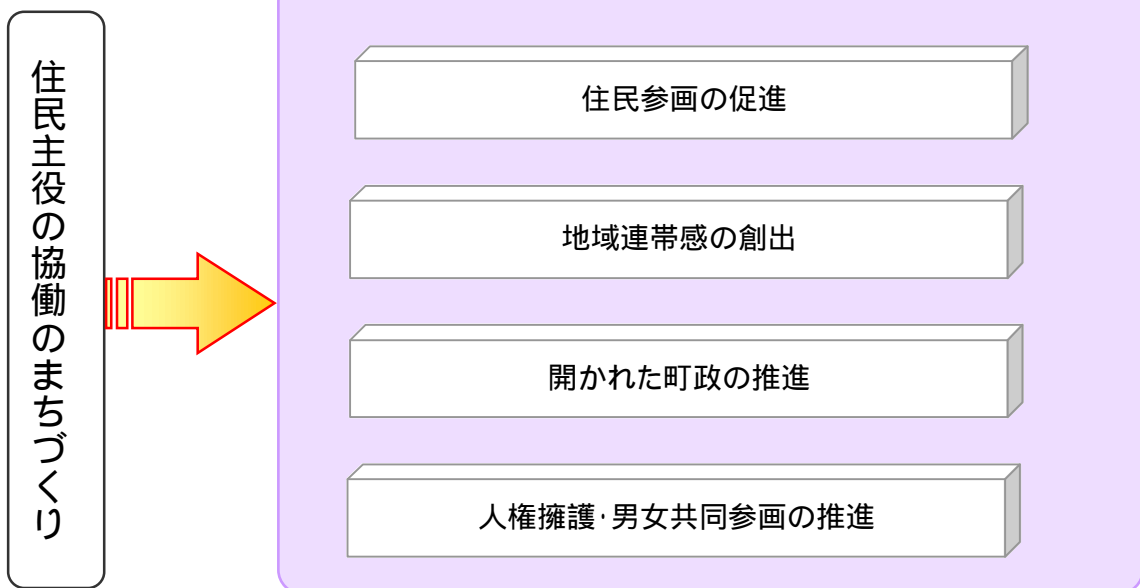
基本方針

住民・地域・行政が一体となり、住民主役の協働()のまちづくりに努めます。

協働

住民と行政が共通課題の解決や目標の達成に向けてともに力を合わせて活動すること

施策体系



1 住民参画の促進

現状と課題

地方分権を積極的に推進し、個性的で自立した新たなまちづくりを進めていくためには、住民と行政とのパートナーシップの確立のもと、町の現状や課題、進むべき方向を共有し、協働のまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。計画の策定段階から、実施、点検、見直し段階まで、一人でも多くの住民の参画が必要です。

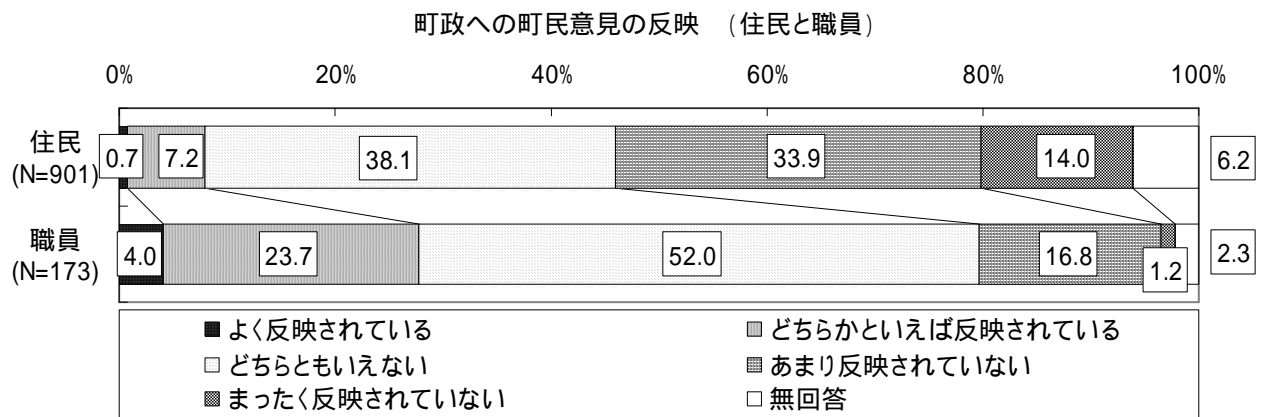
町政全般にわたって住民ニーズに対応したまちづくりが展開されるよう、多様な住民参画の機会を拡充していく必要があります。

住民ニーズを把握するための意識調査やモニター制度をはじめ、個別分野での計画や事業については、住民からの意見募集などを活用し、住民の意見をより一層反映させる取り組みを推進することが必要です。

各種審議会や協議会の一部においては委員の公募を行っていますが、今後はこれまで以上に多くの審議会などにおいて積極的に公募を行ない、協議時点から参画する機会を整えることが重要です。

住民のほか自治会、事業者、各種団体なども「公共」を担う主体として位置づけ、町政全般に協働を拡充する仕組みを構築し、住民によるまちづくり活動を推進していくことが望まれます。事業の企画・立案・調整を行なう地域リーダーの育成とともに、まちづくり団体の育成支援の視点から、住民自らが企画するイベントやまちづくり活動を積極的に支援する仕組みの構築が求められます。

住民参画型事業の充実とまちづくり団体や地域リーダーの育成、強化を踏まえた上で、住民と行政との情報交流の充実等による「協働」という視点にたった自治体経営の仕組みをつくる必要があります。



主要施策

(1) 「協働」の視点にたった住民と行政とのパートナーシップの確立

政策を形成する段階で、審議会などへの住民参画の促進や住民の意見を積極的に取り入れていく仕組みづくりとともに、情報の共有を図り、住民と行政のパートナーシップの確立に努めます。

住民ニーズ把握のためのアンケート調査の活用
各計画策定段階での住民からの意見募集や審議会等の委員公募拡充による住民参画の機会拡充
協働の場となる学習会や各種団体との懇談会等の実施
住民主催のイベントや活動等への町職員の参画

(2) 住民参画事業の充実と人的ネットワークの形成

従来からの住民参画型事業の充実、強化を図るとともに、地域や団体などが企画するまちづくり活動の支援を通じた人材づくりに努めます。

また、住民のほか自治会、事業者、各種団体なども「公共」を担う主体として位置づけ、町政全般に協働を拡充する仕組みの構築に努め、住民によるまちづくり活動を推進していきます。

併せて、ボランティア組織やNPOの設立・育成支援等を通して、多くの住民が参加できる環境づくりに努め、住民と行政の協働のまちづくりを進めます。

住民参画型新規事業の創出
地域や団体が企画するまちづくり活動の支援
地域リーダーなどの人材育成強化
まちづくり活動のネットワークづくり
ボランティアセンター運営の支援

2 地域連帯感の創出

現状と課題

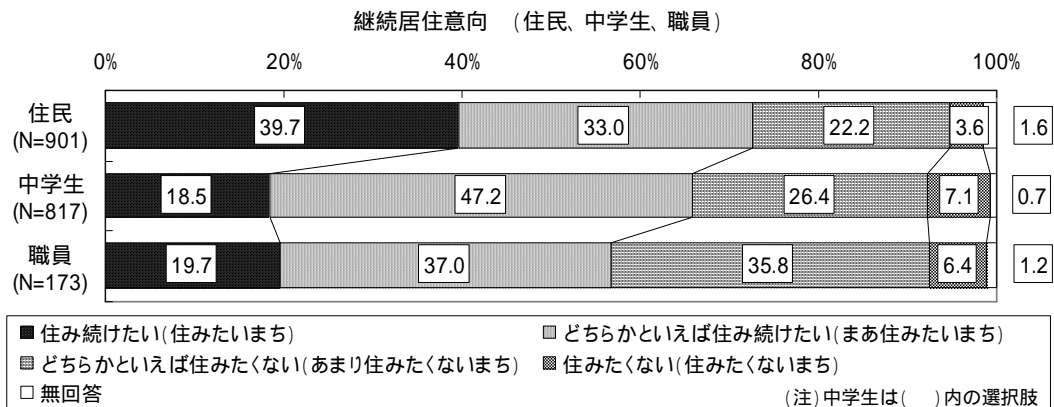
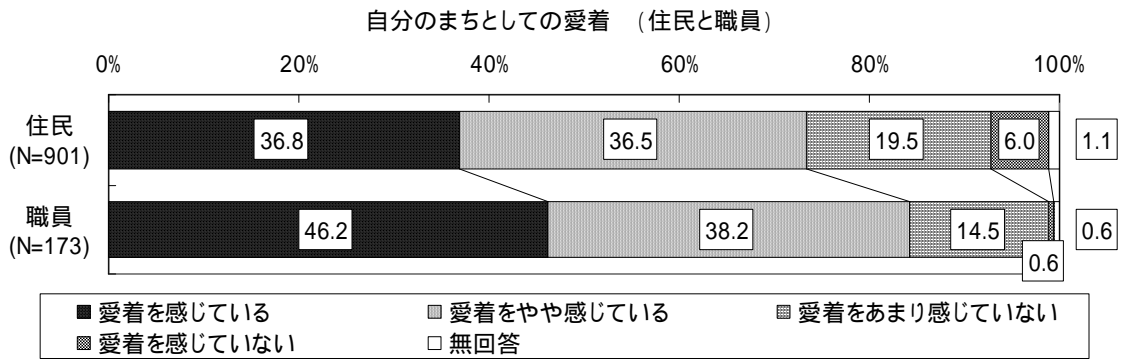
本町では、「コスモスまつり」など町主催のイベントを通して、住民の参加を求め、「ふるさと意識」の醸成に努めています。住民のまちへの愛着度や継続居住の意向は高いことから、一層の充実に努めていく必要があります。

「ふるさと意識」の醸成にあたっては、地域との連帯感の創出が欠かせません。地域活動の核となる組織として自治会があります。本町には現在31の自治会があり、平均加入率は80%程度となっていますが、若年層の未加入や高齢者世帯の増加などによる加入率の低下、さらには財政的支援の厳しさを背景に自治会活動の低下などが指摘されています。未加入者対策については区長会の中に自治会加入促進委員会を設置して必要な対策について検討を行っていますが、加入者の増加につながるような効果的な対策を講じるまでには至っていないのが実情です。

住民主体のまちづくり・地域づくりを進めていくためには、自治会が重要な役割を果たすことが期待されます。

今後とも、区長会を中心とした活動を支援していくとともに、自治会が自治能力を高め、コミュニティ活動の活性化を図り、行政との連携を深めていくことが必要です。

【アンケート調査結果】



主要施策

(1) ふるさと意識の醸成

イベントを通じたふれあい・交流の推進を図るとともに、積極的なふるさとづくりへの支援を通して、地域に対する愛着心の高揚に努めます。

各種イベントを通じた住民参画の向上
住民主体のふるさとづくり活動への支援

(2) 自治能力向上のための自治会活動の推進

コミュニティ活性化のために、これまでの自治会活動を支援するとともに、自治会の活性化に向けて検討します。

自治会加入促進委員会による自治会未加入者の加入促進
自治機能を備えたコミュニティ組織の形成
町職員による地域別担当者制度の検討

(3) コミュニティ活動活性化のための環境づくり

自治会を中心としたコミュニティは、自主防災組織や地域防犯組織の基盤となります。そのため、住民が自主的に参加しやすい環境をつくり、行政との連携強化を図り、魅力のある組織づくりを推進します。

地区公民館等活動拠点の整備のための財政支援
行政と自治会の役割分担の明確化と機能充実
人材育成のための研修会や交流機会の創出等支援活動の充実

3 開かれた町政の推進

現状と課題

本町の広報活動としては、「広報みずまき」のほか、ホームページを通して広報・広聴活動を展開しています。

「広報みずまき」については、平成15年度から経費の抑制を図りながら、デザインなど紙面のリニューアルや住民の情報提供にやさしい紙面づくりなど掲載内容の充実を図っています。

ホームページについても住民の「見たい」「知りたい」というニーズに対応するため、逐次リニューアルに努めています。

そのほか、NHKの地上デジタルデータ放送や福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会が運営するホームページ「福岡きりんエリア」への情報提供を行うとともに、民間情報誌などへの情報提供を行っています。

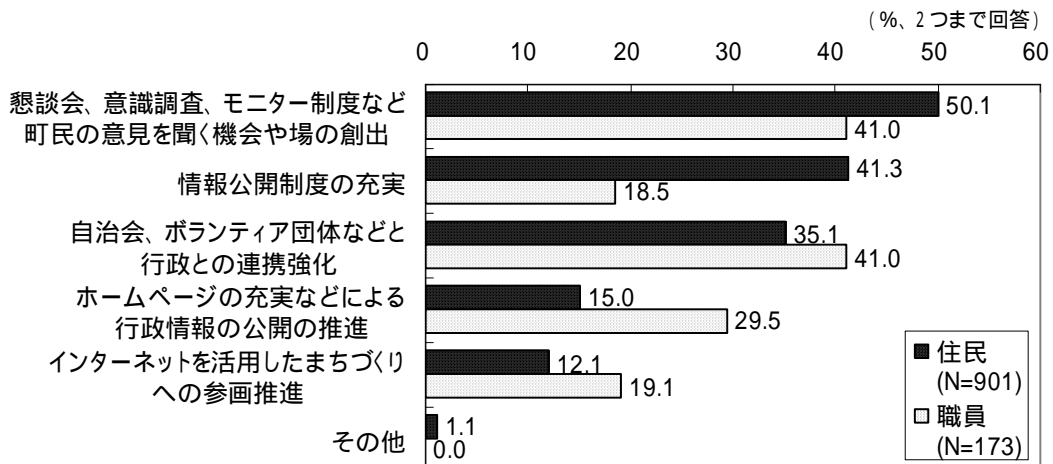
公聴活動としては、町への意見や問い合わせを電子メールで受け付け、迅速にメールや電話などにより回答しています。また、町内6カ所に意見箱を設置し、住民の意見を町づくりに反映しています。

情報管理については、水巻町個人情報保護条例および水巻町情報セキュリティポリシーに基づき、紙や電子などあらゆる媒体において個人情報の漏洩、流出が発生しないよう対策をとっています。

今後は、より一層だれもが利用しやすく分かりやすい方法での情報の公開やインターネットによる情報交換の場の充実など多様な手法での広報広聴活動の展開が必要になってきています。併せて、情報処理技術、通信技術が飛躍的に進展する社会状況下においては、個人情報保護法のもとでの確実な保護対策が必要です。

【アンケート調査結果】

住民参画のあり方として必要な取り組み（住民と職員）



主要施策

(1) 広報・広聴活動の充実

「広報みずまき」やホームページを通して、住民への身近な情報を優先した情報提供や住民からの直接的な意見収集の充実、強化を図ります。

広報紙とホームページの連携による適確な情報提供
ホームページを活用した住民アンケート調査の検討
電子メールによる公聴活動の推進
小学校区を単位とした懇談会の実施

(2) 情報公開の推進

住民参画を促進するために情報公開を推進し、住民との情報共有を図ります。

広報紙およびホームページで情報公開制度の周知徹底
情報公開制度利用状況の定期的な公開
情報公開方法の充実
インターネットによる情報公開請求の検討
情報公開内容の充実
議会、審議会等会議録、行財政改革の進捗状況、町の財政状況、
工事発注、入札情報について詳細かつ積極的な公開



4 人権擁護・男女共同参画の推進

現状と課題

「人権教育のための国連10年」の成果をふまえた「人権教育のための世界プログラム」の採択や「男女共同参画社会基本法」が施行されるなど国際的に人権に関する意識の高揚が図られている中、「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」が制定され、地域社会においてもあらゆる人が平等で、様々な生き方を選択できる環境づくりが求められています。

本町では、年2回の人権広報紙発行のほか年2回の人権講演会に加え水巻町人権研究会での教職員向け夏期講座に住民参画の呼びかけ、街頭啓発など幅広い人権意識の高揚に向けた活動を展開しています。

人権教育については、学校などとの連携により、水巻町人権教育研究協議会主催の夏期講座、人権同和研修、PTA研修、実践交流会など全教職員参加による取組みを行っているとともに、人権広報紙により各学校の取組みなどの紹介や児童生徒の人権作品などの掲載など人権教育の充実を図っています。今後も、中長期的な展望に立って、様々な人権問題を自分自身の問題として真剣に考えることができる啓発活動や家庭、地域、行政が連携した人権教育に取り組む必要があります。

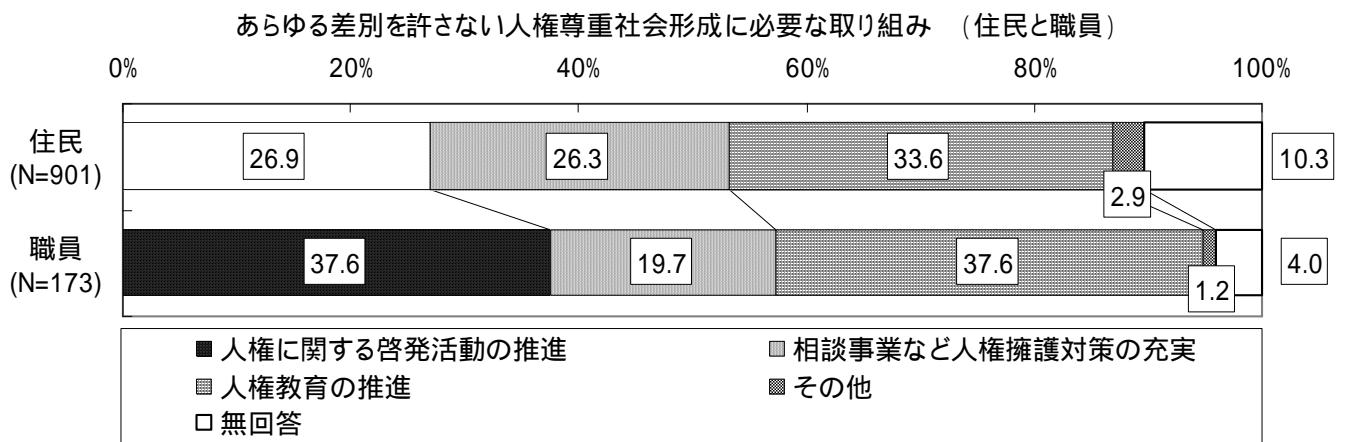
男女共同参画については、平成16年3月に「MIZUMAKI 自分らしく生きる21 みずまき男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の推進を住民と共に推進していくため、町長の諮問機関で住民の代表からなる「水巻町男女共同参画懇話会」を平成17年8月に立ち上げています。同プランの進捗状況について懇話会からの提言、助言を受け、施策の推進方法について見直しなどを行っています。

意識高揚面では、平成14年4月10日号から平成19年3月10日号の5年間、広報紙において、男女共同参画コーナーを設け、男女共同参画に関する啓発を行うとともに、「いきいきほーる」や公民館での事業の実施や県が実施する各種講座の周知などを行っています。

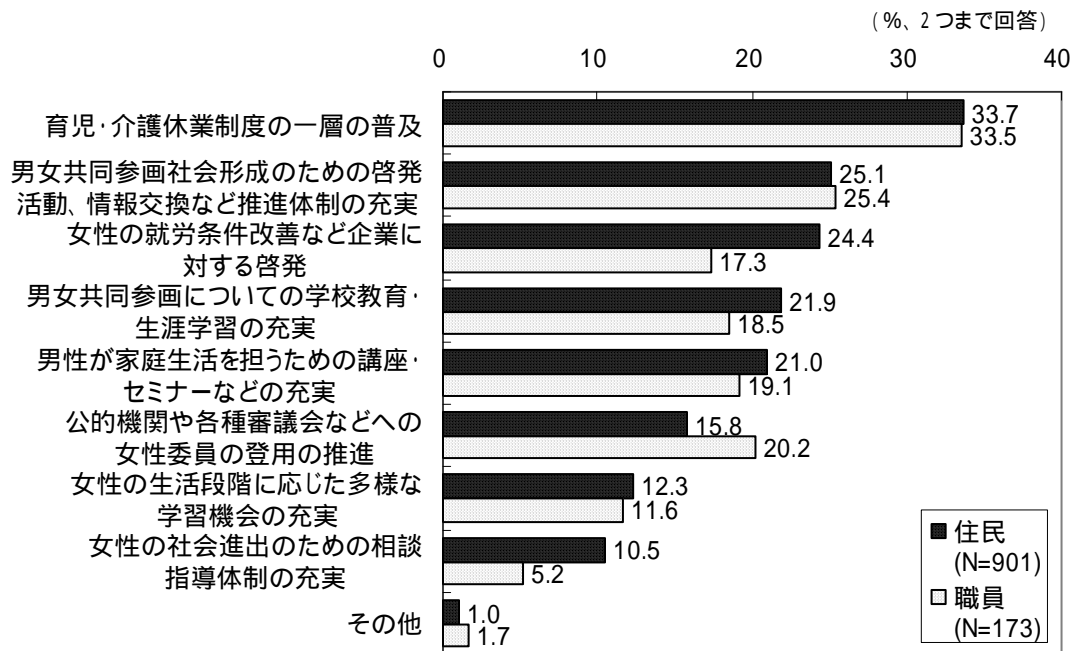
公的機関への女性登用率については、水巻町付属機関等の設置等に関する要綱において、付属機関の委員の選任について女性の割合が30%以上となるよう積極的な登用を目指しており、女性委員の割合は少しずつ増加しています。

今後は「男女共同参画プラン」の見直しにあわせ、積極的な登用に向けた取組みや女性が社会参画できる環境づくりが求められています。

【アンケート調査結果】



男女共同参画社会形成に必要な取り組み (住民と職員)



主要施策

(1) 総合的な人権啓発の推進

人権に関わる講演会や人権学習の機会を通して、互いに理解し合い、尊重しあう人権意識の高揚を図ります。

広報紙やホームページなどを活用した積極的な啓発活動の推進
行政、企業等が連携・協働し、実効ある人権啓発の推進
人権問題に関わる擁護体制、相談体制の充実
人権問題の解決に主体的に取り組む人材の育成

(2) 人権教育活動の推進

学校、地域、行政等での人権教育の推進および人権が守られるまちづくりを推進します。

学校教育や生涯学習の場における様々な人権に関する学習の充実

(3) 男女共同参画社会実現のための環境づくり

新しい「男女共同参画プラン」に基づき、住民、地域、行政、企業等が連携・協力して、男女の固定的役割分担意識にとらわれず、あらゆる場で、男女が対等な立場で参画し、責任や義務を担う男女共同参画社会づくりに取組みます。

男女共同参画プランの見直し
住民意識調査等の実施による実態把握と啓発活動の推進
女性団体の育成および活動支援
各種審議会、委員会等への女性委員の比率向上

(4) 男女共同参画推進体制の充実

男女共同参画社会の形成を推進するための推進体制や相談窓口などの充実を図ります。

水巻町男女共同参画懇話会や庁内推進体制等の充実
性別に起因する諸問題の防止・救済のための相談窓口設置等の環境整備

(5) 社会参画のための支援促進

職場生活等において、男女とも平等に社会参画できる環境づくりの支援を促進します。

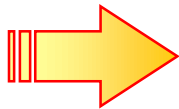
企業に対する啓発や情報提供による育児休業、介護休業制度の普及

基本方針

子どもたちの「生きる力」と「思いやりの心」を育み、一人ひとりの個性を尊重した教育の充実や様々な交流を通して、将来の水巻町を担う「人づくり」を行うとともに、豊かな伝統文化等を通して、郷土を誇りに思う「心づくり」を推進します。

施策体系

楽しく学び個性と感性を磨くまちづくり



生きる力と思いやりの心を育む学校教育の充実

地域教育力の充実と開かれた学校づくり

互いに学び磨きあう生涯学習の推進

心身を育むスポーツの振興

文化・芸術の振興と文化財の保護・活用

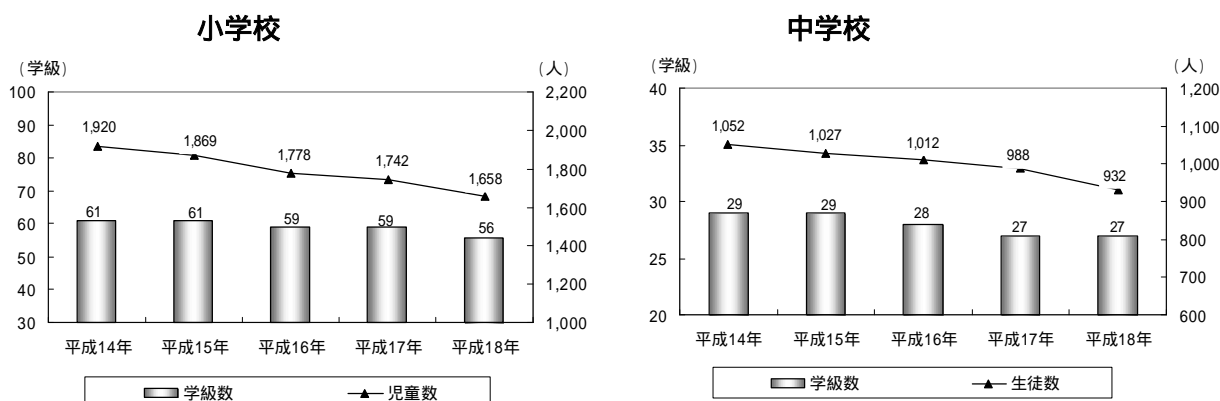
国際交流・平和学習の推進

1 生きる力と思いやりの心を育む学校教育の充実

現状と課題

町内には小学校5校、中学校2校の計7校の小中学校があり、在籍する児童・生徒数は平成18年度で約2,600人となっていますが、年々減少傾向にあります。

【小中学校 学級数、児童・生徒数の推移】



学校教育においては、教育基本法の教育理念のもと、学校・家庭・地域の役割を明確にしつつ連携し、子どもたちの健全育成を図ることが求められています。本町においては、家庭教育力の向上や教育内容の基礎、基本の確実な定着を図りつつ、学校ごとの創意を生かした教育活動の実践に努めることが課題となっています。

本町では平成13年4月から国際理解教育の一環として専任職員を雇用し、小学校から英語活動を充実しており、中学校においても外国語指導助手(ALT)による英語教育によって、外国文化に親しめる語学教育を行っています。

子どもたちは異年齢層とのふれあいや芸術・文化など幅広い分野にわたる体験活動等が不足しているのが現状であり、そのための環境づくりが求められています。

保護者や地域住民の意見を聞くことにより、体験活動への理解や協力を得ながら特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していく「学校評議員制度」を活用した特色ある学校づくりを進めています。

教職員の資質・能力の向上については、国、県主催の研修会への参加、福岡教育大学との連携、町内小中学校との交流を通して資質向上に努めていますが、今後も教師としての専門性ととともに、人間性にあふれ、多様な経験を持つ教員を養成する必要があります。

いじめ、不登校、児童虐待などが社会問題となっており、それらに対する予防・防止対策の取組み強化や相談体制の充実、人材の育成が求められています。

本町では、児童少年相談センター(ほっとステーション)に専任の相談員を配置し、相談体制の充実を図っています。また、センターでは水巻いきいき子どもネット(要保護児童対策地域協議会)の事務局として関係機関との連携を図り、必要な情報交換を行うなど、全国的にも先進的な取組みを行なっています。

子どもの通学環境については、「子ども110番の家」設置の継続的な取り組みや地域安全パトロール隊のボランティアによる登下校時のパトロール、青少年問題協議会による防犯パトロール、PTAと学校が連携した地区懇談会における交通安全、防犯の両面からの定期的な危険箇所チェックなどを行っています。

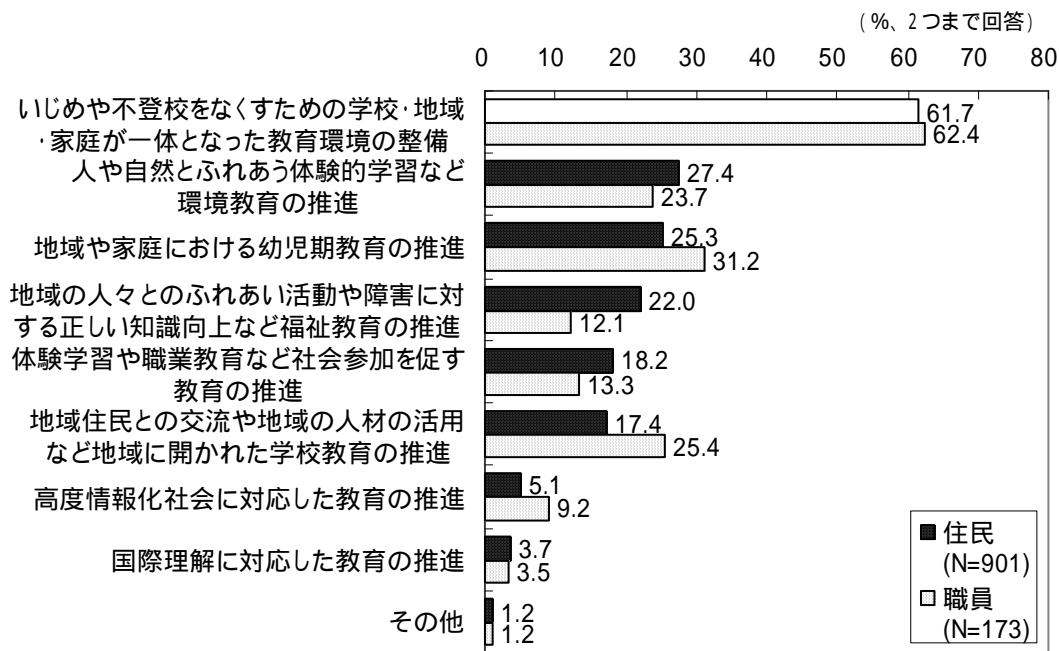
学校施設については老朽化が進んでいる施設もあり、地震対策を含めた計画的な改善が求められています。

情報教育については、コンピュータ機器の計画的な再整備、コンピュータに対する情報処理能力の向上および教職員を中心に個人情報保護の対応など、情報セキュリティに関する取り組みが求められています。

学校給食については、文部科学省が推奨する“早寝、早起き、朝ごはん”の取り組みの中、食育の大切な部分を担っています。

【アンケート調査結果】

豊かな人間教育のために特に力を入れるべきこと（住民と職員）



主要施策

(1) 学力の基礎・基本の確実な定着

児童・生徒一人ひとりに十分行き届いた教育を実施し、学力の基礎・基本が理解され、確実に定着していくため、学校ごとの創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成と教育活動の実践に努めます。

学力向上プランに基づいた学習活動の展開
 児童・生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の充実
 体験学習など多様な学習の充実

(2) 知育・徳育・体育のバランスのとれた学校づくりの推進

生きる力や思いやりのある心を育むため、学校の創意工夫を生かした多様な教育内容の充実に努めます。

道徳教育の推進を通じて道徳心と実践力を育てる生徒指導の充実
 運動に親しみ体力の向上を図る習慣の育成
 環境保全への理解と実践力を育む環境教育の推進
 共に助け合い、共に生きる心豊かな人間の育成を目指した福祉教育の推進
 個性や能力に応じて主体的に進路を選択できるようにするキャリア教育の推進
 人権教育を通じた差別やいじめのない環境づくり
 小学校からの英語活動の充実とALT（外国語指導助手）や国際交流協会を活用した国際理解教育の推進
 学校行事を通じた勤労体験やボランティア実習、芸術文化など幅広い分野にわたる専門家による特別授業など多様な活動の充実

(3) 教員の資質・能力の向上

演習・実習・体験型の研修プログラムを通して、教職員の資質向上に努め、児童・生徒へのよりよい指導の実践を通して保護者等から信頼される教職員の育成を進めます。

学校の課題に対応した校内研修の充実
教育研究事業などへの積極的な参加の促進
地域貢献体験研修など校外研修の積極的導入
公開授業等の積極的導入
地域や家庭と教職員の積極的な交流の促進
教育活動の改善に向けた学校自己評価の充実

(4) いじめ・不登校・児童虐待防止対策の推進

生徒指導と連携した情報交換、「いきいき子どもネット」の活用を図り、いじめ、不登校、非行、児童虐待などの早期発見・早期対策に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

水巻町児童少年相談センターを核とした相談体制の充実
「いきいき子どもネット」の取組み強化
スクールカウンセラーや教育相談員の効率的な活用
いじめなど早期発見のための定期的なアンケート調査の実施

(5) 安全で安心な教育環境の充実

通学時、退校時での危険から守るための安全対策や不審者対策を図るとともに、学校施設や設備の充実、強化を通して、児童・生徒が安全で安心な教育環境で学べるように努めます。

校区防犯パトロール隊による地域防犯体制の充実
青少年問題協議会推進委員による巡回補導の強化
交通安全指導の徹底と通学路や街灯の整備
学校施設・設備の安全性を重視した耐震補強をはじめとした計画的な改修、維持補修の実施
児童・生徒の個人情報保護の強化

(6) 学校給食の充実

安全で安心な学校給食を実施し、給食を通して食育、食生活指導等の充実に努めます。

中学校給食の早期実現に向けた取組み

2 地域教育力の充実と開かれた学校づくり

現状と課題

近年、子どもたちが学校以外で過ごす時間が増えていますが、一方で、青少年による重大犯罪の発生、いじめの深刻化などがみられ、青少年を取り巻く背景は一層複雑化し、深刻さを増しています。

本町の青少年健全育成の場としては、地域子ども会組織や小学校を単位とした「生涯学習推進ゾーン」がありますが、少子化の影響を受けて、いずれの組織も事業実施に格差が出ています。

国の教育再生会議の議論の中でも『社会総がかり』で子どもの教育にあたる」ということが提言されており、子どもの育成は学校だけでの問題ではなく、住民や家族、企業といった地域の関係者が一体となって連携できる体制づくりが当面の課題となっています。

本町においても「子どもたちの健全育成のための方策について」が諮問され、平成 21 年 1 月の答申を受けて、「水巻町青少年健全育成のための今後 10 年の取組み」がなされようとしています。

学校現場においても、地域に開かれた学校づくりのため、学校独自の授業参観の実施や地域の優れた人材を活用した授業の取組みが必要になっています。

空き教室については、現在「多目的室」や「少人数指導教室」に活用していますが、放課後児童対策の場としての活用も求められています。

親子のふれあい強化の視点では、中央公民館、南部公民館において様々な講座が実施されていますが、一方で、早寝・早起き・朝食摂取・あいさつなどの基礎的な生活習慣ができていない児童・生徒がみられることから、生活習慣の見直しとともに、親世代への家庭教育支援が必要になっています。

主要施策

(1) 地域教育環境の整備

地域子ども会組織や小学校区を単位とした「生涯学習推進ゾーン」を中心とした青少年健全育成事業をより充実し、住民への青少年健全育成に対する理解と協力を得られるよう努めるとともに、地域教育を展開するリーダーの育成を図ります。

地域行事やボランティアへの積極的参加による地域教育の推進
地区公民館を中心とした世代および地域間交流の実施
地域活動への参加意欲が高い団塊世代の多様な経験や知識・技術を活かす体制づくり
「水巻町青少年健全育成のための10年の取組み」の推進

(2) 地域ぐるみでの開かれた学校づくりの推進

学校施設の地域への開放・共有化を進め、地域が一体となって、学習支援者を募り、学校運営を支援する体制の整備を図ります。

外部講師を視野に入れた人材バンクの登録整備
総合的学習における豊かな体験活動を指導できる人材の育成
子どもや親のための地域相談員の育成

(3) 家庭教育力の充実

教育機関や地域が連携して保護者への家庭教育に関する意識啓発を進め、家庭での学習に結び付けてもらうとともに、家庭教育に関する相談体制の充実を図ります。

家庭教育に関する講演会、各種講座、学習会などの実施
公開授業、保護者会、各種学校行事への積極的な参加の要請
PTA活動と連携した「早寝・早起き・朝ごはん」運動の展開

3 互いに学び磨きあう生涯学習の推進

現状と課題

住民が心身リフレッシュを図る場、高齢者が生きがいをもって充実した生活を送れる場、さらには子どもたちが学校以外で様々な経験を重ねる場など、生涯学習への多様なニーズに対応できる環境づくりが求められています。

本町でも、中央公民館、南部公民館で様々な講座が開催されているほか、地区公民館においては、独自の活動のほか、ボランティア講座や出前講座が実施されています。

町が実施している社会教育活動は、学習内容、利用者層の偏り傾向がみられます。

【公民館等施設利用者数の推移】

(単位:人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
中央公民館	68,679	62,773	121,089	104,748
南部公民館	24,808	28,148	35,414	36,442
陶芸室・染工房	4,991	4,753	5,044	5,540

資料：教育委員会

本町の生涯学習は、小学校区を単位とした「生涯学習推進ゾーン」が中心となって広域的な地域活動が行われています。現在、5校区中3校区で実施されていますが、未実施地区では継続的に事業に取り組めるテーマづくりと地域の連携が課題となっています。

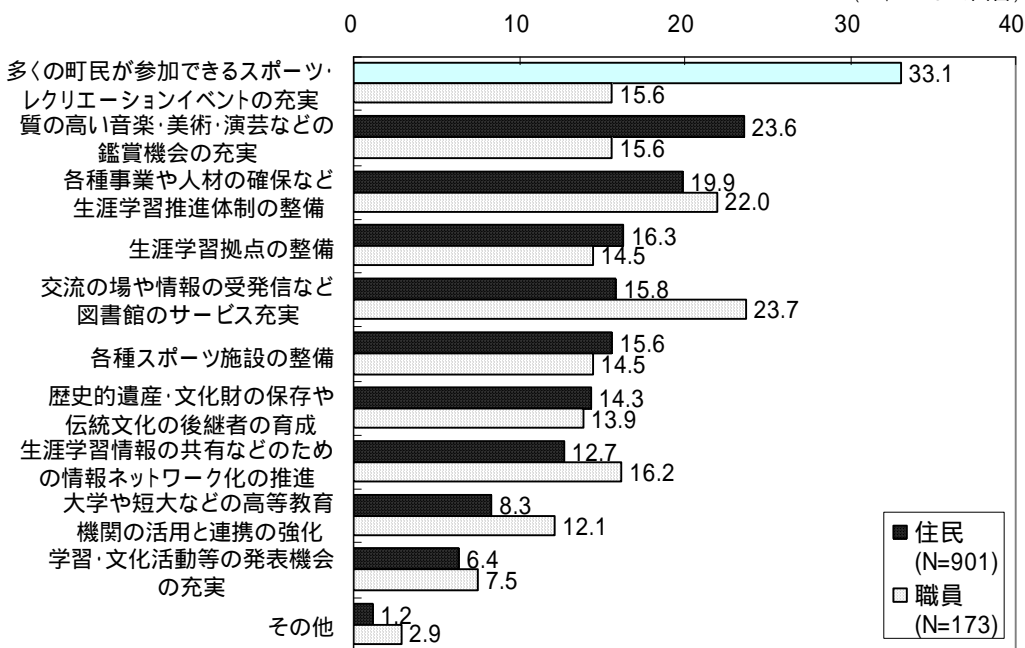
高齢者においては、8コースからなる「遠賀中間いきいきはつらつ塾」が実施され、ここで習得した技術や知識を地域や学校に還元する仕組みになっていますが、この事業の活用と認識が重要となっています。

これら生涯学習の体制を推進していくためには、専門的に指導できる生涯学習コーディネーター(社会教育主事および学校教育経験者など)、ボランティアの育成が不可欠となっています。

【アンケート調査結果】

学習活動・文化活動・スポーツ活動の活発化に必要なこと（住民と職員）

(%、2つまで回答)



主要施策

(1) 住民ニーズに対応した生涯学習機会の提供

中央公民館、南部公民館をはじめ、地区公民館、学校施設、図書館などの施設を活用した地域文化や社会貢献に関する各種講座などや学習成果発表機会の充実を図ることによって、「学び合い、支え合い」による地域のきずなを深めるなど地域活性化方策を推進します。

- 国際化、情報化、環境問題など時代に対応した講座の導入
- 食育や食文化の向上につながる教室の開催
- 学習成果を発表する大会やイベントの開催
- 近隣の大学との連携強化

(2) 住民主体の組織づくりと推進体制の整備

住民を主体とした生涯学習を展開するボランティア組織の積極的な活動や地域リーダーの育成に対する支援を図ります。

併せて、生涯学習施設による生涯学習ネットワークや生涯学習に関する庁内の連携強化を推進します。

- 生涯学習ボランティア、各団体、グループの育成と支援
- 生涯学習指導体制の充実と指導者の育成
- 各種生涯学習施設間ネットワークシステムの検討

4 心身を育むスポーツの振興

現状と課題

本町のスポーツを通じた青少年の健全育成の面で見ると、水巻町スポーツ少年団員は平成19年度で11種目429人であり、少子化に伴い、団員数は減少しています。

地域リーダーの育成では、50人程度が毎年、日帰り研修に参加していますが、中学生になり卒団をすると縁が切れ、リーダーが育っていない現状があります。

一方で高齢化が進み、余暇が増えるなど社会状況が変化する中、健康的な生活や生きがいを求めてスポーツをする人が増えています。

生涯スポーツでは、町と体育協会の主催で数多くのスポーツイベントを開催していますが、平成18年度から町主催スポーツ大会をスポーツ同好会等へ事業委託を行い、「総合型地域スポーツクラブ」の設立を見据えた見直しを図りました。全体としては少子化の影響もあって、参加者は減少傾向になっていますが生涯スポーツの底辺の拡大を行いました。

体育協会所属の各種団体への事業委託を進め、独自性のあるスポーツ大会やスポーツ教室の開催が期待されています。

「スポーツ振興計画」の策定については、国、県の振興計画を参考に検討を行なう必要があります。

福岡県や北九州教育事務所主催の「総合型地域スポーツクラブ」の研修を体育指導委員、スポーツ少年団の指導者、職員が受講して、具体的な調査、研究、具体的な方向性への検討課題として取り組んでいます。

体育施設については、老朽化が進み、修理の経費が大きくなっています。

小中学校体育館は、授業時間外や土・日曜に住民スポーツ団体等に開放していますが、マナーの悪い利用者団体について定期的な指導・啓発を行っています。

【体育施設利用状況】

(単位:人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
総合グラウンド	18,715	12,044	15,524	13,971
吉田グラウンド	8,619	14,312	14,624	15,793
猪熊グラウンド	6,049	14,488	19,562	20,682
ターゲットバードゴルフ場	5,024	5,761	6,010	5,551
テニスコート	30,323	45,978	39,031	34,916
町民体育館	30,108	30,754	34,729	34,277
体育センター	21,385	25,325	29,085	30,091
武道館	10,548	9,662	11,074	12,200
弓道場	744	914	695	437
町民プール	22,402	25,358	23,822	21,720

資料：教育委員会

主要施策

(1) スポーツ活動の充実

関係機関との連携の中で、行政主導から民間主導へ事業展開を推し進め、生涯スポーツの拡大を図っていきます。

「スポーツ振興計画」の策定
気軽に参加できるスポーツ大会、スポーツ教室などの開催
住民の自主運営スポーツ団体活動の支援
ニュースポーツの導入

(2) 団体・指導者の育成

地域に根ざしたスポーツ団体の育成、強化を図るとともに、優秀な指導者の育成に努めます。

「総合型地域スポーツクラブ」設立に向けての調査・研究
各スポーツ団体への支援体制の充実と連携強化
体育協会との連携強化
各種目・分野の指導者の育成

(3) スポーツ施設・設備の整備

多くの住民が安心して利用できるようスポーツ施設や設備の充実、強化を図ります。

計画的、効率的な施設・設備の改修・維持補修の実施
スポーツ施設への指定管理者制度導入の検討
利用料金適正化の検討
施設予約システムの再構築
適正な利用規則に従った学校施設の利用促進

5 文化・芸術の振興と文化財の保護・活用

現状と課題

余暇の増大などを背景に、心の豊かさや情緒性が求められる今日、文化活動に対する住民ニーズもますます高まっています。

本町には、筑前御殿神楽、稚児行列など何百年もの歴史を誇る様々な伝統芸能や祭礼が今なお深く息づいています。

創作郷土芸能としての「砧ばやし」も町の郷土文化として定着してきています。

芸能祭は「文化連盟」主催で、文化祭は中央公民館、南部公民館などで開催しており、住民の自主的な文化活動が行われています。

歴史的に培われてきた文化・芸能活動を継承するとともに、芸術文化のすそ野を広げる必要があります。

文化活動を担う人材の確保・育成は、「文化連盟」のほか、「遠賀中間いきいきはつらつ塾」で取り組んでいます。

図書館・歴史資料館は平成17年度以降、来館者は減少しているものの、北九州市からの利用者は増加しています。今後は、利用者の増加に対応した量・質両面での充実が求められます。

【図書館・歴史資料館利用状況の推移】

(単位：人、冊)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
歴史資料館（来館者数）	72,375	75,659	69,302	56,407
図書館（来館者数）	276,440	279,204	262,465	246,298
（ ）（貸出冊数）	488,883	510,613	488,889	478,841
（ ）（貸出人数）	115,622	120,214	111,807	106,717

資料：教育委員会

本町には、数多くの貴重な文化財が残されており、平成18年度末現在で、県指定天然記念物に指定されている「八剣神社の大イチョウ」をはじめ、町指定有形文化財6件、町指定天然記念物1件があります。その他、「堀川の車返しのノミ跡」「十字架の塔」などの歴史遺産があります。

炭鉱関連資料については、住民からの資料提供を受けています。

歴史資料館においては収蔵資料のデータベース化が進められているほか、古文書などの紙資料については、一部マイクロフィルム化を進めています。

今後、これらの文化財の保護を図るため、住民に幅広く郷土の歴史や文化を周知し、文化意識を高める必要があります。

文化財の修復や保存整備を進め、新たな地域文化の創造に向けて積極的に活用することが重要です。

主要施策

(1) 伝統文化や郷土の歴史の保護・継承

伝統芸能活動や歴史講座を通じて、本町の伝統文化・歴史遺産を保護、継承していきます。

町主催のイベントなどでの積極的な活用と周知
ホームページ等情報技術の活用

(2) 文化・芸術活動の機会や場の充実

すべての住民が多様な文化・芸術に触れられる機会充実のため、質の高い文化・芸術にふれる機会の創出を図るとともに、住民の主体的な芸術・文化活動への積極的な支援を行います。併せて、文化・芸術活動を支援する指導者など人材の確保、育成を図ります。

質の高い音楽、美術、演芸などに触れ感性を磨く機会や場の充実
自主的に参加できる文化、芸術行事、イベントの企画と開催
公民館や図書館・歴史資料館などの文化施設の有効活用

(3) 地域文化活動の推進と支援組織の育成

住民が主役となった地域文化活動に対する幅広い支援を推進するとともに、支援組織やボランティアの育成を図ります。

文化連盟の充実強化
「遠賀中間いきいきはつらつ塾」の充実による人材の育成

(4) 図書館・歴史資料館の充実

北九州市周辺との広域利用を踏まえた上で、運営システムの構築など充実した図書館運営を図ります。

図書館の広域利用のあり方について検討
公民館と連携した貸出システムの検討

(5) 次代に引き継ぐための文化財の保護・保存

歴史文化遺産の保存・公開や文化財に対する保護意識の高揚を図るとともに、歴史的価値の高い各種資料の保存、活用に努めます。

町内文化財めぐりや地域資源に関する講座や見学会などの開催
炭鉱関連資料の整理・保存や情報収集の充実
町内に埋もれている貴重な文化財の調査や研究などの推進
収蔵資料公開システムの再構築

6 国際交流・平和学習の推進

現状と課題

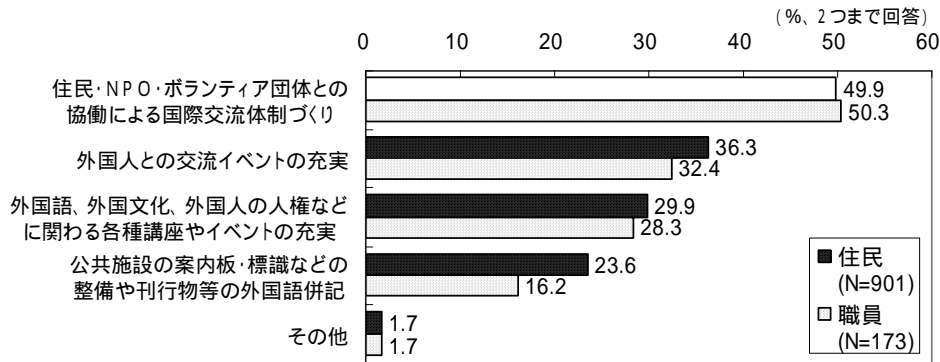
国際的な交通・情報通信網の発達により、人・物・情報などの国境を越えた交流が活発化し、地球規模化しています。

本町においては長年、国際交流については、住民団体を中心にオランダとの交流を行ってきましたが、今後も、継続した本町独自の国際交流の事業展開が求められます。

「大いちょう」で係わりのある韓国・亀尾市との交流が芽生え、情報交換の場が求められるほか、語学講座、外国料理教室を含め、住民の視点による人的交流が期待できます。

【アンケート調査結果】

国際交流について今後必要な取り組み（住民と職員）



主要施策

(1) 住民レベルの国際交流の推進

オランダとの独自交流を継続するとともに、外国文化を理解できる国際感覚の醸成を図り、歴史・文化や観光を通じた国際交流活動の支援に努めます。

外国語講座や外国生活体験者等の講演セミナーの開催
 自主性を重視した海外ホームステイ事業の推進
 国際交流協会の充実強化

(2) 平和政策への取り組み

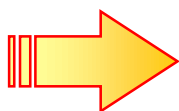
平和講演会、パネル展示を通じた平和学習への取り組みを継続します。

基本方針

快適な生活環境に恵まれ、住み良さが実感できる、住んでみたい、住み続けたいまちづくりを進めます。

施策体系

うるおいのある魅力的なまちづくり



計画的な土地利用の推進

魅力ある市街地と都市景観の整備

利便性の高い地域交通体系の整備

良好な住宅環境の整備

潤いのある公園・緑地の整備

1 計画的な土地利用の推進

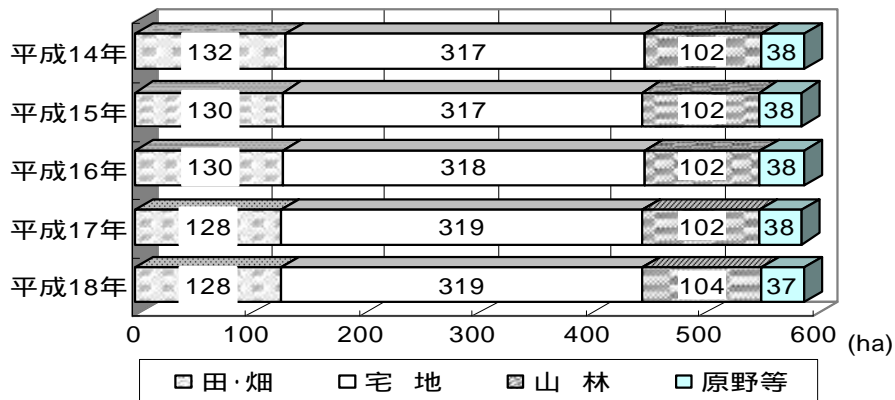
現状と課題

本町の総面積は1,103haであり、うち私有地は、平成18年度現在で、全体588haとなっています。

私有地の54%に当たる319haが宅地となっており、ついで田・畑の農地が128haで22%、山林が104haで18%を占め、これら3つの用途で全体の9割を超えています。

ここ数年の推移では、宅地は微増傾向にあるのに対し、農地は減少、山林は横ばいという状況です。

【私有地土地利用面積の推移】

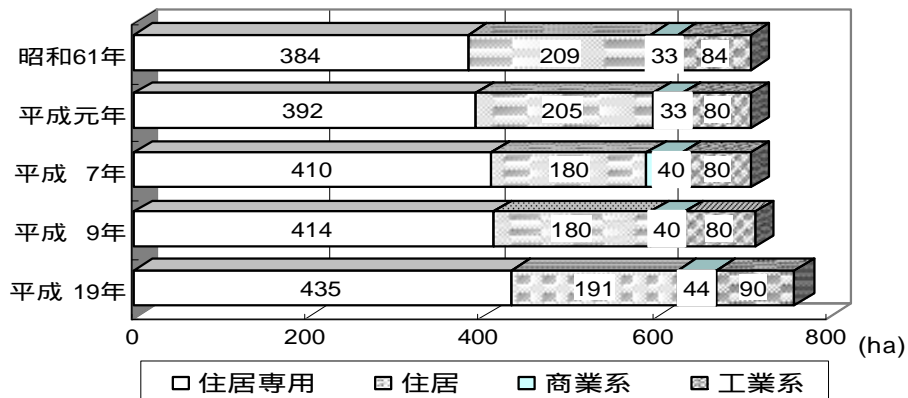


資料：税務課

本町の全域が都市計画区域に指定され、そのうち、平成19年度現在、760haが用途指定地域となっています。

用途指定地域のうち「住居専用」「住居」を合わせた住居系が626haと全体の8割を超えています。

【用途指定地域用途別面積の推移】



(注) 商業系:近隣商業、商業 工業系:準工業、工業専用

資料：産業建設課

本町は、国道3号線と2つの県道が交差する地区を中心に市街地が広がり、市街地を取り囲むように住宅地や田園が広がっています。

町には豊前坊山、多賀山、明神ヶ辻山の3山による丘陵部や南北を縫うように流れる曲川などがあり、町を象徴する景観を形成しています。

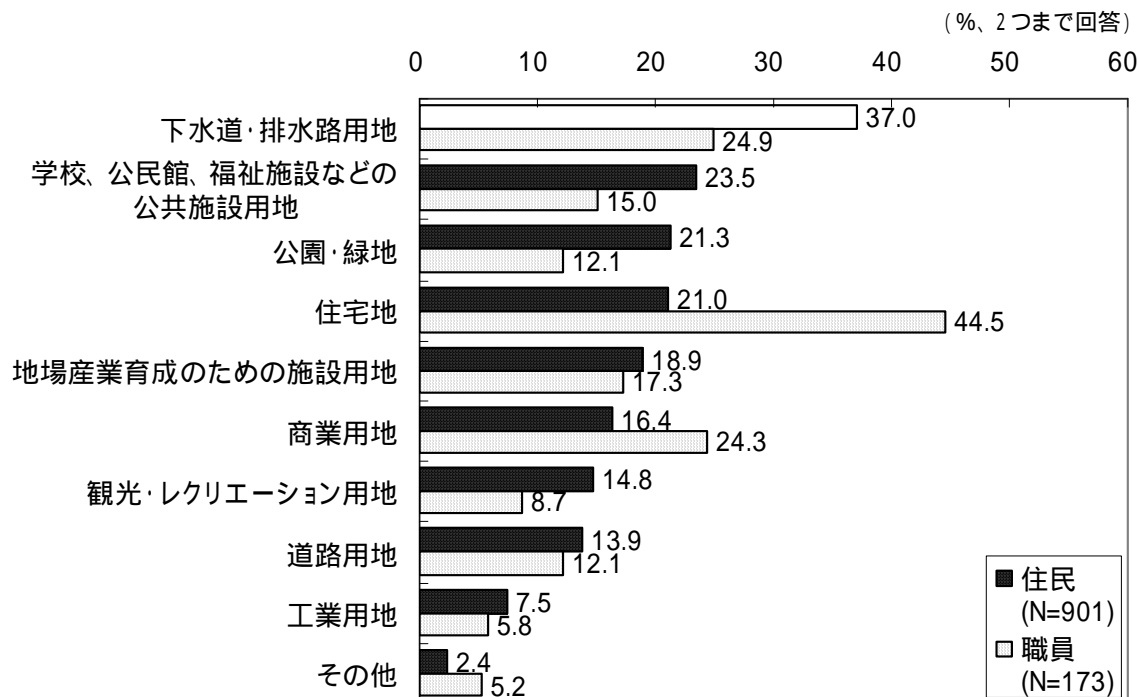
本町の土地利用、都市計画は、平成10年度策定の「水巻町国土利用計画」、「都市計画マスタープラン」に従って計画的に進められ、町全体としてはおおむね良好な土地利用が保持されていますが、本町は国道3号線、JR鹿児島本線によって南北に2分され、南北によって開発に温度差があるとともに、南部については、いまだ土地利用の混在が見られます。

平成16年3月に「吉田ぼた山活性化計画策定検討報告書」が策定され、吉田ぼた山跡地の検討資料として位置づけられていますが、具体的な活用については吉田南部地域の活性化を図る土地利用を考慮する必要があります。

総じて、厳しい経済社会環境の中にあつて、住環境、生産機能および保全機能の低下は著しいものがあり、農業資源について持続的な保全を図るとともに、南北での地域格差是正に向けた取組みを踏まえ定住人口増を図るための新たな資源創出のための計画的な土地利用のあり方が求められています。

【アンケート調査結果】

優先的に整備していく用地（住民と職員）



主要施策






(1) 国土利用計画および都市計画マスタープランの策定

適正かつ合理的に土地利用を誘導するため、農用地の保全や生産基盤を確保を推進するとともに、用途地域の指定などの都市計画法による手法を用いて都市機能の向上や住環境の整備を推進します。

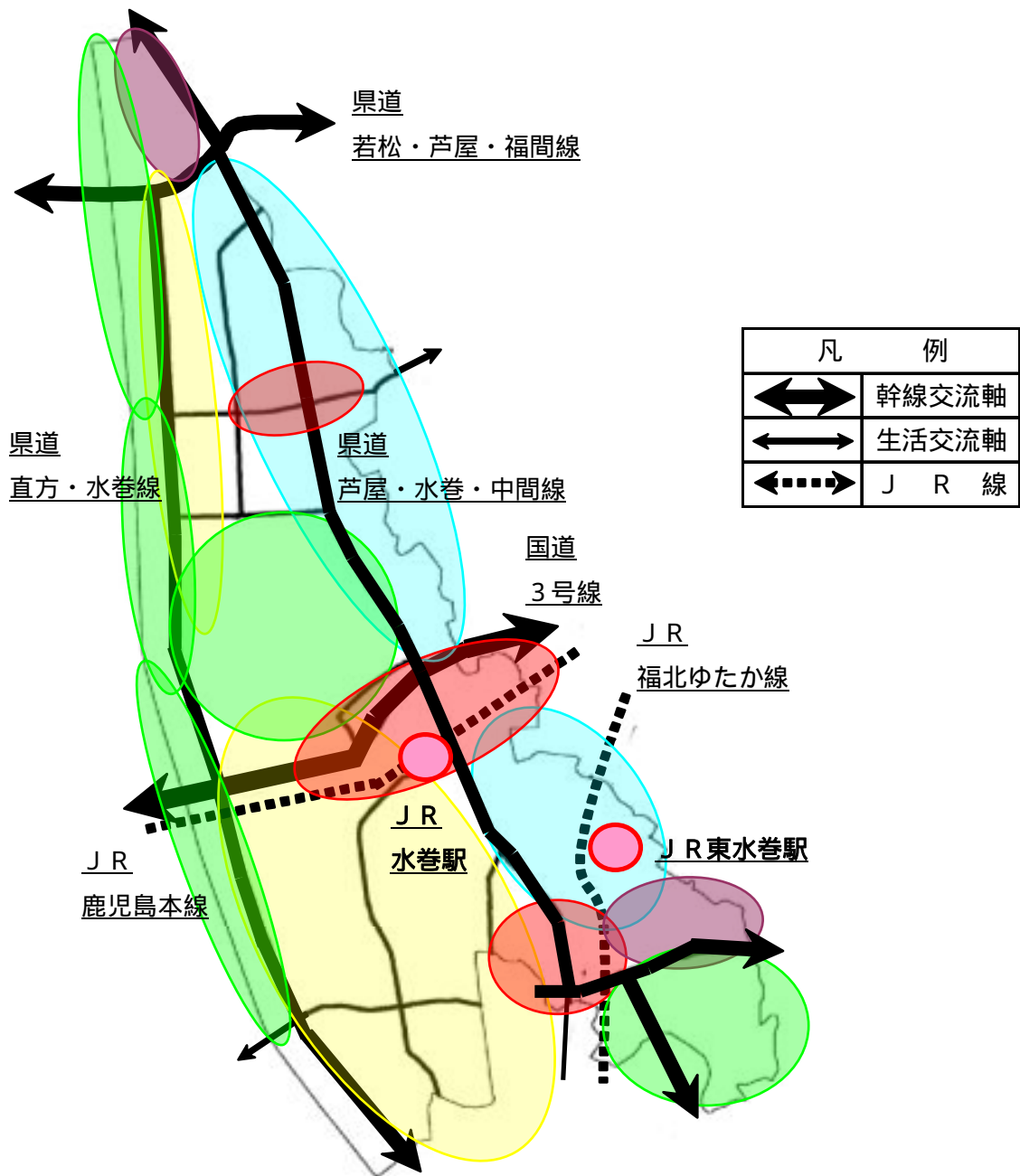
農業振興地域整備計画の見直し
 国土利用計画（市町村計画）の策定
 都市計画マスタープランの見直し

(2) 合理的かつ効率的な土地利用の推進

本町の土地利用については、国土形成計画の基本的考え方等に準拠するとともに、福岡県の土地利用基本計画などの上位・関連計画や農地法などの土地利用に関連する法律に準拠して、以下の5つの地域に区分し推進します。

地域	基本方向
 市街地	頃末地区、梅ノ木団地周辺地区および吉田地区の市街地地域については、良好な環境の形成に配慮しつつ土地利用の高度化を図るとともに、商業や業務環境の充実に努め、魅力と活力ある市街地の形成を図ります。
 工業	猪熊地区、吉田地区の工業用地についてはほぼ土地利用が固まっていることから、周辺地域との融合を図った環境整備に努めます。
 休養・レクリエーション	河川や森林のもつ自然環境の保全、レクリエーションの場の提供防災などといった公益的機能の確保のため、緑地としての保全、整備のほか、自然との共生をはかった土地利用に努めます。
 住宅	周辺的环境保全に配慮しつつ、中高層住宅、低層住宅との土地利用の整序、生活関連施設や憩いの空間等の整備を計画的に進めながら、良質な住環境の形成を図ります。
 田園居住	地域内農地については、それぞれの生産機能の保持・向上を図るとともに、緑地空間および防災のためのオープンスペースとして周辺住宅地との融合を図るなど、本町独特の田園住宅環境の創出を図ります。

【土地利用イメージ】



2 魅力ある市街地と都市景観の整備

現状と課題

本町の市街地は、おおむね梅ノ木地区、頃末地区、吉田地区の3地区に形成されています。梅ノ木地区は大型商業施設を中心とした業務ゾーンと公営集合住宅を中心とした住宅ゾーンが「みどりんぱあーく」を核とした緑地環境と一体となって自然融合型市街地を形成しています。頃末地区は本町の行政および商業の核を形成する中心市街地となっています。吉田地区は東水巻駅、吉田団地を含む沿道型市街地を形成しています。

これら市街地については、平成10年度策定の「都市計画マスタープラン」に基づいて事業が進められることになっていますが、財政面も含め計画的な取り組みができないままになっており、都市施設や都市基盤両面で未整備な箇所が残っています。

魅力ある市街地の整備にあたっては、基本的な都市施設や都市基盤の整備のほかに、来町者に癒しや憩いを与える美しい都市景観や街並み形成を図る必要がありますが、本町では、これまで町としての景観指針がないため、統一された景観行政がなされていない状況です。

JR水巻駅周辺開発はこれまで具体的な取り組みまでにはいたっておらず、JR東水巻駅周辺開発についても周辺地区の開発と一体となった議論が必要になっています。

【JR水巻駅、東水巻駅乗降客の推移】

	鹿児島本線水巻駅		福北ゆたか線東水巻駅	
	乗	降	乗	降
平成13年	2,284	2,298	668	672
平成14年	2,162	2,165	607	607
平成15年	2,183	2,159	584	585
平成16年	2,139	2,136	562	568
平成17年	2,121	2,105	548	547

資料：JR九州広報課

主要施策

(1) 市街地整備の推進と適正な市街化の誘導

用途地域内の適正な用途規制を行い、面的な整備と道路や上下水道、公園などの都市基盤の充実に努め、計画的で適正な市街化を誘導します。

都市機能の適正誘導
中心市街地における賑わいづくりの推進
コミュニティの回復を目指した空間整備

(2) 美しい街なみ景観にあふれた市街地空間の形成

街なみ景観の整備を通して、魅力的、計画的な歩いて楽しい市街地空間の形成を図るなど、美しいまちづくりを推進します。

景観計画（景観ランドデザイン）の策定検討
住民との協働による景観づくり活動の推進

(3) JR駅周辺開発による都市機能の充実

JR東水巻駅周辺開発については、吉田南部地域の整備計画との整合の中で、また、JR水巻駅周辺開発については周辺の土地利用の進展を踏まえながら、それぞれ検討します。

3 利便性の高い地域交通体系の整備

現状と課題

本町では、東西に横断する国道3号線と南北に走る県道芦屋水巻中間線、同直方水巻線の3路線が交通網の動脈的役割を果たしています。

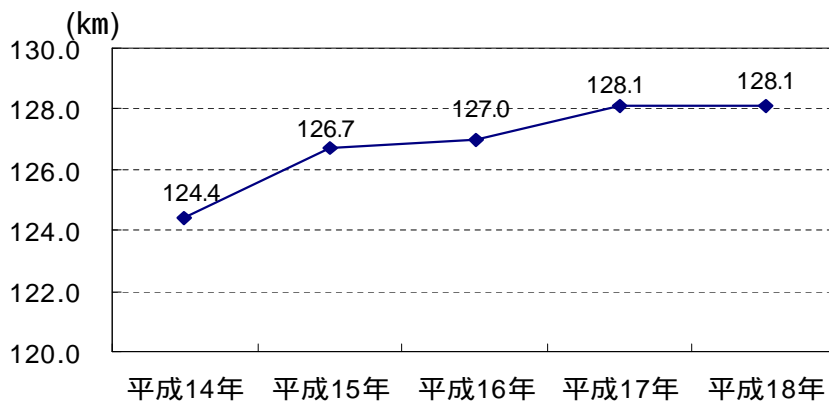
県道については、ほぼ整備が終わっているものの、生活環境の変化による整備の見直しが必要です。

この3路線や近隣市町への連絡道路として8路線の都市計画道路の整備計画が決定していますが、県事業分を除いては、経済情勢の変化、財政面での対応で事業の中には着手の見込みが難しいものも出てきています。

住民の重要度が高く、もっとも身近な町道については逐次改良を進めていますが、財政との調整の中で、緊急性、安全性を考慮しながら施策・事業を進めているため、十分な整備が行われていません。

【町道整備状況】

実延長の推移



整備状況一覧

(単位: km)

	実延長	種別				改良	
		道路延長	橋梁		改良済み延長	未改良延長	
			個数	延長			
平成14年	124.4	123.1	133	1.3	79.5	43.1	
平成15年	126.7	125.4	133	1.3	83.6	43.1	
平成16年	127.0	125.7	133	1.3	85.1	41.9	
平成17年	128.1	126.8	133	1.3	87.1	41.0	
平成18年	128.1	126.8	133	1.3	87.7	40.9	
	路面別				歩道延長	道路面積 (km ²)	路線数 (本)
	砂利道	舗装道	舗装率 (%)				
平成14年	1.8	123.8	99.5	26.0	0.84	443	
平成15年	1.7	126.0	99.5	27.3	0.86	454	
平成16年	0.7	126.3	99.5	27.6	0.87	457	
平成17年	0.7	127.4	99.5	28.3	0.87	460	
平成18年	0.7	127.4	99.5	28.3	0.87	460	

資料: 産業建設課

公共バスについては、北部は北九州市営バス、南部は西鉄バスが走っており、町が2分された状態になっています。また、利用者も年々減少しています。福祉バスは、町内を縫うように走っていますが利用者が限定されています。

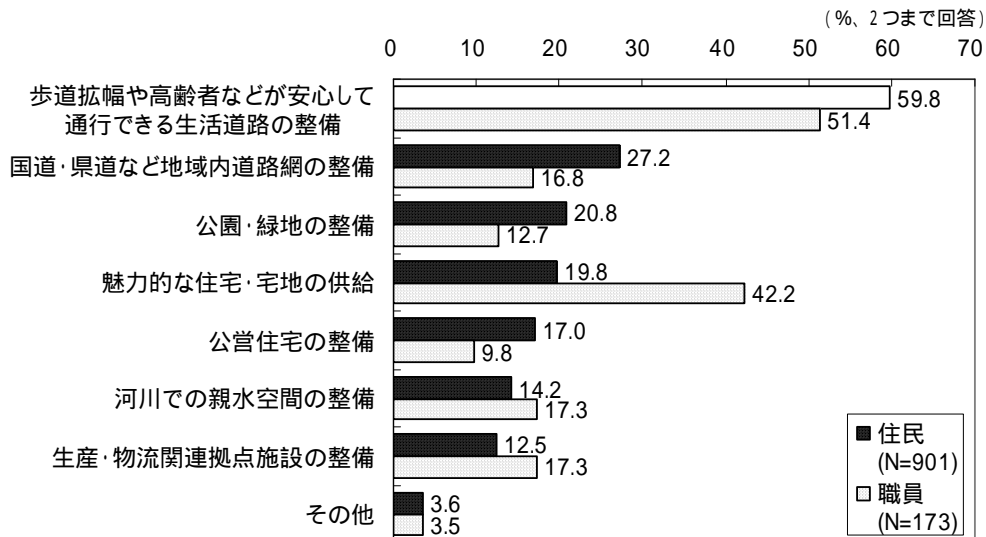
【福祉バス1日平均利用者数】

	西廻り(人)	東廻り(人)	3号車(人)	計
平成14年度	96	127		223
平成15年度	95	108		203
平成16年度	118	149		267
平成17年度	108	150		258
平成18年度	105	117	36	258

資料：福祉課

【アンケート調査結果】

交通環境、住環境等で今後力を入れるべきこと（住民と職員）



主要施策

(1) 計画的な道路整備の促進

県道については、未改良区間の早期整備を促進し、交通安全環境の改善を要請します。
都市計画道路については、都市政策の転換により、都市計画道路の必要性が大きく変化してきていることを踏まえた検証を図ります。

(2) 安全で人に優しい町道整備の推進

高齢者、子ども、障害者などに配慮した歩道のバリアフリー化など人にやさしい道づくりを推進します。

要望度、緊急度などに基づく最優先道路の舗装・整備

(3) 公共バスの利便性の確保

住民ニーズの高さを受け、路線や利用対象の見直しに向けた議論を進めます。

民間バス事業者および北九州市との調整の促進
福祉バスの利用実態や運行実態に関する調査等の実施
コミュニティバスなどの検討



4 良好な住宅環境の整備

現状と課題

本町では、無秩序な建築物を規制するため都市計画法による建築規制を行うなど、快適で良好な住環境の保全・整備を推進しています。

無秩序な市街化防止と良好な生活環境を実現するため水巻町宅地開発指導要綱により、宅地造成事業の指導を行っています。

3,000㎡以上の大規模開発については、県知事の許可を得て民間宅地開発事業が進められています。

平成19年4月1日現在、本町の公的住宅は3,878戸あり、この内の2,016戸が町営で、全体の52%を占めています。その他、県営が822戸、「UR」「雇用促進」などのその他住宅が1,040戸となっています。いずれも大半は建築年次が古く、建物の老朽化が進んでいます。

住宅の所有関係の推移をみると、公的借家の構成比は年々減少してきているものの、県平均、全国平均と比べ目立って高く、結果として民間借家など民業の経営に影響を与えている状況もうかがえます。

今後は、公的住宅の果たす役割と優れた住環境の整備を目指すまちづくりを踏まえ、適正な公営住宅のあり方を検討する必要があります。

町営住宅のうち老朽化が進んだ猪熊町営住宅の用途廃止促進や吉田南部地域活性化の核としての吉田団地の建替計画が課題となっています。

【公的住宅整備状況】

平成19年4月1日現在(単位:戸)

		木造	簡平	簡二	中耐	高耐	合計			木造	簡平	簡二	中耐	高耐	合計		
町	公営住宅	猪熊	54	28				82	町	おかの台団地				730		730	
		野間			20			20		頃末団地					59	59	
		イワセ			20			20		古賀団地				33		33	
		吉田			194			194		小計	0	0	0	763	59	822	
		二				124		124		その他	UR梅ノ木団地				664	216	880
		計	54	28	234	124	0	440		雇用促進住宅				160		160	
町	改良住宅	吉田			428	184		612	小計	0	0	0	824	216	1,040		
		高松				744		744	合計	54	28	662	2,859	275	3,878		
		鯉口				220		220	(注)町営改良住宅に店舗(吉田8戸・高松6戸)を含む								
		計	0	0	428	1,148	0	1,576									
小計		54	28	662	1,272	0	2,016										

資料：管財課

【住宅所有関係の推移】

(単位：%)

		持ち家	公的借家	民間借家	給与住宅	間借り
昭和60年		45.3	36.4	15.7	2.4	0.2
平成 2年		49.5	35.3	13.5	1.4	0.3
平成 7年		53.2	32.9	12.2	1.3	0.4
平成 12年		54.8	31.3	12.1	1.1	0.7
平成 17 年	水巻町	54.6	29.1	14.3	1.3	0.7
	県平均	54.5	9.9	31.6	3.1	0.9
	全国平均	62.1	6.6	27.0	3.2	1.1

資料：国勢調査

主要施策

(1) 住宅の整備と居住環境の整備

適正な土地利用の誘導と民間活力による住宅整備を促進するとともに、生活様式の多様化や就職、結婚、子育て、高齢期など一人ひとりの生活に対応した定住環境の整備を進めます。

都市計画法、水巻町宅地開発指導要綱等の適正な運用による良好かつ快適な定住環境の整備
多様な選択肢のある民間住宅開発の誘導

(2) 町営住宅の管理戸数の適正化と質の向上

町営住宅については「町営住宅ストック総合活用計画」に基づき管理戸数の適正化のための計画的な建替えのほか、ユニバーサルデザインを取り入れた整備や若年層、高齢者、障害者などに対応した質の高い住宅の供給に努めます。

町営住宅ストック総合活用計画の策定
猪熊町営住宅跡地の利用促進
民間賃貸住宅の導入、戸数削減計画等を含めた吉田団地建替計画案の策定
鯉口団地、高松団地の一部エレベータ設置の検討

5 潤いのある公園・緑地の整備

現状と課題

本町の自然景観のシンボルとなっている明神ヶ辻山、豊前坊山、多賀山の三山のうち、多賀山については自然公園として整備が完了し、自然環境の保全とともに住民のレクリエーションの場として活用が図られています。

遠賀川河川敷には約6kmにわたり公園が整備され、住民の憩いの場として利用されています。「みどりんぱぁーく」は町のシンボルとして、住民のレクリエーションの場、憩いの場として広く利用されています。

本町には都市公園が17か所あり、平成18年度の住民一人当たり公園面積は12.8㎡となっており、全国平均の9.3㎡、県平均の8.1㎡に比べ、恵まれた公園環境を持っています。

公園管理については「自分たちの公園は自分たちの手で管理する」という意識づくりのもと、各地区の公園の維持管理については各区に委託していますが、地域住民の高齢化に伴い、一部の地区で管理できない状態となっています。

河川敷公園やみどりんぱぁーくなどは社会福祉協議会に委託し、良好な利用しやすい環境の維持に努めています。

全町的な緑化活動としては、「緑づくり推進協議会」において、募金による公園、学校施設等の緑化活動が行われているほか、「水巻町コスモスマチづくり推進協議会」においては、コスモスの栽培活動を通じ、栽培に関する広報活動、栽培を進めるボランティア団体の育成を行い、花づくりを推進しています。



主要施策

(1) 自然との調和と地域の特性を活かした緑地の整備・保全

景観緑三法の一つである都市緑地保全法をふまえ、公園・緑地の整備や緑化の推進に関する総合的な計画に基づき、総合的かつ体系的な緑地の整備・保全に努めます。

「水巻町緑の基本計画」の策定

(2) 公園・緑地の整備

「水巻町緑の基本計画」に基づき、都市公園整備を含め計画的で住民のニーズを反映させ、安全で安心できる公園・緑地の整備を推進します。

また、貴重な自然環境である古木や大木、樹木、花などを保全し、緑豊かな環境づくりを進めるとともに、公共施設の緑化に努め、住民と協働して町域全体の緑化活動を推進します。

公園や緑地、水辺空間の整備
避難所の機能や管理上の防犯対策への取組み
緑地保全と植樹・緑化事業の推進

(3) 住民との協働による維持管理体制づくりの推進

住民との協働と役割分担のもと、公園や緑地の適正な維持管理を行う管理体制づくりを進めます。

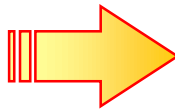
地区住民の高齢化に対応した柔軟な管理体制づくりの検討

基本方針

環境意識の向上や循環型社会の形成を踏まえて、自然と共生した暮らしやすい快適な生活環境の整備を図ります。

施策体系

環境に配慮した快適なまちづくり



身近な自然環境の保全と創出

快適な生活環境の充実

循環型社会の形成と地球環境の保全

1 身近な自然環境の保全と創出

現状と課題

本町には遠賀川、曲川の2つの河川が南北を貫いているほか、堀川が中間市から吉田地区を抜け折尾方面と繋がっており、本町の癒しの空間を形成しています。

曲川は、計画的な下水道整備事業の進展により、河川浄化が進んでいるものの、生活雑排水などの流入により汚染に対する懸念が残っています。

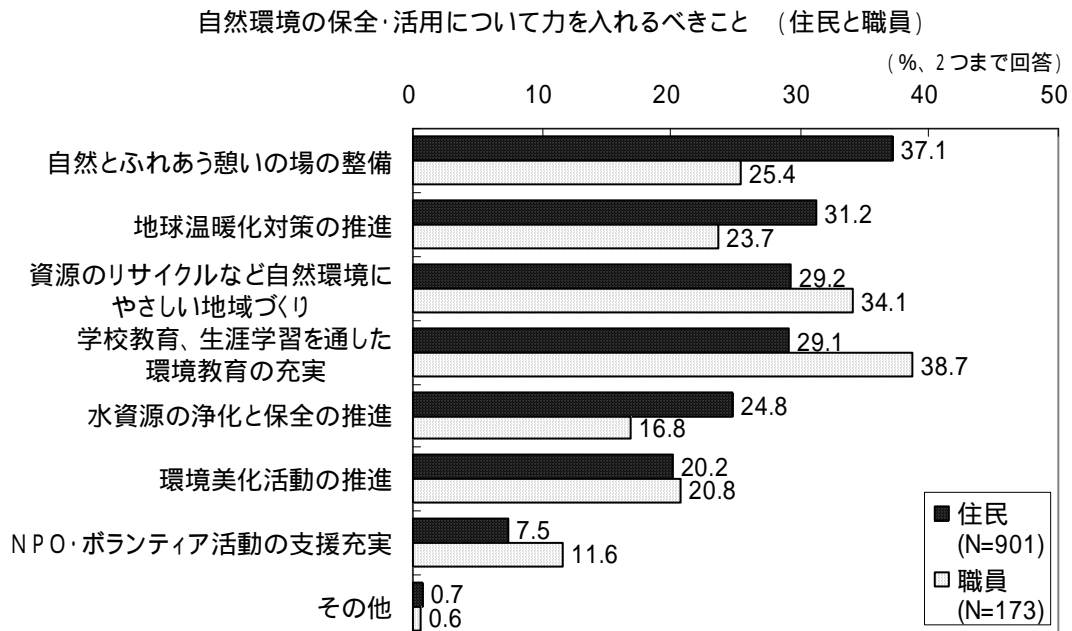
灌漑や水運を通して流域の繁栄に貢献した堀川については、まちづくり、まちおこしの素材として捉え、新たな視点や発想から堀川の魅力ある風景の創出に流域全域で取り組んでいます。

町の中央部に三山によって形成される丘陵部の自然環境は、町の象徴的な景観を形成するとともに、住民の憩いの空間となっています。

このような自然環境に対する保全意識の高揚については、「環境美化の日」の回数を増やしたり、広報等による啓発、出前講座などを通して積極的な取り組みを行っていますが、全体的な浸透には至っていないのが実情です。

住民一体となった環境美化活動については、社会福祉協議会による、遠賀川河川敷のクリーンキャンペーンとタイアップして、町内一斉清掃を行っています。

【アンケート調査結果】



主要施策

(1) 魅力ある河川環境の創出

公共下水道事業による生活雑排水の適正処理を通して河川の浄化に努めるとともに、流域も一体となった魅力ある河川景観の創出を図ります。

継続的な河川の水質検査の実施
河川敷の管理や有効活用などの取組み推進
河川景観の創出等を通じた郷土の川に対する愛着心の育成
環境保全のための有機リン洗剤や廃油等汚染物質の排出防止対策の推進

(2) 健全な生態系の保持

豊かな自然環境や野生生物の生息・生育環境の保全を図ります。

(3) 住民との協働による自然環境保全意識の高揚

住民と協働して自然環境に対する意識啓発に努めるとともに、自然環境の保全のため、住民、行政、専門家、各種団体などからなる体制づくりに努めます。

環境基本計画策定に関する検討
広報紙や出前講座による啓発活動の推進
環境保全に関するイベントの開催や交流事業への支援
学校や地域での環境教育の推進

(4) 環境美化活動の推進

全町一体となって、清掃活動をはじめとした環境美化活動を推進します。

住民団体の育成やボランティア活動への支援
「環境美化の日」の継続実施
「町内一斉清掃活動」の継続実施

2 快適な生活環境の充実

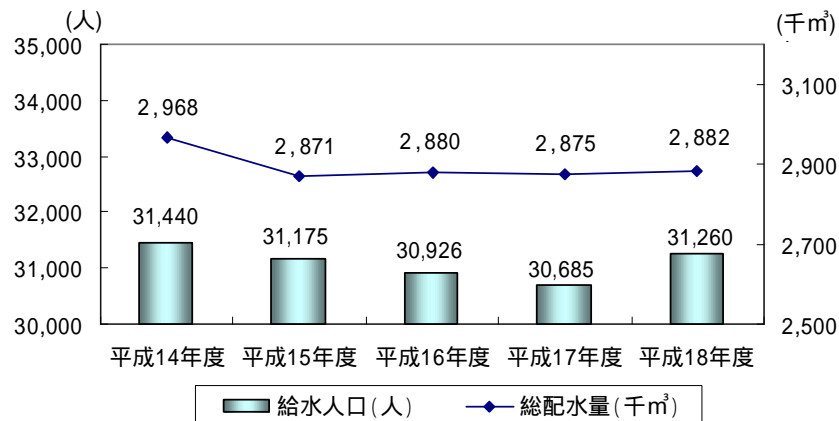
現状と課題

住民生活に欠かせない水については、限りある資源として、北九州市、中間市からの安定供給が図られ、ここ3年ほどは290万 m^3 の総配水量で推移するとともに、有収率は97%以上と県下トップクラスの水準を維持しています。

今後は防災対策を踏まえた水道施設の充実が必要となっています。

水質保持のため、町独自の水質検査を実施しています。

【上水道整備状況】



	給水人口 (人)	総配水量 (m^3)	1日平均配水 量(m^3)	1人1日平均 配水量()	給水使用量 (m^3)	有収率 (%)
平成14年度	31,440	2,968,471	8,133	259	2,832,944	95.43
平成15年度	31,175	2,870,850	7,865	252	2,755,964	96.00
平成16年度	30,926	2,880,086	7,891	255	2,778,303	96.47
平成17年度	30,685	2,874,739	7,876	257	2,771,900	96.42
平成18年度	31,260	2,881,621	7,898	253	2,807,990	97.44

資料：水道課

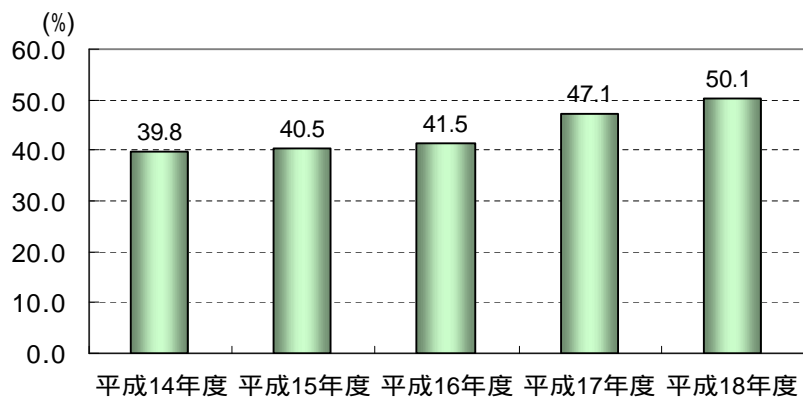
下水道については、公共下水道事業はおおむね計画通りの進捗が図られており、その分、合併処理浄化槽の設置は減少傾向にあります。

下水処理については、1市3町による流域下水道事業を行っています。

下水道事業に対しては、毎年、出前講座や下水道展などを実施し、下水道の推進および啓発を行っています。

【公共下水道整備状況】

普及率



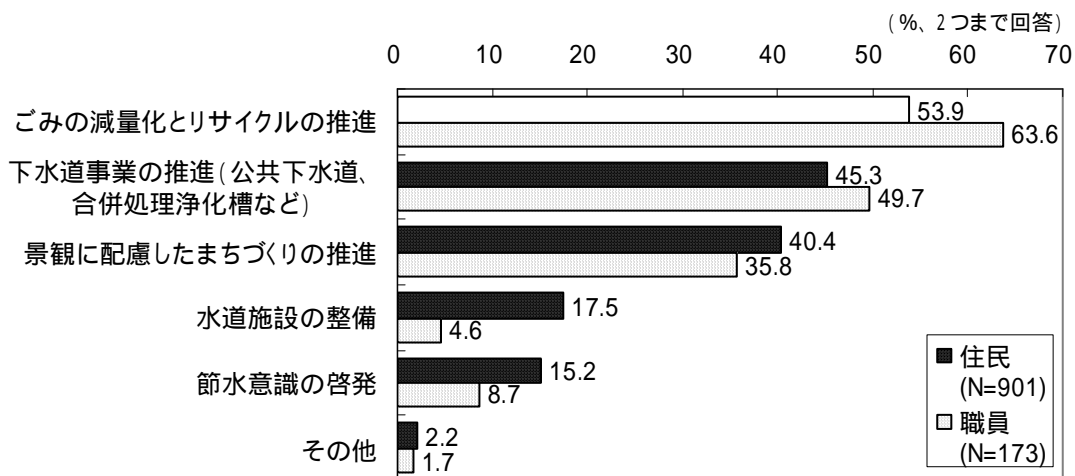
公共下水道整備状況

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
供用開始世帯数	4,628	4,717	4,805	5,813	6,402
行政人口(A)	31,476	31,482	31,277	31,036	30,807
処理人口(B)	12,541	12,742	12,989	14,620	15,437
処理面積(ha)	162.07	166.24	170.03	210.51	239.15
普及率(B/A)	39.8	40.5	41.5	47.1	50.1
水洗化人口(C)	10,851	10,957	11,103	11,367	13,171
水洗化率(C/B)	86.5	86.0	85.5	77.7	85.3

資料：下水道課

【アンケート調査結果】

生活環境について力を入れるべきこと (住民と職員)



主要施策**(1) おいしい水の安定供給**

上水道については、北九州市・中間市からの継続的な供給や設備の充実等を通じた水の安定供給を推進します。

計画的な新設管等の布設替えの推進
緊急時の情報発信や作業など災害に対応できる体制強化
下水道整備事業、道路改良工事と並行した配水管の更新

(2) 効率的な水道事業運営の推進

有収率の向上や経費の節減など効率的な水道事業の運営に努めます。

有収率の維持・向上
口座振替等水道料金の効率的な徴収システムの継続
起債の計画的償還や人員削減による財務の改善

(3) 公共下水道事業の推進

自然条件、人口の状況等を総合的に検討し、計画的かつ効率的に事業の推進に努めます。

遠賀川下流流域下水道事業の全体計画見直しおよび維持管理基金の創設検討
水巻町流域関連公共下水道事業の認可区域拡大および財政計画の見直し
コストの削減を考慮した施工方法等の検討

3 循環型社会の形成と地球環境の保全

現状と課題

生活様式の変化とともに、大気汚染や水質汚濁、地球温暖化など環境問題が地球規模で複雑多様化しています。

環境問題が問われている今日、住民の環境に対する意識も高まっており、自然とのふれあいを通して自然環境を保全していくことの重要性を認識した上で、ごみ処理においてもリサイクルできるものはリサイクルするなど環境に配慮した活動も増えています。

本町におけるごみ処理業務は、遠賀・中間地域広域行政事務組合によって行われています。これまで、ごみは、収集運搬業者が地域ごとに収集を行い、事務組合運営のごみ処理施設で処理していましたが、現在は可燃ごみについては北九州市で処理しています。

本町のごみ排出量は、平成18年度で10,441トンであり、ここ3年間は増加傾向にあります。今後とも、一層ごみの減量化を推進するとともに、ごみ出しのマナーとモラルに対する意識啓発が必要となっています。

【ごみ処理受入量の推移】

(単位:トン)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
可燃	総数	39,444	40,037	39,131	39,174	40,339
	水巻町	8,466	8,639	8,565	8,607	8,928
不燃	総数	2,284	1,820	1,397	1,161	1,248
	水巻町	492	410	312	254	280
粗大	総数	655	686	667	627	580
	水巻町	195	172	175	151	147
持込	総数	3,986	4,024	4,520	5,214	5,695
	水巻町	768	781	754	908	1,086
計	総数	46,369	46,567	45,715	46,176	47,862
	水巻町	9,921	10,002	9,806	9,920	10,441

資料:遠賀・中間地域広域行政事務組合

遠賀・中間地域広域行政事務組合では、平成13年度に、ごみの減量化と循環型社会への一歩として中間・遠賀リサイクルプラザを建設しました。このリサイクルプラザの完成により、ビン、缶、ペットボトル、紙パックおよび白色トレイの資源ごみは、再資源物として再利用されています。

コンポストなど生ごみ処理容器ならびに発酵促進剤の購入に対する補助も行っていますが、利用は横ばい状態です。

不法投棄については、平成15年度から2年間「不法投棄監視員」を設置し、監視体制の強化を図りましたが、現在は職員による町内夜間パトロールを実施しています。しかし、不法投棄は依然として収まらない状態です。

地球温暖化防止対策として、二酸化炭素削減のための自然エネルギーの利活用、省エネルギーの推進を図るなど環境への負荷低減を基本とした考え方が広まっています。

主要施策

(1) ごみ処理体制の充実

長期的かつ総合的視点で、遠賀・中間地域広域行政事務組合の中での他市町との連携を踏まえながら、適正かつ効率的なごみ処理に努めます。

(2) ごみの減量化・再資源化による循環型社会の形成促進

住民一人ひとりの意識改革を行い、生ごみの堆肥化やリサイクル意識の啓発などごみの減量化・再資源化の取り組みを進め、循環型社会の形成を促進します。

不法投棄等についても協働して監視、指導などの強化に努めます。

簡易包装の推進やレジ袋の削減など身近にできる減量化活動の推進
ごみの分別収集の強化
資源循環システム(生ごみ・し尿等利用)の検討
地域、学校での「ごみとなるものをつくらない(リフーズ)」「減らす(リデュース)」「くり返し使う(リユーズ)」「再生利用する(リサイクル)」などリサイクル意識の啓発および実践活動の推進
不法投棄に対する住民参画による自主的な監視パトロールの検討

(3) 地球温暖化対策の推進

公共機関が率先して温暖化防止対策を推進するとともに、自然と地球環境にやさしい生活を実現するための、住民や企業に対して、省資源・省エネルギーの普及促進に努めます。

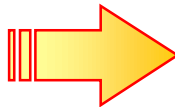
地球温暖化防止対策基本計画の策定

基本方針

既存産業の活性化や時代の変化に対応した産業の創出により、地域特性を活かした産業の振興を図ります。

施策体系

活力あふれるたくましいまちづくり



地域特性を活かした農業の振興

個性を発揮する工業の振興

活気があり触れあいのある商業の振興

次代の活力を生む産業連携の推進

1 地域特性を活かした農業の振興

現状と課題

本町の耕作面積は約 110ha であり、そのうち水稲作付面積は約 70ha と全体の約 60%を占め、稲作を中心とした農業が行われています。

本町の耕作面積は、ベッドタウン化に伴う農地転用、高齢化、担い手不足により、年々減少しています。

本町の農家は、平成 17 年の農林業センサス時点で 161 戸であり、ここ数十年確実に減少傾向にあり、10 年前の平成 7 年の 174 戸に比べても 10 戸以上減少しています。

161 戸のうち専業農家は 32 戸と全体の 20%を切っており、大半は兼業農家が自給的農家となっています。

兼業農家、自給的農家が大半であり、年々自給的農家の割合が増加していることから、アパート経営等住宅建築への農地転用や農業離れの影響による休耕田の増加が見られ、結果として農住混在により効率的な稲作経営を阻む要因となっています。

休耕田に対しては、地域の住環境を阻害しないよう、コスモス等転作作物の作付を推進し、緑化、防災施設としての機能の維持を図っています。

一方で、高齢化により認定農業者の育成は厳しい状況にあり、後継者対策が必要となっています。

その中で、猪熊地区での農産物直売所の設置にあわせ農産物特産化の動きが出てきています。小学校などでの体験学習を通して、地域農業に対する理解や関心を深める取り組みを行っています。

【農家数の推移】

(単位：戸)

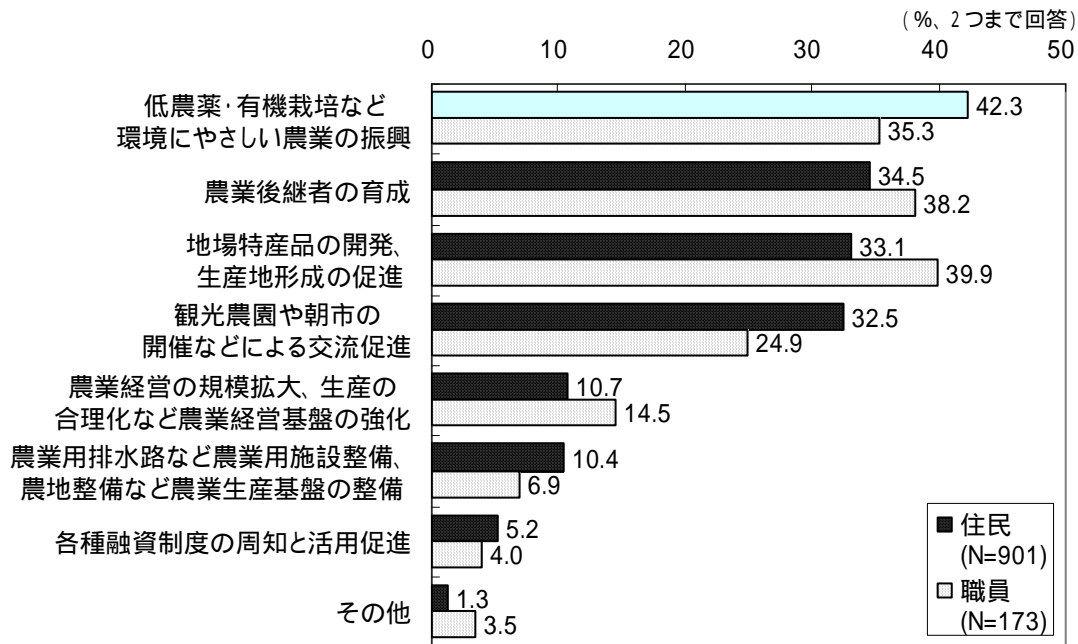
年	総農家数	専業	第一種兼業	第二種兼業	
昭和40年	306	37	67	202	
昭和45年	277	44	45	188	
昭和50年	241	30	56	155	
昭和55年	211	36	36	139	
昭和60年	213	32	7	174	
平成 2年	183	13	24	146	
平成 7年	174	45	11	118	
年	総農家数	販売農家			自給的農家
		専業	第一種兼業	第二種兼業	
平成12年	165	30	4	78	53
平成17年	161	32	4	65	60

資料：農林業センサス

- (注)1 専業農家(世帯員中に兼業従事者が一人もない農家)
 2 兼業農家(世帯員中に兼業従事者が一人以上いる農家)
 ・第一種兼業農家(農業を主とする兼業農家)
 ・第二種兼業農家(農業を従とする兼業農家)

【アンケート調査結果】

農業振興のため特に力を入れるべきこと（住民と職員）



主要施策

(1) 生産基盤の整備

稲作中心の農業生産から作物の種類を増やし、効率的な農業生産基盤の整備を図るとともに、農業用施設や設備の整備充実に努めます。

付加価値の高い作物への転換
 農業機械の共同利用組織に対する農機具購入費補助等、農業生産基盤の整備の支援
 農業用水路および農道等についての維持・管理
 賃貸による農地活用の推進

(2) 農業後継者等の育成・確保

後継者や新規就農者の育成を含めた人材育成事業の充実に努めます。

特に、定年帰農者などに対しては、生産基盤確保のため、農業者の自主的な活動の支援に努めます。

UJIターン希望の高齢者等が就農でき、世代間の交流ができる環境づくり
 新規就農者や若手営農者など多様な対象者への支援による農業後継者対策の実施

(3) 地産地消の推進

安全・安心な産地づくりを進め、地元農産物の学校給食などへの供給や食育を推進し、地元消費を進める体制づくりに努めます。

減農薬、有機農法などによる付加価値の高い野菜類づくり
 地元の直売所などへの出荷による地産地消の推進
 一般家庭への地産地消の推進
 学校給食使用作物供給量等に関する調査の実施
 体験学習を通して農業者と学校が連携するシステムづくり



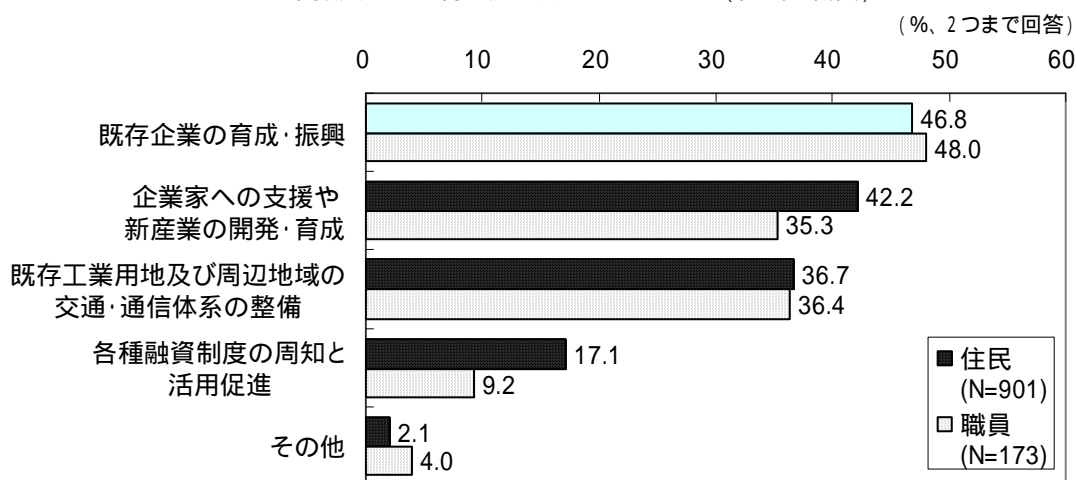
2 個性を発揮する工業の振興

現状と課題

町内の工業団地は猪熊、吉田、頃末の各地区に分散されており、いずれもほぼ充足している状況ですが、近年町外に移転する企業も見られます。今後は福岡県における昨今の企業進出を踏まえて、団地内を含め町内の未利用地への企業誘致が図れるしくみづくりが必要です。

【アンケート調査結果】

工業振興のため特に力を入れるべきこと（住民と職員）



主要施策

(1) 企業誘致活動の推進

企業が町に進出しやすい環境づくりを行うとともに、工場誘致条例の要件の見直しなど進出企業のニーズに応じた積極的な誘致活動を推進します。

工場誘致条例の見直し
企業に対する賃金、住環境、交通アクセスなどの情報提供の充実
企業ニーズに対応した各種優遇制度の充実

(2) 既存企業の支援

設備投資など事業拡大のための融資などの各種優遇措置等を通して、既存企業の支援に努めます。

3 活気があり触れあいのある商業の振興

現状と課題

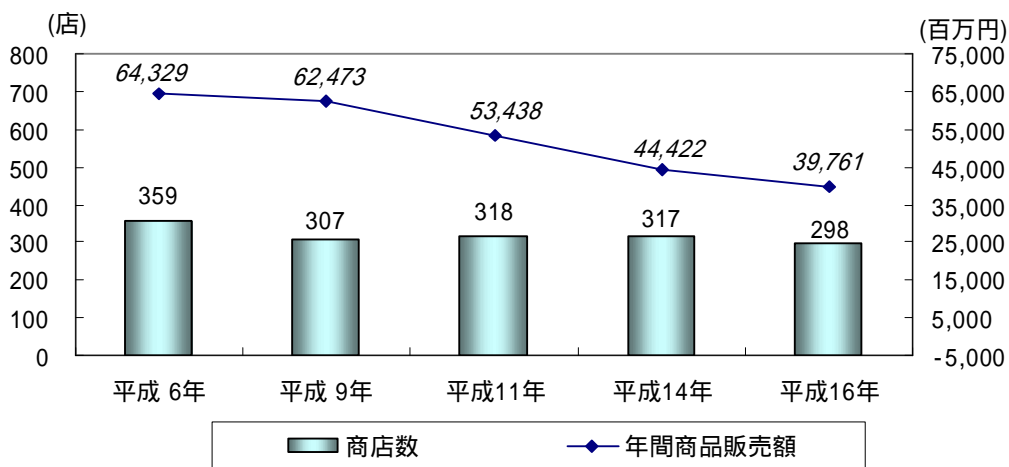
郊外部への大規模小売店の出店などにより、全国的に商店街の衰退など地元商業の活力低下が指摘される中、本町も頃末地区をはじめとして従来からの沿道型の商業集積地は空き店舗が目立ち、活気を失っています。

平成16年の商業統計調査時点の全商店数は298店であり、このうち、255店が小売業となっています。10年前の平成6年の299店に比べ44店減少しています。その大半が「衣料品」「飲食料品」など日常生活用品関連店舗となっており、大規模小売店の影響を直接受けた形となっています。

本町では、その間、チャレンジショップ事業を支援し、起業家育成といった当初の目的に対しては一定の成果が見られました。

商業については、住民アンケートでは住民の不満が高く、今後も重要と位置づけられており、行政、商工会、商業者が一体となって、新たな政策の枠組みを検討する必要があります。

【商業の推移】

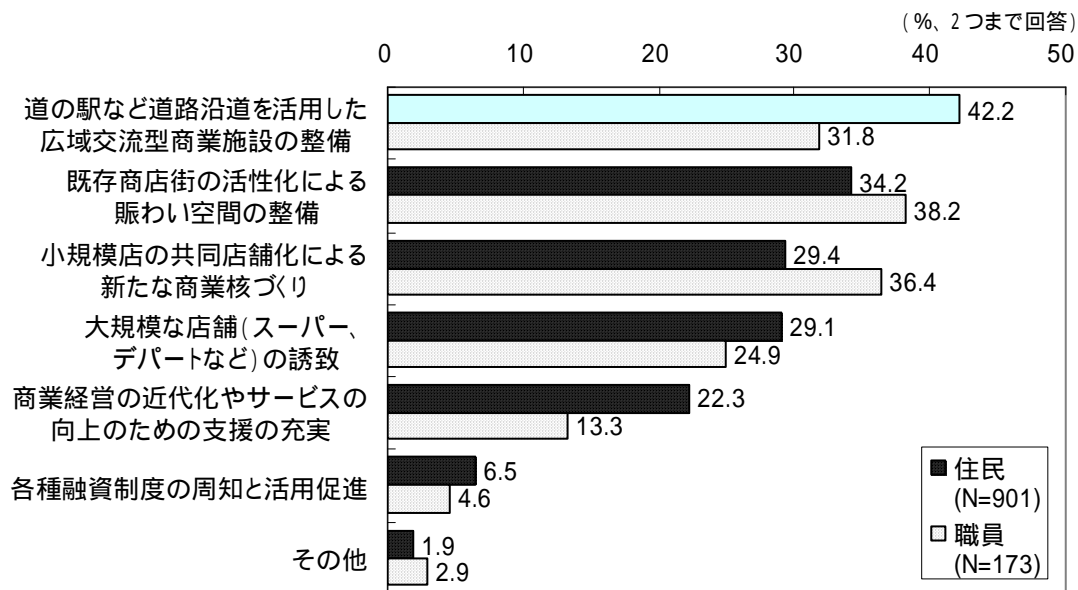


年	商店数	卸売業		小売業					
		機械器具・ 建築材料等	繊維・衣料・ 家具等	各種商品	織物・衣服・ 身の回り品	飲食料品	自動車・ 自転車	家具・建具・ じゅう器	その他
平成6年	359	19	41	1	37	127	21	23	90
平成9年	307	17	31	1	36	109	16	21	76
平成11年	318	22	24	2	33	111	17	26	83
平成14年	317	18	25	1	33	111	18	30	81
平成16年	298	16	27	1	28	107	22	23	74

資料：商業統計調査

【アンケート調査結果】

商業振興のため特に力を入れるべきこと（住民と職員）



主要施策

(1) 個性ある商店の活性化

活気あふれる商業環境の整備と地域に根ざした小売業やサービス業の育成を図るため、地元特産物を流通ルートに乗せるための組織づくりや都市基盤の整備も含めた中心市街地としての活性化対策の検討を進めます。

商工会の自主的な取組みへの支援

商工会が進める「水巻でかんにく」等の流通・販売戦略の検討

高齢者などへの宅配等の共同経営運営の検討

JR 駅周辺開発との整合を踏まえた商業機能の検討

4 次代の活力を生む産業連携の推進

現状と課題

異業種交流など産業面での技術・情報・人的の各種ネットワークは、地域産業活性化にとって欠かせない要素ですが、本町では、商工会を中心に「水巻でかにんにく」のブランド化を目指して異業種間ネットワークの形成に取り組んでいます。

主要施策

(1) 特産品の開発、質の向上および品目の拡大のための産業連携の推進

「水巻でかにんにく」を特産品の核として水巻ブランドの質の向上・維持を図るため、農業者、商業者および関係団体、さらには住民の参画も含めた異業種間の交流や連携体制づくりを推進します。

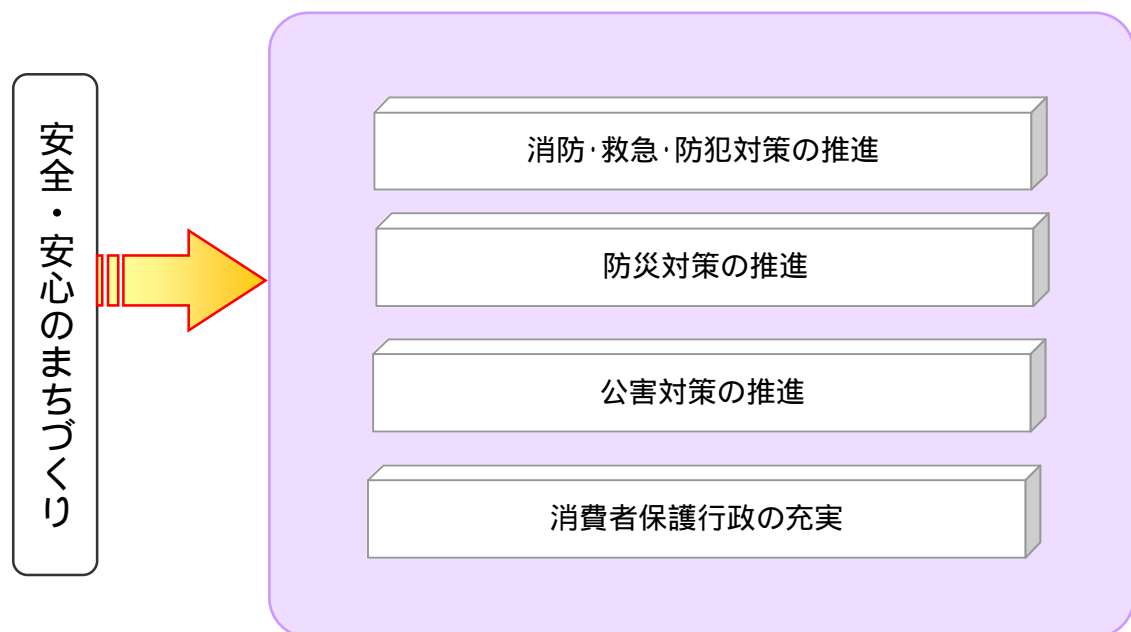
関係機関等との連携による研究、生産指導體制づくり
 中高齢者、障害者等多様な作り手の参画・活用の促進
 特産品開発のための消費者との交流による情報収集
 「水巻でかにんにく」など特産品を活用した試作品の募集および試食会の実施など商品化推進体制づくりの検討
 町外アンテナショップ設置の検討

第6章 安全・安心のまちづくり

基本方針

住民の生命や財産の保護・保全に資する災害に強いまちづくりを推進するとともに、地域での消防・救急、交通安全、防犯への取り組みを通して、安全で安心して日常生活が送れる環境づくりを推進します。

施策体系



1 消防・救急・防犯対策の推進

現状と課題

安心・安全のためのまちづくりに対しては、消防・救急体制の充実、防犯組織の充実に対する住民の重要度は高くなっています。

本町には、現在、4つの消防団があり、約90人の団員がいます。団員数は条例定数の104人をかなり下回っており、昼間時での火災に際しては、出動できる団員が少ないのが現状です。本町においては、消防・救急に関する組織体制や設備についてはほぼ計画どおりの進捗となっていますが、消防団員の減少をはじめ初期消火訓練・防火診断などについては専門知識をもつ職員がいないなどの問題があり、人的な面での充実、強化が求められています。

特に、救急活動の高度化に伴い、救命救急に対する需要は著しい増加傾向にあり、救命救急体制の強化が必要となっています。

防犯に対しては、防犯協会による年末夜警やボランティア組織としての地域安全パトロール隊の結成をはじめ、防犯灯の設置、管理の充実など安全・安心なまちづくりを進めています。

交通安全対策については、折尾警察署との協議、連携を通してカーブミラー、ガードパイプなどの交通安全施設を着実に整備するとともに、交通安全教室の開催や交通安全週間等により交通安全意識の向上に努めています。

【火災および緊急発生状況】

	火災総件数 (下段はうち建物火災)		建物焼損面積(m ²)		火災による損害額(千円)		救急出動件数(水巻町)				搬送人員
	遠賀郡	水巻町	遠賀郡	水巻町	遠賀郡	水巻町	計	急病	交通事故	その他	
平成14年	48 20	14 6	1,226	104	105,034	8,734	1,208	746	116	346	1,162
平成15年	55 33	16 14	1,335	340	62,631	33,575	1,191	774	120	297	1,137
平成16年	47 28	13 9	855	324	71,321	33,429	1,238	836	115	287	1,171
平成17年	47 28	14 10	1,190	244	108,664	26,759	1,364	877	125	362	1,300
平成18年	35 21	6 2	1,239	55	108,640	9,979	1,137	837	121	179	1,094

資料:遠賀郡消防署

主要施策

(1) 地域ぐるみで防犯意識の高揚、防犯体制づくりの推進

安全・安心のためのまちづくり推進のために警察、行政、地域住民等が連携した住民の生命、財産を守る地域防犯体制づくりを図るとともに、それらの活動に対し、積極的な支援を行ないます。

広報紙やホームページを通じた啓発活動による住民の防犯意識の向上
警察や防犯協会、関係機関との連絡体制の強化
地域安全パトロール隊の活動の継続と発展
家庭、地域、学校が一体となった登下校時の子どもたちの安全対策の推進
通学路や地域の危険箇所など必要な場所での防犯灯の整備
各家庭が門灯やセンサーライトなどを設置することにより、地域を明るくする「一戸一灯運動」の検討

(2) 消防救急体制の整備充実

消防署と消防団での消防体制や消防救急設備の充実を図るとともに、住民の自主的な防火救急訓練の充実を図ります。

各種災害に備えた団員の教育訓練の実施
継続的な団員の確保
誰もが消火器や自動体外式除細動器（AED）を使用できるような講習会や訓練の促進
広報紙やホームページを通じた啓発などによる住民の防火意識の向上
消防技術の向上を図るための訓練や研修など人材育成による常備消防体制の充実への支援

(3) 子ども、高齢者、障害者等交通弱者に対する交通安全施設の整備推進

警察や交通安全協会、学校などとの連携強化による交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備を通して交通安全対策の推進を図ります。

職場、地域での交通安全教室・講習会の開催や交通安全指導の充実
広報・啓発活動やキャンペーン等による交通事故防止運動の推進
事故多発箇所、通学路を中心にカーブミラー、ガードパイプなどの交通安全施設の整備・充実

2 防災対策の推進

現状と課題

近年、高齢化の進行や住民の生活様式が多様化する中、住民の生命・財産を守る消防・防災力の強化は重要な課題となっています。

防災については、災害時における個人、地域、自治体などが担う自助、共助、公助の役割分担の確立による防災協働社会の実現が重要です。

住民一人ひとりが、避難場所、避難経路の確認や3日程度の食料、水の備蓄など、日ごろより防災に対する備えを行うことが重要です。

災害時に地域が担う重要な役割が、地域内の災害時要援護者の救助など、お互いの助け合いであり、これを組織的に行うことを目的としたものが自主防災組織です。

住民の防災意識の向上を図り、地域、職場等の単位で構成される、自主防災組織の育成強化が重要な課題となっています。

本町では、平成19年度策定の「地域防災計画(改訂版)」、それに基づく「ハザードマップ」さらには「国民保護計画」等防災対策の枠組みが出来上がっていることから、これらに基づく計画的な防災対策を着実に進めていく必要があります。

災害時に自治体が担う重要な役割が、住民に対する情報伝達であり、本町においても防災行政無線の整備等を中心とした、正確かつ迅速な情報伝達体制の整備を行っています。

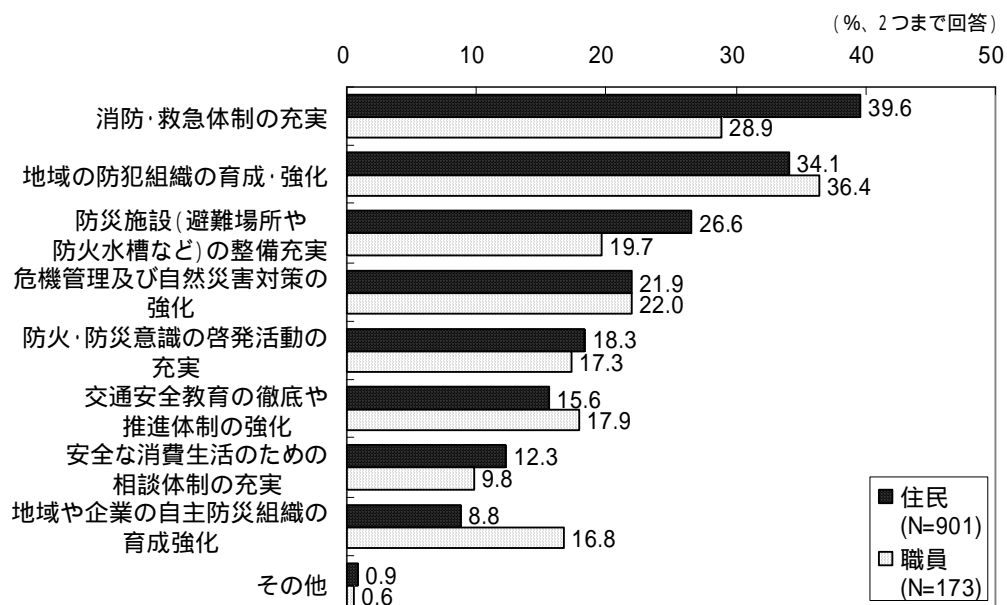
治山については、これまで、山崩れや地すべり対策は県との連携で進めてきました。

治水のための曲川の排水ポンプについては国・県が行っており、必要に応じて点検・補修等を要請してきました。

平成19年に実施した公共施設の耐震診断では、学校施設と体育館の補強工事が必要となっています。

【アンケート調査結果】

消防・防災など地域安全対策について力を入れるべきこと (住民と職員)



主要施策

(1) 防災体制の整備充実

「地域防災計画」「国民保護計画」等を踏まえ、高齢者などの社会的弱者に配慮した、情報伝達方法や避難体制の整備など防災機能の充実を図るとともに、相互扶助の重要性に理解を求め、住民自らが組織する自主防災組織の育成を図ります。

地域防災計画等に基づく防災対策の推進
町内一斉放送が可能な（同報系）防災行政無線の整備
自主防災組織の育成・充実

(2) 災害に強いまちづくりの推進

まちの防災機能を高めるため、道路の拡幅や退避地の確保などを推進し、災害時に避難場所や避難ルートとして利用できるよう努めます。また、建築物の耐震化・液状化対策を推進するため、公共建築物に関しては、耐震性を考慮した機器類の取り付けや早期復旧ができる設備の構築などの対策を図ります。一般建築物等に関しては、県と連携し、耐震及び液状化の診断・改修について、啓発・情報提供に努めます。

水巻町耐震改修促進計画に基づく公共施設の耐震補強工事の推進
災害ごとに予防対策を検討し、体制・対策づくりを推進
地震や風水害に対応した震災・洪水ハザードマップの作成と配布
各事業者との災害応援協定の締結の推進

3 公害対策の推進

現状と課題

本町では騒音、振動などについては測定の実施などを通して、その都度公害対策を図ってきており、今後とも継続、強化が求められます。

最近のペットブームを受けて犬等のペットを飼う家庭が増えており、それに併せて捨て犬やふん害なども発生しており、飼い主のしつけ方やマナーのあり方が問われています。

有害鳥獣については、遠賀郡猟友会と有害鳥獣駆除委託契約を締結し、その駆除に努め、住民に対する被害の軽減に努めています。

自衛隊航空機による騒音については、基地周辺の自治体が加入している全国基地協議会および防衛施設周辺整備全国協議会が、要望を取りまとめ、国に対し要望活動を行っており、全国的な動きの中で状況を判断せざるをえず、対象区域の拡大、騒音基準の見直し、基準日の撤廃といった懸案事項については今後とも継続した活動が求められています。

主要施策

(1) 公害対策の強化

産業活動や住宅内での騒音、振動などの公害については、調査の継続のほか改善・指導体制の強化を図ります。併せて、公害に対する啓発の活動を継続します。

騒音、振動測定の実施による早期発見・解消
環境審議会による監視体制の強化
広報等による環境に対する意識高揚およびモラルの向上

(2) 動物公害への対応

飼い主への正しい飼い方やしつけ方を指導するとともに、登録や予防注射の徹底を図ります。併せて、有害鳥獣の駆除についても継続を図ります。

(3) 航空機騒音への対応

自衛隊航空機騒音対策については、全国基地協議会および防衛施設周辺整備全国協議会を窓口、国に対し積極的に要望活動を行います。



4 消費者保護行政の充実

現状と課題

消費活動に関しては、規制緩和や高度情報化の進展、消費行動の変化など、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。

電子商取引の大幅な増加やクレジット、通信販売、訪問販売など多様なサービスが行われ、消費者の利便性が向上した一方で各種のトラブルが発生し、内容も複雑化、高度化して専門知識を必要とする状況となっています。

消費者保護については、相談内容の専門化、複雑化により町の対応では限界があり、県消費者センターとの連携強化が課題となっています。

主要施策

(1) 消費生活センターと連携した消費者保護の充実

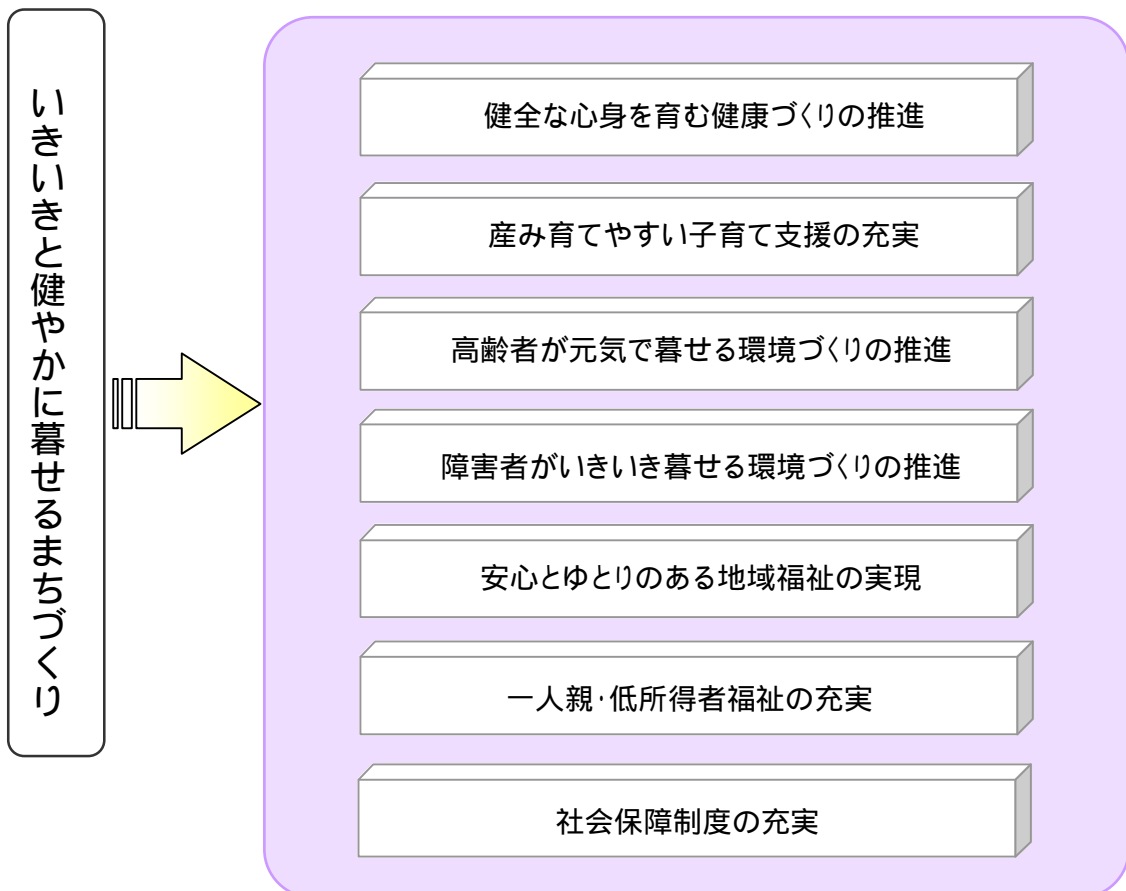
県の消費生活センターと連携して新たな手口による詐欺対策や正しい消費の知識と情報の提供に努めます。併せて、消費生活相談を充実させます。

住民に対する広報等を通じた消費生活センターの存在の周知徹底
町や消費生活センターへの消費生活相談に対する啓発
新たな手口による架空請求に対する対策や正しい消費の知識の提供

基本方針

乳幼児から高齢者まで、それぞれの年齢や生活状態に応じた保健・福祉・医療の充実に努めるとともに、個人やボランティア、NPOなどの諸団体と行政が一緒になって住民参画型の保健福祉サービスの充実に努めます。

施策体系



1 健全な心身を育む健康づくりの推進

現状と課題

食生活や社会環境の変化、高齢化の進展などにより、本町でも生活習慣病の予防をはじめとする住民の健康への関心が高まっており、乳幼児から高齢者までより一層の医療機関との連携、協力のもと適切な体制の充実や保健指導体制を強化しながら、継続的な保健事業を推進することが求められています。

本町の健康づくりは「いきいき健康みずまき 21」計画に基づき進められており、住民の健康管理のため、基本健康診査、各種がん検診のほか、健康教育、健康相談の各事業を実施しています。

健康相談の利用は順調に伸びていますが、健診やその他の保健事業はおおむね横ばいです。

健康管理や健康診査などへの住民のニーズは、救急医療体制の整備と並んで高く、今後、医療制度の改正が控えていることから、「食」に関する知識の普及や意識改革のほか、健康増進や生活習慣病の予防など一次予防に重点を置きつつ、より効果的な健康教育、健康相談などの保健事業を展開していく必要があります。

母子保健事業では、健診のほか、「キッズワールド」「妊産婦・新生児訪問」「育児フォロー相談」等の事業を実施していますが、家庭や地域での子育て機能の低下や育児に対するニーズも多様化しており、各種保健事業の充実や育児情報の提供、育児不安の解消など育児に対する指導体制の充実が求められています。

乳幼児健診については、遠賀中間医師会の協力により実施されているとともに、平成 18 年度より遠賀中間医師会病院の小児科医の協力も得られています。

健康づくり拠点としての「いきいきほーる」については各種保健・健康事業の実施により活発な利用状況となっています。今後は、健康づくりの拠点としての機能を強化するとともに、多世代交流のための役割も重要になってくることが予想されます。

総合的な保健・福祉・医療の推進については、中間市遠賀 4 町、遠賀中間医師会、遠賀保健福祉環境事務所で構成する健康対策協議会などで情報交換等が行われています。1 市 4 町の保健・医療サービス提供のあり方など、広域調整の役割は大きいといえます。

高齢化の進展や生活習慣病の増加などに伴い、健康や医療に対する関心は今や国民的なものとなっています。特に、住民に対する質の高い医療サービスを確保、提供することは、健やかな住民生活を実現する上で重要な課題であるといえます。

本町の一次医療(外来治療でよい状態)は、現在、在宅当番医制度と休日急病センターで対応しています。また、遠賀中間医師会が独自の取り組みとして電話による問い合わせ医制度を実施しています。二次医療(入院が必要な状態)は病院群輪番制の病院と 24 時間体制の救急病院で対応しています。

外来治療を中心とした一次医療については、かかりつけ医の推進の観点からも重要であり、本町でも積極的な取組みを進めています。

二次医療以上の救急体制については、遠賀中間地域救急医療協議会および遠賀中間地域医療体制担当課長ワーキング会議において連携を図っていますが、医療制度改革により、一層の連携強化が求められています。

遠賀中間地域では小児科が少ないために、多くの患者が北九州市の医療機関を受診しています。

【各種保健事業等の利用状況】

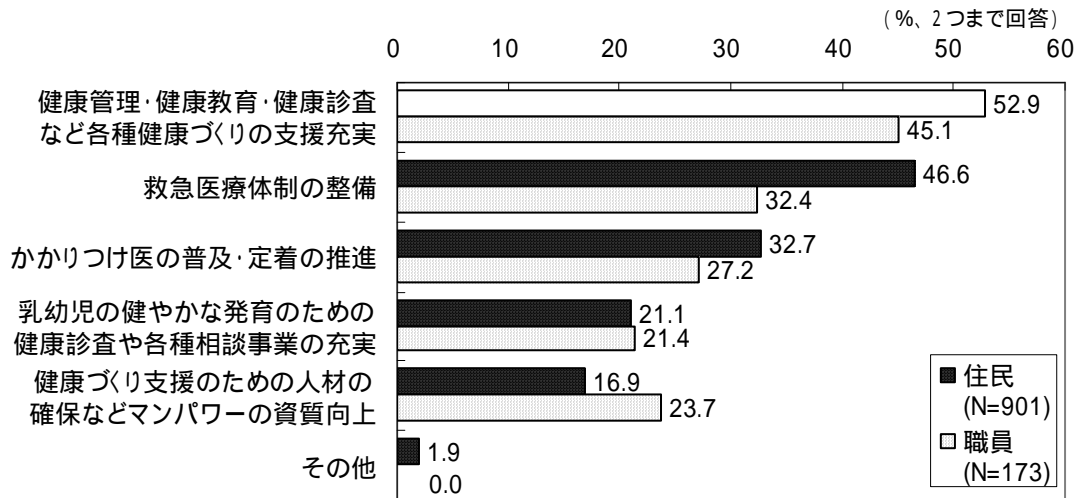
		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
母子健康事業実施状況	母子手帳交付者	243	277	255	275	276
	両親学級受講者	176	171	138	179	139
	妊婦健康診査	455	501	468	510	489
	妊産婦・新生児訪問	142	142	132	169	227
	4か月児健康診査	253	228	249	237	232
	7か月児健康診査	246	234	243	237	229
	1歳6か月児健康診査	228	195	188	218	208
	2歳児歯科健康診査	155	186	181	151	186
	3歳児健康診査	256	195	186	200	181
	こころの相談	60	48	44	48	60
	育児フォロー相談	45	19	17	43	35
	各健診フォロー児	256	507	360	418	338
	キッズワールド	604	610	885	1014	652
	性教育	235	183	33	102	169
予防接種実施状況	三種混合	756	781	814	1037	973
	(二種混合)	64	127	125	42	135
	麻疹・風しん混合	-	-	-	-	364
	風しん	192	218	203	481	5
	麻疹	219	219	208	300	32
	ポリオ	526	461	447	467	445
	BCG	203	268	381	245	248
	日脳炎	495	484	541	117	137
	インフルエンザ	2247	2951	3497	3556	3612
	基礎健康診査	2031	2524	2644	2641	2536
老人保健事業実施状況	基礎健康診査(医療機関)	526	631	753	852	326
	胃がん検査	1290	1342	1278	1256	1284
	肺がん検査	1363	1418	1385	1377	1471
	乳がん検査	1116	1211	1134	1136	420
	子宮がん検査	1129	1198	1084	1043	931
	大腸がん検査	1260	1267	1269	1273	1350
	前立腺がん検査	437	526	459	482	486
	骨粗鬆症検査	655	668	591	581	493
	肝がん(B・C型肝炎)検	1329	564	396	343	380
	健康教育	3521	3551	3152	3132	1749
	健康相談	3036	2264	2383	4318	4829
	家庭訪問	585	552	498	234	785

		平成18年
介護予防事業実施状況	生活機能評価(集団)	1187
	生活機能評価(個別)	7
	訪問指導	179
	老人クラブ調理実習・健康相談	238
	いきいきほーる健康相談	190
	高齢受給者証交付時の健康相談	147
	高齢受給者証交付時の健康教育	217
	ふれあい昼食会	669
	いきいきシニアクラブ(一般・筋力向上)	3218
	貯筋もりもり(一般・筋力向上)教室	378
	貯筋あっぷ(特定・筋力向上)教室	397
	おいしく食べよう(低栄養予防)教室	76
	歯つらつ(口腔機能向上)教室	60
	社会資源調査	697

資料：健康課

【アンケート調査結果】

保健・医療対策について特に望むこと（住民と職員）



主要施策

(1) 健康づくり推進体制の確立

日常生活に密着した健康相談や健康教室、各種保健サービスの提供など、住民の健康づくりの拠点として「いきいきほーる」の積極的な活用をこれまで以上に図ります。

併せて、住民の健康の保持増進を図るため、「食」を中心とした栄養相談および指導の充実に努めます。

総合的な保健・福祉・医療については、健康対策協議会、保健師連絡協議会などとの連携のもと、医療制度改革と連動した質の高いサービスの提供に努めます。

学童思春期、青壮年期の「いきいきほーる」の利用促進
「いきいきほーる」における施設予約システムの向上と利用促進のための広報活動の強化
「いきいき水巻食育推進計画」に基づく食生活改善事業の推進
気軽に相談できる相談窓口の拡充

(2) 早期発見・早期治療のための健康診査などの充実強化

健康診査方法や結果の周知徹底、啓発活動の充実などによる受診率の向上を図るとともに、関係機関との連携のもとに、各種教室・講座や相談指導体制を充実し、生活習慣を改善できるよう保健事業を推進します。

「いきいき健康みずまき21」計画に基づく事業の推進
健康づくり推進協議会委員との連携による健康に関する啓発活動による住民意識の醸成
乳幼児から成人まで基本健診やがん検診など、各種健康診査の充実
健診の事後指導の充実など生活習慣病などの一次予防に重点を置いた疾病予防事業の実施
医療保険者の「特定健康診査等実施計画」の推進
保健ニーズの多様化、高度化に対応した保健従事者の確保および資質の向上

(3) 乳幼児・母子保健事業の充実

乳児健康診査、3歳児健康診査など各種乳幼児健康診査の充実とともに、子どもの心の健康、育児不安の軽減、母親の健康診査の支援など健康診査後の事後指導体制を充実します。

小児科のある医療機関との連携による未受診者への個別乳幼児健診の実施
 「食育」に関する教室や相談および情報発信の充実
 発達障害等の早期発見による保育所、幼稚園との連携強化
 妊婦健康診査の充実

(4) 感染症予防の推進

公衆衛生の観点から、関係機関との連携のもと乳幼児から高齢者までの感染症予防や啓発に取り組むとともに、発生時における消毒などの措置に取り組みます。

各種予防接種の実施

(5) 健康危機管理体制の整備

健康危機管理()に対応するため、平常時から健康危機に関する情報の把握に努めます。

() 健康危機管理

感染症、食中毒、毒劇物、飲料水、その他何らかの原因により生じる住民の生命や健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の未然防止、早期探知、拡大防止等に関するものをいう。

(6) 適切な医療を受けることができる体制づくり

「かかりつけ医」の定着を図り、住民が適正な医療サービスを受けられるように努めます。

健診などのあらゆる機会をとらえて「適正な医療のかかり方」についての周知
 関係団体および各医療機関との連携強化

(7) 救急医療体制の充実

遠賀中間医師会おんが病院との連携のもとで、小児救急の充実を図るとともに、急病者が速やかに適切な医療を受けることができるよう、各医療機関との連携のもとに、救急医療体制の継続を要請します

夜間診療体制や休日診療体制、小児救急医療体制の対応を促進
 二次救急医療体制の整備促進

2 産み育てやすい子育て支援の充実

現状と課題

少子化、核家族化の進行や共働き家庭の増加などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

現在、町内には町立保育所が2か所、私立保育園が3か所の計5か所の認可保育所があります。入所児数は平成19年10月1日時点、全体で490人となっています。

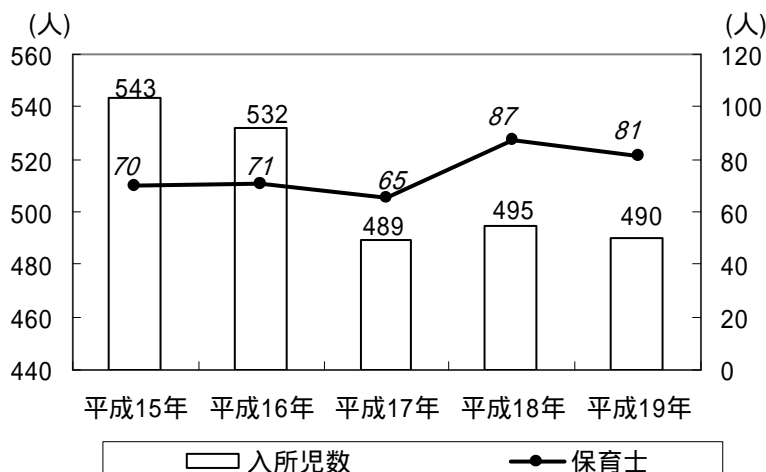
子育て支援全般については「次世代育成支援行動計画」に基づいて計画的な施策・事業の取組みを進めています。

少子化を抑制するため、住民が安心して子どもを産み育てることができる住民参加による施策の展開をはじめ、次代を担う子どもたちを健やかに育てるための地域一体となった環境づくりが急務となっています。

保育サービスについてはほぼ基本的なサービスは実施しているものの、今後は病児病後児保育などの特別サービスへの取組みが必要となっているとともに、児童の放課後の保育の場の充実が求められています。

子育て支援のための訪問相談については、保健師による「こんにちは赤ちゃん事業(生後4か月までの全戸訪問事業)」を計画に沿って推進していきます。子育て支援センターによる地区公民館での子育て広場の定着を進めます。

【保育所の状況】



保育所別入所児数と保育士数の推移

(単位:人)

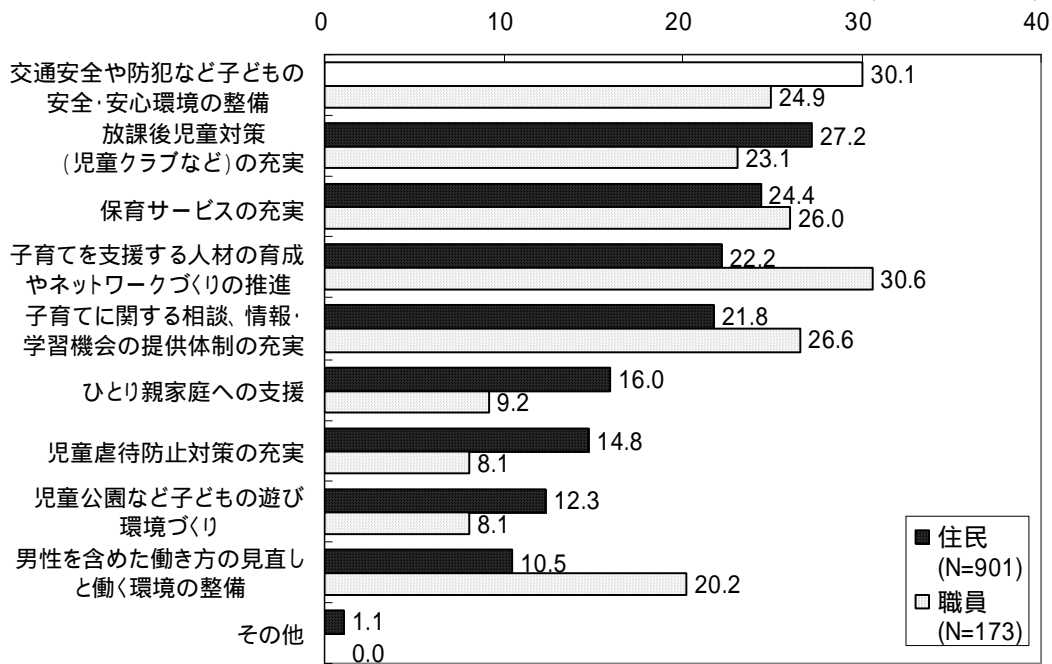
	平成17年					平成18年					平成19年				
	保育士	入所児数				保育士	入所児数				保育士	入所児数			
		3歳未満	3歳	4歳以上	計		3歳未満	3歳	4歳以上	計		3歳未満	3歳	4歳以上	計
町立第1保育所	9	31	16	28	75	12	32	22	33	87	13	35	15	36	86
町立第2保育所	14	49	27	40	116	20	39	19	53	111	23	44	23	49	116
みなみ保育所	12	33	13	28	74	15	37	13	27	77	14	35	14	26	75
北保育所	12	27	15	38	80	15	36	12	31	79	12	30	22	29	81
吉田保育園	18	64	23	57	144	25	64	25	52	141	19	57	24	51	132
計	65	204	94	191	489	87	208	91	196	495	81	201	98	191	490

資料:福祉課(平成19年10月1日現在)

【アンケート調査結果】

子育て環境を充実していくために力を入れるべきこと (住民と職員)

(%, 2つまで回答)



主要施策

(1) 子育て家庭への支援

子育てへの不安感の解消のため、相談体制や子育てのための情報発信、学習機会の提供の充実に努めます。また、療育が必要な子どもをもつ家庭等に適切な判断やきめ細かな支援ができる体制の充実を図ります。

さらに、多様な家庭形態に応じた情報を提供するなど支援体制の充実を図ります。

子育て支援センターや児童少年相談センターにおける相談機能強化
「公民館子育て広場」の活性化
かんがるぅ教室、ブックスタート事業などによる情報発信、学習機会の提供
キッズワールドなどによる親子の居場所づくりや保護者同士の交流促進
個別支援を必要とする子どもへの療育体制の充実や交流・連携の推進
産褥期ヘルパー派遣事業や障害児放課後学童保育の実施

(2) 子育てと仕事の両立支援

共働き世帯の増加に併せた、多様な保育ニーズへの対応を図るとともに、働き方の見直しを含めた就業者、事業者、行政、地域全体での意識改革や体制の整備、情報提供の充実を図ります。

延長保育、前延長保育、休日保育等の多様な保育ニーズへの更なる対応
放課後児童クラブの充実
障害児放課後学童保育事業の早期実施
ファミリーサポートセンターの機能充実
男女共同参画の推進と事業所への啓発活動
認定子ども園についての情報提供

(3) 子どもと子育てにやさしい環境づくり

地域の中で行われる体験活動や世代間交流などを通じて、学校と家庭、地域が相互に連携して地域全体で生きる力を育みます。関係機関および地域住民の協力によって、地域活動の充実を図ります。

また、地域全体で危険や犯罪から子どもたちを守るため、安全教育を行うとともに、警察をはじめ関係機関、地域住民と連携を強化して、防犯活動を推進します。

地域の公民館を有効活用した多様な体験活動や世代間交流等豊かな心身を育む活動の充実
交通安全対策、犯罪防止対策および子どもの遊び場・居場所づくりを通した安心して生活できる環境整備の推進

(4) 子育て情報の周知

子どもの成長に合わせて悩みを相談したり、必要な情報を適切に利用できるような情報提供の場や学習機会の充実を図ります。

(5) 児童虐待の予防

児童虐待を予防する観点から妊娠期から継続した相談および支援体制を充実させ、核家族化やひとり親世帯の増加など、世帯構成が変化する中で、孤立した子育てを支援する環境づくりに努めます。

虐待防止のための啓発活動の推進
地域における虐待防止ネットワークの形成



3 高齢者が元気で暮せる環境づくりの推進

現状と課題

わが国は、これまで世界に類を見ないスピードで高齢社会を迎えつつあり、2010年代には国民の4人に1人が、21世紀半ばには国民の3人に1人が65歳以上という超高齢社会の到来が予想されています。

本町の65歳以上の老年人口は、平成17年国勢調査時点で6,620人、高齢化率は21.6%に達しており、国20.1%、福岡県19.8%に比べて高齢化が進んでいます。

このような状況の中、高齢者が地域で快適に安心して暮らしていくためには、地域において共に生き、支えあうとともに、高齢者の権利擁護が重要です。さらに、高齢者の積極的な社会参加と高齢者自身の自立ができるよう、高齢者の経験や知識を生かした雇用対策、生きがい対策、健康づくり対策を積極的に推進する必要があります。

高齢者の健康づくりを積極的に行うことで、元気な高齢者が増え、結果的には高齢化とともに増大する医療費や介護保険料の伸びを抑えていくことが求められています。

本町の高齢者福祉政策は、第3期介護保険事業計画と第4期高齢者保健福祉計画に基づき進められていますが、高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できるように、町の福祉サービス等の見直しが必要になっています。

介護保険遠賀支部に設置された地域包括支援センターと高齢者福祉サービスの拠点としての高齢者福祉センターとの役割分担の明確化とともに、地域ケア体制の拠点であった在宅介護支援センターの機能を取り込んだ新たな地域ケア体制の再構築が求められています。

高齢者の生きがいづくり対策としては老人クラブを中心とした活動が主なものとなっていますが、組織率の低下などで求心力は低下しています。

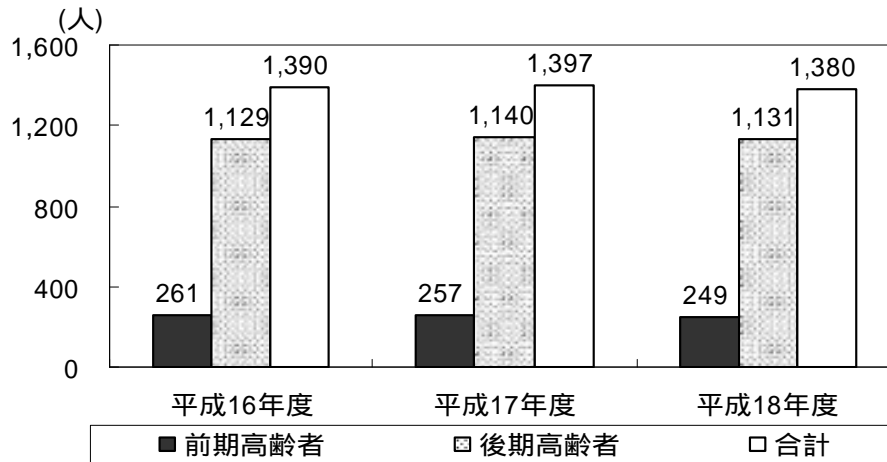
就労については、水巻町社会福祉協議会に「シルバー人材活用事業」を委託し、高齢者の就労支援を行っています。

一方でボランティア活動は活発化してきているものの、情報伝達などが十分でない状況であり、生きがいづくりのための、活動のしやすい組織や運営の仕組みづくりが必要です。

高齢者の中には、地域生活に困難な場合や判断能力がないなどで、地域の住民や民生委員、介護支援専門委員などの支援に頼って生活せざるを得ない実態があり、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等で対応していますが十分とは言えず、さらなる権利擁護の充実が必要です。

【介護保険認定者数等の推移】

認定者数の推移



前期・後期別介護度別認定者数の推移

(単位:人)

	平成16年度			平成17年度			平成18年度			
	前期高齢者	後期高齢者	計	前期高齢者	後期高齢者	計	前期高齢者	後期高齢者	計	
	65～74歳	75歳以上		65～74歳	75歳以上		65～74歳	75歳以上		
高齢者人口	3,582	2,933	6,515	3,640	3,042	6,682	3,736	3,169	6,905	
認定者出現率	7.3%	38.5%	21.3%	7.1%	37.5%	20.9%	6.7%	35.7%	20.0%	
認定者数	261	1,129	1,390	257	1,140	1,397	249	1,131	1,380	
内訳	要支援	86	375	461	86	401	487	102	432	534
	要介護1	97	385	482	97	371	468	72	290	362
	要介護2	20	115	135	14	106	120	24	132	156
	要介護3	17	82	99	28	98	126	24	110	134
	要介護4	28	97	125	19	87	106	15	83	98
	要介護5	13	75	88	13	77	90	12	84	96

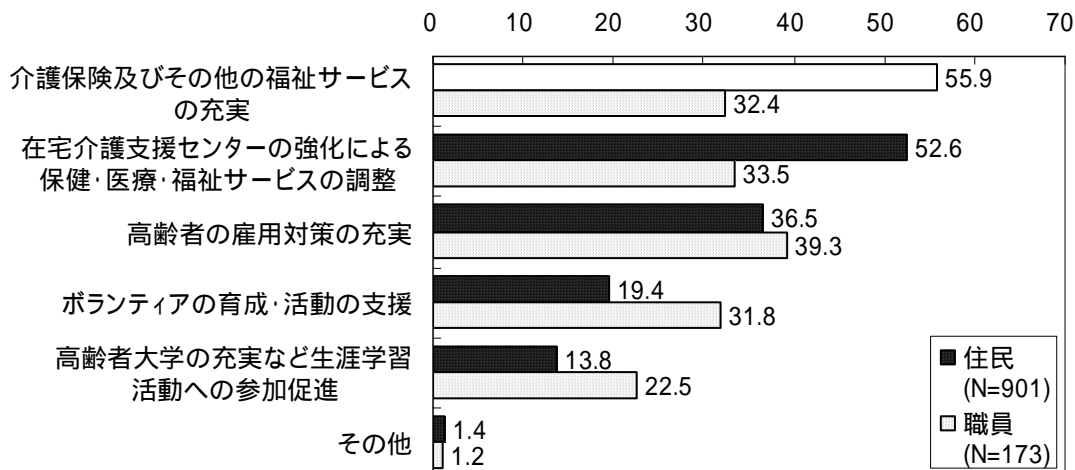
(注)1 高齢者人口は9月末現在の住民基本台帳と外国人登録者数
2 要介護認定者数は年間平均値

資料: 福祉課

【アンケート調査結果】

高齢者が安心して暮らせる社会を築くために力を入れること (住民と職員)

(%, 2つまで回答)



主要施策

(1) 高齢者福祉サービス供給基盤の充実

「第5次高齢者保健福祉計画」に基づき、介護保険との連携を前提に、高齢者が在宅で生活できるように、地域に密着したきめの細かいサービスの基盤整備を長期的視点にたって推進します。

高齢者福祉センターと地域包括支援センターとの情報交換による住民のニーズにあった役割分担と福祉サービスの充実
家族介護者に対する介護相談・情報提供等の支援
外出支援サービスとしての福祉有償運送の継続実施

(2) 生きがいをもって生活できる環境づくりの推進

老人クラブについては、会員数の増加および若年齢化を目指すとともに、魅力あるクラブづくりを推進し、高齢者の豊かな知識や経験などを地域社会で生かせるような場や機会の提供に努めます。

また、高齢者が安心して生活できる住環境の整備や居住に関する相談・支援などの充実に努めます。

高齢者の豊かな知識や経験を活かした就業機会の拡大に努め、高齢者の生きがいづくりを支援します。

高齢者ニュースポーツの推進
単身高齢者および閉じこもりがちな高齢者への支援
生きがいづくり活動のリーダー育成
「愛の一声運動」の継続実施
シルバー事業の作業項目を充実し、多様な能力を発揮する機会の提供

(3) 高齢者を地域で支える体制づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮せるよう、地域包括支援センターをはじめ、高齢者福祉センター、在宅介護支援センターさらには「いきいきほーる」が情報を共有し、地域における見守りと介護予防事業を含め地域が一体となった取組みを強化します。

また、地域福祉を担う福祉ボランティアやNPO団体など住民の自主的、自発的な福祉活動を支援します。

独居高齢者、老老介護世帯支援のための高齢者福祉センターと在宅介護支援センターとのネットワークの構築
 認知症で身内の支援が望めない高齢者の成年後見制度の活用への取組み
 認知症高齢者等の虐待問題についての関係機関との連携による対策強化
 福祉ボランティアとの協力と活動支援
 NPO法人の活用と支援
 高齢者に関する窓口の連携と情報の共有
 前期高齢者の特定健診・特定保健指導の実施（生活習慣病予防）
 介護予防事業（一般高齢者施策、特定高齢者（ ）施策）の実施（生活機能障害の予防）

() 特定高齢者：介護が必要となるおそれのある高齢者



4 障害者がいきいき暮せる環境づくりの推進

現状と課題

障害者福祉の施策は、「ノーマライゼーション（ ）」と障害者が社会生活の多様な場面で自立するための「リハビリテーション」を追求するものです。

障害者が抱える問題は、障害者の年齢や障害の内容、程度などによって様々であり、障害以外にも様々なバリア（障へき）があります。

我が国の障害者政策は、平成 17 年 11 月に障害者自立支援法が成立し、サービス提供主体を市町村に一元化し、障害の種別にかかわらず共通の制度による福祉サービスの提供を行うことになりました。しかしながら、自立の促進を可能にした反面、利用者負担の増加など利用者側に混乱がみられました。

このような国の動向を受け、本町では平成 15 年度に平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間の「水巻町障害者計画」を策定し、平成 18 年度には、「障害者自立支援法」に基づく平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間の「水巻町障害福祉計画」を策定しました。

本町の障害者政策はこれら 2 つの計画に基づいて進められていますが、障害者が住み慣れた地域社会のなかで、ともに安心して暮らし、様々な社会活動に自由に参加できるようにすることを基本理念としています。

障害者への理解については、小学校での障害者体験学習を実施していますが、障害者教育の充実については、現在のところ関係機関との連携が十分に機能していない状態です。

障害の有無にかかわらず、お互いに相手の人権を尊重し、地域の中でともにいきいきと暮らしていける社会の実現のためにも、障害者の自立を支援するきめ細かい多様な施策や仕組みづくりとともに、障害者に対する住民の理解を深めようとする意識づくりが求められています。

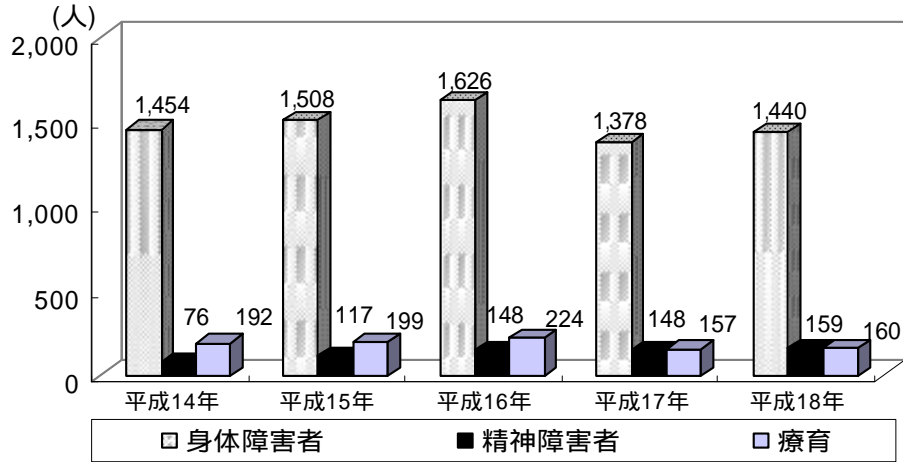
今後は、家族会活動への協力や地域社会における関係機関のネットワークづくりなどにより支援組織を強化するとともに、生活環境の充実や啓発活動の推進により、障害者の社会参加を促進する必要があります。

（ ）ノーマライゼーション

障害者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めること。

【障害者手帳交付状況】

障害種別



障害種別等級別

(単位:人)

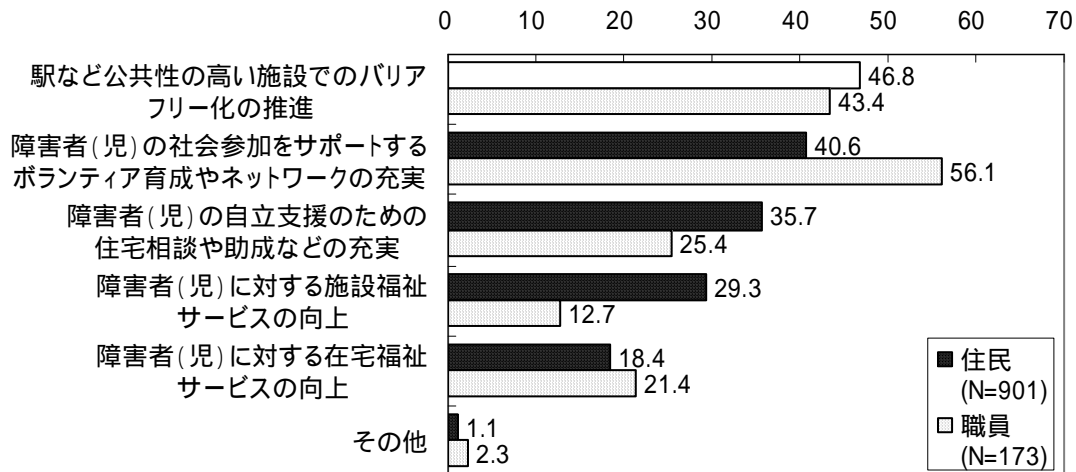
	人口	身体障害者							精神障害者	療育				
		1級 (下段は うち18歳未 満数)	2級 (")	3級 (")	4級 (")	5級 (")	6級 (")	計 (")		人口に 対する 割合	A (下段は うち18歳未 満数)	B (")	計 (")	人口に 対する 割合
平成14年	32,029	403	253	233	293	134	138	1,454	4.54%	76	94	98	192	0.60%
		9	2	5	2	1	2	21	0.07%		11	17	28	0.09%
平成15年	32,029	421	270	232	318	134	133	1,508	4.71%	117	97	102	199	0.62%
		9	2	4	2	1	21	39	0.12%		10	19	29	0.09%
平成16年	31,768	459	279	257	349	140	142	1,626	5.12%	148	114	110	224	0.71%
		10	2	4	2	1	1	20	0.06%		10	24	34	0.11%
平成17年	31,489	404	231	209	314	110	110	1,378	4.38%	148	79	78	157	0.50%
		9	2	2	1	0	0	14	0.04%		12	18	30	0.10%
平成18年	31,294	396	242	225	341	118	118	1,440	4.60%	159	82	78	160	0.51%
		9	2	1	1	0	0	13	0.04%		12	18	30	0.10%

資料:福祉課

【アンケート調査結果】

障害者がいきいきと暮らせるために力を入れること (住民と職員)

(%, 2つまで回答)



主要施策

(1) 地域社会での自立生活への支援

「水巻町障害福祉計画」での具体的な実施事業の前提となる各種福祉サービスの計画的な推進を図ります。

家庭は障害者の持つ多面的なニーズに対応しやすく、ノーマライゼーションの観点からも重要な介護の場である在宅サービスの質と量の充実を目指します。

「水巻町障害福祉計画」の周知徹底と同計画で示された各種サービス供給量の確保
「障害者自立支援協議会」の設置
障害者が気兼ねなく制度を利用できるための選択肢の多様化
障害者自身のケアマネジメントに対する支援とサービスの情報提供の充実
バリアフリー化など障害者に対応した町営住宅の整備、改善

障害を早期に発見し、治療へとつなぐ体制の拡充に努めます。

心の健康相談や健康づくりの推進
早期療育につなげるための障害のある乳幼児の相談体制の充実
乳幼児療育システムの充実

様々な障害のある人が、社会の構成員として地域の中でともに生活が送れるようコミュニケーション手段の確保に努めるとともに、社会福祉援助活動を支える人的資源の確保に努めます。併せて、日常生活用具等の充実を図ります。

障害児に対する相談体制や情報提供の充実
在宅介護支援センター等を活用した身近な相談支援体制の確保
「障害者福祉センター」等の積極的活用による障害者団体に対する支援の充実
視覚障害者のための声の広報等によるわかりやすい情報の提供
ボランティアの啓発および情報提供活動
障害者に対する日常生活用具等の充実、交付の迅速化

(2) 地域社会への参加と平等

障害を持つ子どもたちの社会参加の促進を図ります。

学校選択権の尊重

専門スタッフによる情報提供や相談体制の整備

ハンディキャップを軽減するための施設や設備等の充実

統合教育の充実と障害児の個性に応じたきめ細かな対応

出前講座を利用した住民の学習機会の確保による障害者理解の促進

障害者体験学習等を通じた障害者に対する理解と啓発の促進

福祉・医療機関等関係機関との連携及び調整

障害児放課後学童保育の実施

障害者の就労環境としては、「水巻町障害福祉計画」に基づき、地域活動支援センターなどによる創作生産活動の機会を提供するとともに、生きがいづくりとしての役割が大きい「就労」については、就労支援事業として位置づけ、事業所の確保に努めます。

公的機関での障害者雇用の促進

ハローワークの障害者雇用指導への協力とPR活動の推進

地域活動支援センター等の充実

(3) 政策やサービス決定への参加

障害者の要望や意見が政策などに反映できる仕組みづくりに努めます。

障害者施策推進協議会の機能充実

障害者施策等の審議委員としての参加促進

(4) 地域社会での自立生活や社会参加を阻害するバリア（障へき）除外の推進

子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も誰もが、住み慣れた地域や家庭で安心して快適に生活できる「バリアのない」「バリアを感じない」、人にやさしいまちづくりを推進します。

公共施設、道路建築物等のバリアフリー化の推進

障害者についての理解を求める啓発活動や、地域住民との交流の場づくりなど心のバリアフリー化の推進

(5) 生活を楽しみ、うるおいのある暮らしの実現

文化活動やスポーツ活動を通してうるおいのある生活を送れるような支援を図ります。

文化、スポーツ活動などの生涯学習活動への障害者の参加に配慮した
企画の推進
図書館での障害者向けサービスの充実

(6) 誰でも安心して生活できる地域の創造

防災、防犯のために障害者と地域住民との協力体制の確立を図ります。

地域との連携による障害者を対象にした防災・防犯体制の確立
視覚、聴覚障害者に対する緊急通報システムのPRと設置推進



5 安心とゆとりのある地域福祉の実現

現状と課題

近年、人口減少傾向が続く中であって、少子高齢化の進行は一層著しく、それに合わせて、高齢者の介護をはじめとして子育て支援など福祉や保健を取り巻く環境は年々厳しい状況になってきています。

このような中、ここ10年ほどの間に社会福祉制度等の基本的な枠組みが検討され、本町においては、介護保険制度が平成12年に施行されたことを契機に「高齢者保健福祉計画・介護保険計画」が策定されたのをはじめ、子育て支援としての「次世代育成支援対策行動計画」、障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」等が策定されました。

これらの計画は個々の法律に基づき取りまとめられ、その推進が図られていますが、今後ますます多様化する福祉のニーズに適切に対応していくためには、地域が中心となってこれらの分野別福祉施策を横断的に組み合わせ、より効果的に展開する仕組みの構築が必要となっています。

本町では、社会福祉協議会や民生・児童委員、ボランティアなどの協力を得ながら、地区または小学校区単位の住民によって、子どもや高齢者、障害者などを見守り、支え合う体制づくりと地域住民による見守り活動に対する支援を行っています。

今後とも、すべての人が住みなれた地域の中で、健康でいきいきと生活ができるような社会の実現に向けて、保健・福祉・医療が一体となった施策の展開に努め、地域ごとに見守り、支え合う体制づくりが必要です。

主要施策

(1) 住民参画による取組みの推進

一人ひとりの福祉意識の向上と、支えあい活動などへの住民参画の方法を明確にし、地域の福祉力の向上に取り組みます。

住民参画による高齢者や障害者と住民とのふれあい交流の促進

(2) 総合支援体制の確立

町における保健・福祉・医療の専門相談などの拡充を図るとともに、地域における身近で気軽な相談ができ、安否確認等を通しての情報収集などができる見守り体制づくりを推進します。

併せて、在宅や施設などの福祉サービスを利用者のニーズに応じて組み合わせることにより、生活の質（QOL）を高めるまちづくりを推進します。

安否確認体制づくりの推進

地域にある福祉施設や公民館、学校などの公共施設を利用しやすくするための方法と地域福祉推進のための社会的資源としての活用の検討

(3) 小地域福祉ネットワークの充実

住民による支えあいやボランティア活動が進むように、地域福祉活動支援ネットワークの再構築を図ります。

(4) ボランティア活動の支援

住民のボランティア活動を積極的に支援します。

広報紙でのボランティア団体の活動や組織の紹介

福祉ボランティアの活動の支援

様々な福祉活動を行う人や団体の登録の推進

6 一人親・低所得者福祉の充実

現状と課題

平成 18 年度における町内の母子医療給付対象者数は 1,209 人となっており、ここ数年、増減を繰り返しています。

ひとり親家庭への支援は、制度として確立している母子家庭等については、日常生活支援(ヘルパー派遣)を行い、子育て支援・生活支援を行っていますが、利用者は増加傾向にあります。相談事業については、専門の相談員がいないため、保健福祉環境事務所の母子相談員との連携をとりながら、専門的な対応を図っています。

本町には、町が運営する母子の自立支援を行う母子寮があります。10 世帯の定員に対して現在 8 世帯が入寮しています。ドメスティック・バイオレンス(DV)や借金による生活苦などを背景に入寮している世帯が多く、入所者の相談内容も多様化していますが、できる部分についてはできるだけ個々に対応を図っています。24 時間の管理運営体制の問題については、現状でも難しい状況となっています。

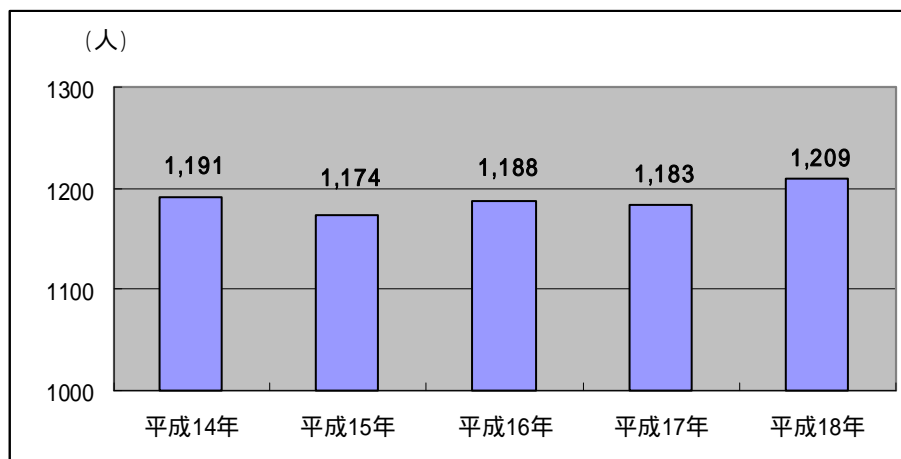
父子家庭については、制度としての支援体制は充分ではなく、効果的な支援のあり方が求められています。

生活保護制度は、生活困窮者に対し公的扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度です。

平成 18 年度の生活保護世帯数は 905 世帯で、年々増加傾向にあります。

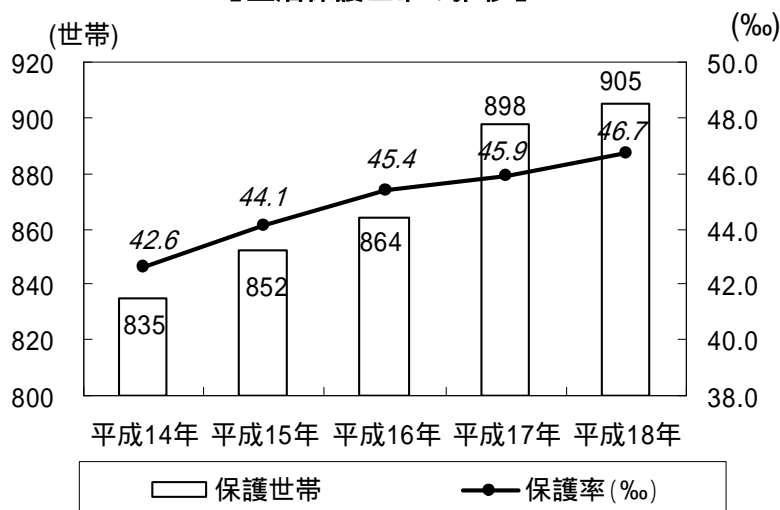
地域で様々な課題を抱え、困難な状況に陥っている人たちの存在をしっかりと認識し、誰でも社会を構成する一員として対等であり、このような人たちに対して、自ら生活を切り開いていけるように関係機関と連携して、お互いの人権が尊重される地域社会を創っていくことが必要です。

【母子医療給付対象者数の推移】



資料：住民課

【生活保護世帯の推移】



資料：福祉課

主要施策

(1) 一人親家庭への生活安定と自立支援の促進

一人親家庭の生活安定のための支援や自立のための雇用、就業の促進を図ります。

一人親家庭に対する日常生活支援事業の継続実施

(2) 一人親家庭への相談体制の充実

一人親家庭の実態を的確に把握し、家庭生活の悩みや精神的な負担の軽減を図るため、相談指導体制を充実します。

県と連携した相談体制の充実
一人親家庭を支える団体の支援および地域での支援体制の充実

(3) 母子寮の運営改善

入所者の相談体制の維持のほか、安全で安心して暮せる母子寮づくりを目指すとともに、寮の24時間体制での運営管理については、継続して最善策の検討に努めます。

母子寮の安全対策の確保
民間委託を含めた運営管理体制のあり方の検討

(4) 低所得者への支援

低所得者については、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、支援に努めます。

民生・児童委員等による生活指導や適切な相談の充実

7 社会保障制度の充実

現状と課題

急速な人口の高齢化と生活習慣、疾病構造の変化などにより、医療費は各保険制度とも年々高騰し、極めて厳しい財政状況にあります。

本町の国民健康保険事業の保険給付額は平成18年度で約19億1千万円であり、多少の増減はあるものの、おおむね増加傾向にあります。

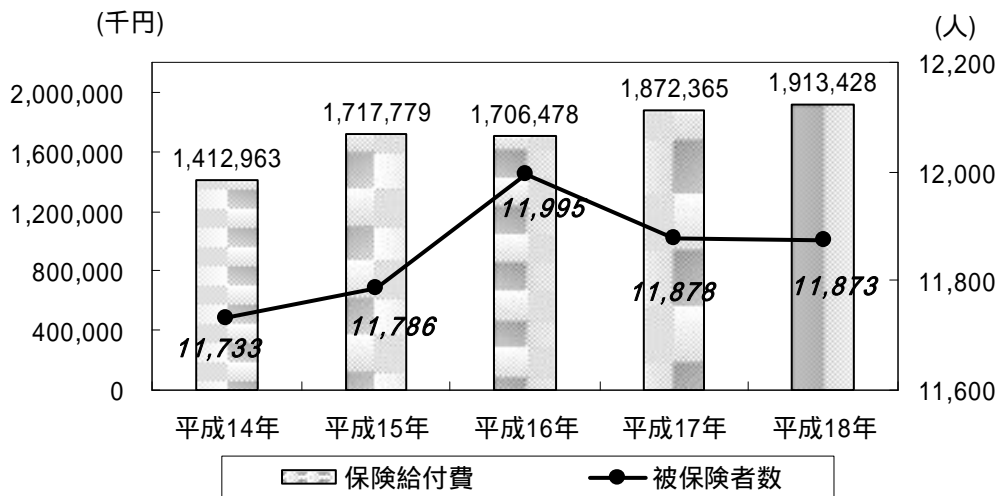
背景として、「雇用環境の影響による社会保険から国保への流入」「被保険者を対象にした保健事業が十分行き届いていない」「多受診、重複受診が目立つ」などが考えられます。

増加する医療費に対して適正な税の賦課額が保たれていないため、一般会計から約1億円以上の赤字補填をしています。

今後は、収納率の向上とともに、制度の啓発や医療費の適正化への取組みが必要となっています。

介護保険については、第4期に入ろうとしている中、制度の正しい理解を促すため、広報などを通じた啓発活動の推進などが求められています。

【国民健康保険の給付状況】



単位(千円)

年度	被保険者数(年度末)	保険給付											
		総数		療養諸費						出産育児一時金		葬祭給付	
		件数	金額	療養給付費		療養費		計		件数	金額	件数	金額
平成14年	11,733	87,717	1,412,963	85,856	1,371,048	1,595	14,225	87,451	1,385,273	73	21,900	193	5,790
平成15年	11,786	102,912	1,717,779	100,995	1,679,483	1,649	14,326	102,644	1,693,809	59	17,700	209	6,270
平成16年	11,995	109,107	1,706,478	107,033	1,666,180	1,823	17,108	108,856	1,683,288	58	17,400	193	5,790
平成17年	11,878	119,582	1,872,365	117,289	1,831,467	2,033	17,978	119,322	1,849,445	56	16,800	204	6,120
平成18年	11,873	126,153	1,913,428	123,463	1,873,390	2,410	20,308	125,873	1,893,698	39	12,500	241	7,230

資料：住民課

主要施策

(1) 国民健康保険の健全化

徴収率の向上、住民の健康づくりの推進による医療費の適正化、および制度についての理解を含めた納入義務等に対する啓発活動を推進します。

財源確保のための適正な税率の見直しと制度に対する理解の浸透および保険税の収納率向上
新たな高齢者医療制度の創設、高額医療費共同事業等による医療給付適正化の推進
広報活動、医療費通知などにより相互扶助の国民健康保険制度の周知と被保険者の健康管理意識の高揚
疾病の早期発見、早期治療のための健康診査などの保健事業の充実による健康づくりの推進

(2) 介護保険事業の円滑な運営

福岡県介護保険広域連合のもとで、制度の正しい普及や啓発に努め、事業の円滑な推進を図ります。

(3) 後期高齢者医療制度の円滑な推進

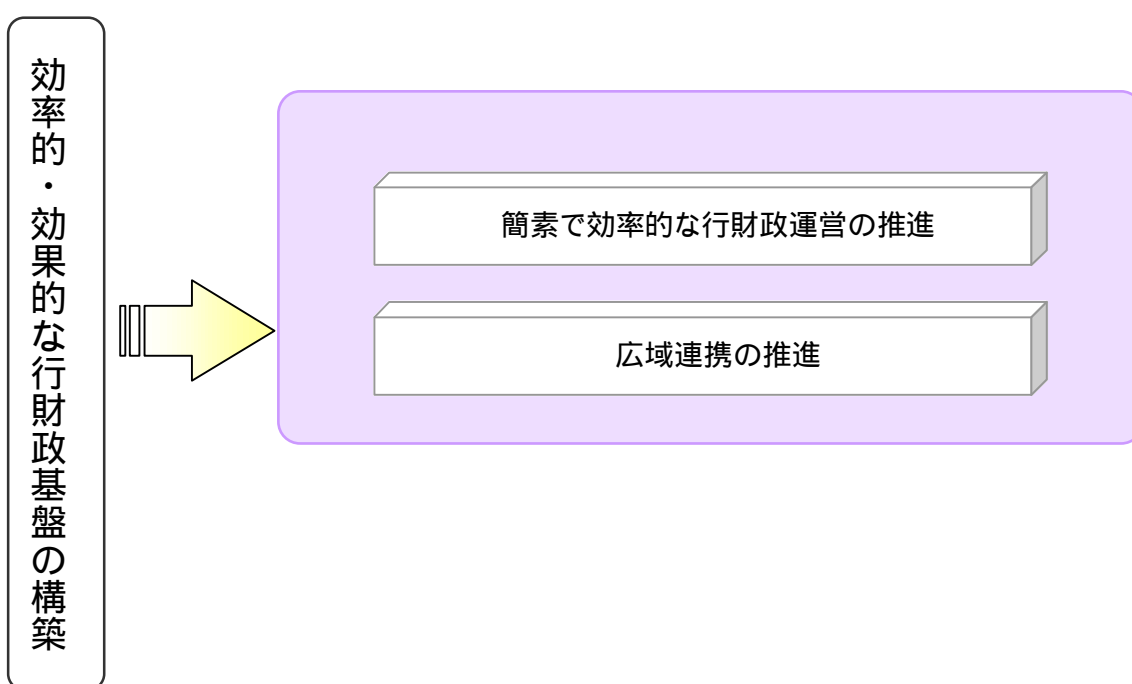
平成20年度から始まる後期高齢者医療制度の周知徹底のため、啓発活動を通して制度の円滑な推進を図ります。

第8章 効率的・効果的な行財政基盤の構築

基本方針

行財政改革による効率的な行財政運営の推進、職員の資質向上さらには近隣市町との広域連携を通して、地方分権時代や多様化する住民ニーズに柔軟に対応できる自立した行財政基盤をつくります。

施策体系



1 簡素で効率的な行財政運営の推進

現状と課題

多様化・高度化する住民ニーズと社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応するため、情報化などによる行政事務の合理化、効率化を図り、簡素で効率的な行政機構を構築することが必要です。職員の資質向上を含めた行財政運営は、住民の関心度も高いことから特に重要な課題となっています。

本町では、職員定員適正化計画に基づく計画的な職員削減を進めてきており、一定の成果を挙げていますが、引き続き民間活力の活用などを含め限られた職員で行政運営の効率化を図る必要があります。

地方分権の推進や行政組織のスリム化のために職員一人ひとりがまちづくりのプロとして、政策立案能力や法務能力の向上を図るなど資質の向上を図り、様々な行政課題に的確に対応し、組織を活性化させ成果をあげていくことが求められます。

本町では、現在、人材育成計画に基づき人事考課制度を試行していますが、早期に本格実施を行う必要があります。また、職員研修については、福岡県市町村職員研修所が実施する各種研修への参加を中心に、関係機関が開催する研修への参加のほか必要に応じて町独自の研修を実施しています。

健康面では、心のケアのため全職員を対象としたメンタルヘルス研修会を実施しています。情報化については、職員全員にパソコンの普及が完了したほか、地域イントラネット基盤促進事業により主要公共施設間の光ファイバーネットワークの敷設や情報通信システム整備促進事業により公共施設予約システムを構築しました。

本町の財政は、三位一体の改革により、国庫補助金の縮減、地方交付税の減額、国から地方への税源移譲が実施され、国と地方の財源配分が見直されましたが、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源は確保されていません。一方、特別会計への繰出金や広域行政事務組合の負担金が増加しており、極めて厳しい状況に直面しています。

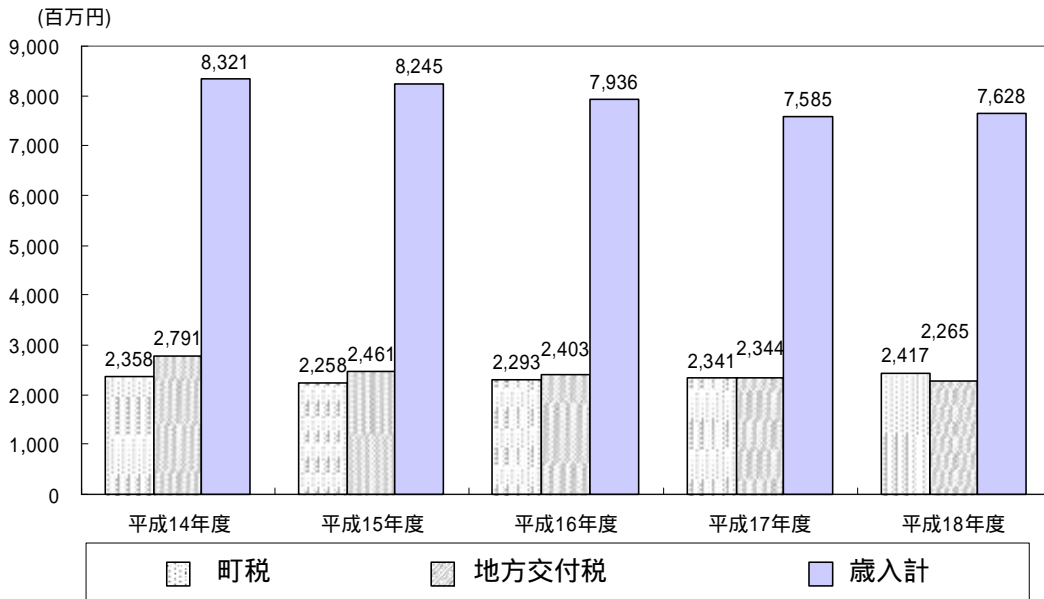
財源の確保等については、現在、行財政改革緊急行動計画、集中改革プランによって進めていますが、歳入面の強化が課題となっています。

依存財源である国・県の補助制度の効果的、計画的な活用が必要です。

自主財源である町税の公平な賦課と徴収の強化や受益者負担に基づいた使用料、手数料などの適正化については、計画的に進めています。税收確保については、滞納処分の強化を図り公正かつ確実な町税の確保に組織をあげて取り組むことが必要です。

【財政の状況】

主要項目別歳入の推移



一般会計項目別決算状況

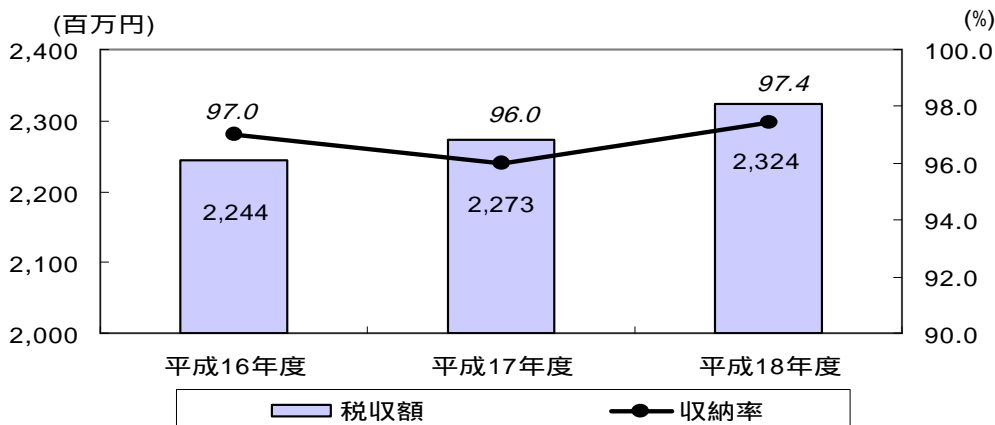
(単位:千円)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
歳入	町税	2,358,216	2,257,835	2,293,400	2,340,543	2,416,974
	地方交付税	2,791,175	2,460,651	2,402,918	2,344,097	2,265,226
	使用料及び手数料	481,671	470,232	466,380	473,664	463,078
	国庫支出金	552,162	620,035	546,019	482,754	543,329
	県支出金	390,553	459,634	405,704	425,750	401,019
	町債	781,900	1,071,300	1,125,000	520,500	464,700
	その他	764,904	816,759	1,063,633	945,853	1,022,769
	歳入計	8,120,581	8,156,446	8,303,054	7,533,161	7,577,095
歳出	人件費	1,735,166	1,708,735	1,729,948	1,628,522	1,443,876
	物件費	1,216,604	1,174,150	1,198,296	1,144,749	1,051,093
	扶助費	693,689	895,827	1,004,146	971,111	1,043,072
	公債費	846,516	909,765	1,335,013	915,279	899,332
	補助費等	1,155,589	1,164,809	1,177,889	1,140,944	1,255,059
	繰出金	838,526	786,249	859,377	906,369	963,229
	投資的経費	1,225,672	1,042,722	607,381	466,950	472,137
	その他	278,600	290,994	235,336	186,988	184,854
歳出計	7,990,362	7,973,251	8,147,386	7,360,912	7,312,652	

資料:企画財政課

【税収の状況】

税収額および収納率の推移(一般会計)



主要項目別税収の推移(一般会計)

(単位:千円)

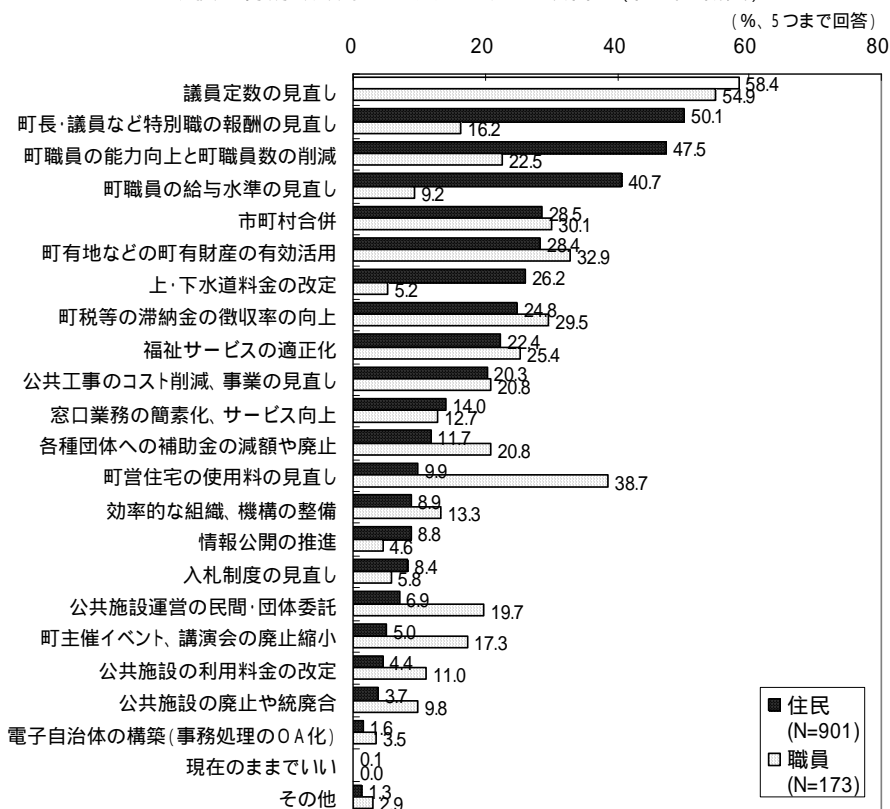
	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	収入額	収納率	収入額	収納率	収入額	収納率
町民税	901,297	97.15%	929,685	97.92%	1,039,634	97.92%
固定資産税	1,065,045	96.50%	1,071,514	96.55%	1,005,364	96.46%
軽自動車税	43,932	92.40%	46,146	94.31%	47,905	94.68%
たばこ税	198,959	100.00%	190,718	100.00%	196,704	100.00%
その他	34,873	100.00%	34,926	50.97%	34,861	100.00%
計	2,244,106	97.03%	2,272,989	96.01%	2,324,468	97.40%

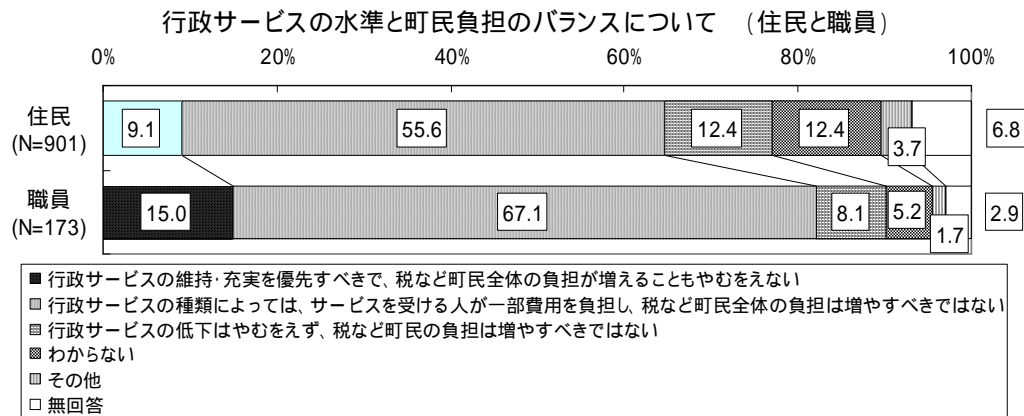
(注) 1 その他は国県等施設の土地使用による交付金等
2 現年度分のみ

資料: 税務課

【アンケート調査結果】

今後の行財政改革で重点をおくべき項目 (住民と職員)





主要施策

(1) 柔軟で効率的な行政運営の推進

職員定員適正化計画に基づく定員管理に努め、その中で新たな制度や臨時的なプロジェクトへの対応が柔軟に図れるような組織運営に努めます。

- 効率的かつ新たな行政ニーズに対応可能な組織機構の検討
- 時間外勤務の多い部署についての時差出勤の検討
- グループ制についての調査研究

(2) 行政職員としての資質向上への取組み

「スペシャリスト」と「ジェネラリスト」の育成を念頭に、効果的な研修システムの活用や適正な評価システムにより資質の向上に努めます。併せて、職員一人ひとりの心身に合わせた健康づくりを推進します。

- 人材育成計画の見直し
- 組織の効率的・効果的運営と職員の能力開発を促進するための本格的な人事考課制度への取組み促進
- リーダーシップ発揮のための管理職マネジメント能力の向上
- 職員研修システムの充実強化
- 心の健康づくりのための体制づくり

(3) 情報基盤整備による高度情報化の推進

情報基盤の整備に合わせた文書管理、施設管理をはじめインターネットを活用した事務の効率化を図ります。

母子寮、児童少年相談センター、高齢者福祉センターとのネットワークの整備
電子決裁システム、電子申請および電子入札システムの導入
公共施設予約システムの再構築
町ホームページの充実強化

(4) 中・長期的な展望に立った効率的な財政運営の確立

歳出については民間活力の導入などにより、行政コストの削減を推進します。

歳入については、町税が自主財源の要であり、職員の徴収のための能力向上や住民とのコミュニケーションが図れるよう体制づくり、人づくりに努めます。また、滞納者への納税意識の啓発や積極的な滞納対策により徴収率の向上を図ります。

使用料・手数料などについては、適正な受益者負担の観点から見直しに向けて努力します。

指定管理者制度など民間活力の導入推進
国・県の補助制度の効果的な活用
職員の能力アップのための研修システムの検討
インターネットを利用した公売システムの導入
公共施設使用料の減免基準の見直し
町税、使用料、保育料などの口座振替の促進
町有地の有効活用
猪熊町営住宅跡地の宅地開発
事務事業評価制度の導入

2 広域連携の推進

現状と課題

広域行政については、北九州都市圏広域行政計画に基づいて隣接市町との情報の交換を行っています。

図書館については広域利用が始まり、公共施設の広域的利用が促進されたほか、遠賀郡・中間市からの可燃ごみ処理については、北九州市への搬入が始まりました

今後は、地方分権の推進や財政状況の悪化により、広域的な連携による効率的で質の高い住民サービスが求められます

介護保険事業は福岡県介護保険広域連合で実施していますが、地域の特性に応じたきめ細かなサービスの提供ができないなどデメリットも生じています。

遠賀・中間地域広域行政事務組合では、ごみ処理、し尿処理、火葬施設、老人福祉施設、休日急病センター、農業共済事業、消防の事務を共同処理していますが、構成市町の危機的な財政状況を踏まえ、将来の展望に立った行財政改革が求められています。

市町合併については福岡縣市町村合併推進構想や近隣自治体の動向を見ながら適切な対応が求められます。

消防の広域化については、福岡縣市町村消防広域化推進計画との整合性を考慮した関係市町村との調整が求められます。

主要施策

(1) 広域連携の強化

地方分権の効率的な推進や財政的な効果が図れる広域連携を推進します。

防災、下水道などにおける近隣市町との連携強化
 広域的な施設利用の促進
 消防の広域化及び消防署建替にあわせて町内に分署の設置を検討
 市町村合併に向けた情報収集等の継続実施
 水道事業の北九州市への統合の検討



資 料

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、水巻町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、水巻町総合計画に関する事項を審議するため、水巻町総合計画審議会（以下「審議会」という。）をおく。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じて水巻町の総合計画に関する事項について調査、審議を行う。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験を有するもの
- (2) 町議会議員
- (3) 町教育委員会の委員
- (4) 町農業委員会の委員
- (5) 町の各種団体の役員
- (6) 町民で町長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第5条 委員の任期は審議会の答申が終了するまでとする。ただし、任期中であっても委員が任命されたときの要件を欠くにいたったときは、当該委員はその職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年1月25日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第33号)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。



水巻町総合計画審議会委員名簿

委員選出根拠		氏名	所属団体等
第1号委員	学識経験者	細野 賢治	九州共立大学経済学部准教授
第2号委員	町議会議員	岡田 選子	
	町議会議員	吉武 文王	
	町議会議員	柴田 正詔	
第3号委員	教育委員会委員	大村 正義	
第4号委員	農業委員会委員	木寺 敬一郎	
第5号委員	各種団体	住吉 康德	商工会
	各種団体	矢崎 徳納	区長会
	各種団体	永澤 信夫	老人クラブ連合会
	各種団体	安部 圭子	文化連盟
	各種団体	加賀 淳子	女性団体、ボランティア連合会
	各種団体	矢野 識	民生委員協議会
	各種団体	上田 光代	健康づくり推進協議会
	各種団体	白石 眞	地域安全パトロール
第6号委員	住民代表	大橋幸子	

水巻町総合計画審議会諮問・答申

水 企 第 4 0 1 号

平成 19 年 9 月 19 日

水巻町総合計画審議会 会 長 様

水巻町長 矢野 繁敏

第4次水巻町総合計画について(諮問)

水巻町総合計画審議会条例(平成9年条例第6号)第3条の規定により、下記のとおり
諮問します。

記

1. 第4次水巻町総合計画基本構想について
2. 第4次水巻町総合計画前期基本計画について

平成 2 0 年 2 月 1 4 日

水巻町長 矢野 繁敏 様

水巻町総合計画審議会
会 長 矢 崎 徳 納

第4次水巻町総合計画について(答申)

平成19年9月19日付 水企第401号をもって諮問されました、第4次水巻町総合計画については、水巻町総合計画審議会条例第3条の規定に基づき慎重な審議を重ねた結果、「第4次水巻町総合計画 基本構想及び前期基本計画」を別冊のとおり答申いたします。

なお、この答申に基づき速やかに計画を決定し、その趣旨を広く町民に周知するとともに、町の将来像である「人が輝き 安心して暮らせる町 みずまき」の実現に向けて健全な行財政運営に努め、町民と一体となって計画を推進されるよう要望いたします。